

各区役所の所在地

	所在地
門司区役所	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1
小倉北区役所	〒803-8510 小倉北区大手町1-1
小倉南区役所	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2
若松区役所	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1
八幡東区役所	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1
八幡西区役所	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3
戸畑区役所	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1

お知らせ

障害者自立支援ショップ 一丁目の元気

障害のある人が心をこめて作ったクッキーや木製品、生活雑貨などを販売しています。また、おくつろぎいただける喫茶コーナーもございます。

〒802-0002 北九州市小倉北区京町一丁目6-1
TEL 093-383-6061
FAX 093-383-6062

北九州共同受注センター

障害福祉サービス事業所等への食料品・物品の購入や清掃・印刷など役務業務の発注のご相談をお受けしています。

業務の発注をお考えの方は、お問い合わせ下さい。

〒803-0813 北九州市小倉北区城内1-1
(北九州市役所内)

TEL 093-616-2639
FAX 093-616-2649

北九州市 障害福祉ガイド (令和8年度版)

編集・発行/北九州市保健福祉局障害福祉部障害福祉企画課
〒803-8501 北九州市小倉北区城内1-1
TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

令和8年9月発行

北九州市
障害福祉ガイド

令和8年度版
北九州市

北九州市 障害福祉ガイド



令和8年度版
北九州市

NUKUMORI
PLUS
アートプロジェクト



(ホームページQRコード)

はじめに

「障害福祉ガイド」は、障害のある人やその家族が利用できる福祉サービス等を紹介するための冊子です。

各種サービスを利用する場合の目安を示すものとして、また、障害のある人の福祉に関する情報を入手するための手段としてご活用いただき、詳細については、それぞれの窓口にお問い合わせください。

また、北九州市公式ホームページにおいても本市の障害福祉に関する様々な情報をご覧いただけます。



■北九州市公式ホームページ（福祉ページにジャンプします）

https://www.city.kitakyushu.lg.jp/kurashi/menu_00034.html

[トップページ](#) ⇒ [くらしの情報](#) ⇒ [健康・福祉](#) ⇒ [福祉](#) ⇒ [障害者支援](#)

※ 原則として、令和8年4月1日現在の情報を掲載しています。
今後、制度の内容等が変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

※ 利用対象である年齢や障害の種類等を次のとおり表記しています。

児 …… 18歳未満の障害のある人

者 …… 18歳以上の障害のある人

身 …… 身体障害

知 …… 知的障害

精 …… 精神障害

難 …… 難病

障害の種類や年齢制限の表記がない場合は、利用対象となるか、必ず窓口でご確認ください。

1. 障害程度別サービス一覧《抜粋》	1
2. 相談の窓口	7
3. 手帳	19
4. 障害者総合支援法等のサービス概要	20
5. 介護保険	33
6. 医療	35
7. 補装具費の支給・日常生活用具の給付等	46
8. 療育・リハビリテーション	53
9. 在宅生活の支援	56
10. 手当・年金等	68
11. 税金	76
12. 公共料金の割引・郵便関連のサービス	83
13. 仕事	86
14. 住宅の確保・改造	90
15. 外出の利便	92
16. 余暇の活用	106
17. ボランティア等	111
18. 選挙	112
19. 市政テレビ・ホームページ等	115
20. 障害福祉に関する放送番組	116
21. 施設等の紹介	117
22. 障害のある人に関するマーク等	126
23. 各区役所の窓口電話番号一覧	128

もくじ

1 障害程度別サービス一覧《抜粋》

身体障害	1
知的障害	3
精神障害	4
身体障害者障害程度等級表	5

2 相談の窓口

高齢者・障害者相談コーナー	7
障害者基幹相談支援センター	7
障害者虐待防止センター	8
障害者差別解消相談コーナー	8
ヤングケアラー相談支援窓口	8
子ども総合センター(児童相談所)	9
在宅の障害のある子どもの外来相談(障害児等療育支援事業)	9
総合療育センター	10
総合療育センター西部分所	10
総合療育センター地域支援室	10
医療的ケア児コーディネーター	10
おもちゃライブラリー等	11
特別支援教育相談センター	11
精神保健福祉相談員	12
精神保健福祉相談・アルコール相談	12
精神保健福祉センター	12
夜間・休日精神医療電話相談窓口	12
障害福祉センター(地域リハビリテーション推進課)	13
介護実習・普及センター「テクノ北九州」	13
発達障害者支援センター「つばさ」	13
ひきこもり地域支援センター すてっぷ	14
ピアカウンセリング事業	14
難病に関する相談機関	15
北九州市小児慢性特定疾病支援室	15
障害者福祉会館	16
障害者芸術文化応援センター	16
点字図書館	16
視聴覚障害者情報センター	16
聴覚障害者情報センター	17
福岡県運営適正化委員会	17
身体障害者相談員・知的障害者相談員	17
民生委員・児童委員	18
社会福祉協議会	18
北九州市障害者自立支援協議会	18

3 手帳

身体障害者手帳	19
療育手帳	19
精神障害者保健福祉手帳	19

4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系	20
利用の手続き	21
計画相談支援	22
障害福祉サービス	23
地域相談支援	26
地域生活支援事業	27
障害のある子どもの施設やサービス	28
障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲	29

5 介護保険

在宅サービス	34
施設サービス	34

6 医療

小児慢性特定疾病医療費の給付	35
自立支援医療費(育成医療)の給付	35
自立支援医療費(精神通院医療)の給付	35
自立支援医療費(更生医療)の給付	36
重度障害者医療費の助成	36
高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種事業	37
高齢者用肺炎球菌予防接種事業	37
带状疱疹予防接種事業	38
北九州市在宅人工呼吸器使用患者支援事業	38
後期高齢者医療制度	39
特定医療費(指定難病)の助成	40
特定疾患治療研究事業による助成	45

7 補装具費の支給・日常生活用具の給付等

補装具費(購入、借受け又は修理)の支給	46
日常生活用具の給付等	47
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	51

8 療育・リハビリテーション

障害のある子どもの両親学級(ペアレントスクール)	53
療育キャンプ	53
身体障害のある人のための各種訓練等	53
視覚障害者生活教室	
音声機能障害者発声訓練	
オストメイト社会適応訓練	
聴覚障害者生活教室	
ことばや聞こえに悩みのある方への相談・支援	54
高次脳機能障害者の集い	55
中途視覚障害者の緊急生活訓練	55

9 在宅生活の支援

日中一時支援事業(日帰りショート)	56
訪問入浴サービス	56
訪問給食サービス	56
在宅重度身体障害者の訪問診査	57
身体障害者巡回相談	57
重度障害者大学等進学支援事業	57
医療的ケア児レスパイト事業	58
重度障害者入院時コミュニケーション支援事業	58
要約筆記者の派遣	59
手話通訳者の派遣	59
盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣	59
市議会本会議・委員会傍聴時の補聴器及びヒアリンググループの利用	60
ヒアリンググループ(聴こえをよくする装置)の貸し出し	60
公文書の点字シール貼付	60
補助犬の貸与	61
障害者パソコンサポーターの派遣	61
もらって安心災害情報配信サービス	62
ファクス119	62
NET119緊急通報システム	62
ファックス110番	63
110番アプリシステム	63
あんしん通報システム	64

携帯電話の緊急速報メール	64	15 外出の利便	
北九州市・防災X（旧ツイッター）	64	移動支援事業	92
視覚障害・聴覚障害のある人に対する避難情報の提供	65	リフトバスの運行	92
防災アプリ「ハザードン」	65	車いす対応路線バスの運行	92
粗大ごみ持ち出しサービス	66	重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成	93
ふれあい収集	66	福祉有償運送	94
高齢者・障害者あんしん法律相談	67	自動車運転免許取得の助成	95
地域福祉権利擁護事業	67	身体障害者用自動車改造費の助成	95
成年後見制度利用支援事業	67	駐車禁止除外指定車の標章の交付	95
成年後見支援センター	67	有料道路の通行料金割引	96
10 手当・年金等		ふくおか・まごころ駐車場制度	97
児童扶養手当	68	市営駐車場等の駐車料金の割引	98
特別児童扶養手当	68	市営自転車駐車場の料金割引	99
産科医療補償制度	69	エレベーター自動運転システムの導入	100
障害児福祉手当	69	ハート・プラスマークの配布	101
特別障害者手当	70	ヘルプマーク・ヘルプカードの配布	101
外国人重度障害者給付金	70	運賃割引（JR）	102
特別障害給付金制度	71	〃（西鉄バス、筑豊電鉄）	103
心身障害者扶養共済	71	〃（市営バス、市営渡船、JRバス）	104
重度心身障害者介護見舞金	72	〃（モノレール、タクシー、国内航空、フェリー）	105
障害基礎年金（国民年金）	72	16 余暇の活用	
障害厚生年金（厚生年金）	73	障害児親子レクリエーション	106
障害手当金（厚生年金）	73	レクリエーションキャンプ	106
生活福祉資金貸付制度	74	教養・趣味の講座	106
11 税 金		障害者スポーツ大会	106
税務署（所得税・相続税・贈与税・消費税）	76	アビリンピック福岡（福岡県障がい者技能競技大会）	107
所得税の控除	76	北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」	108
相続税の控除	77	中央図書館郵送貸出制度	109
贈与税の非課税（特定障害者扶養信託）	77	公共施設使用料の減免	109
利子の非課税	77	17 ボランティア等	
消費税の非課税	78	ボランティア等の育成	111
県税事務所（自動車税・個人事業税）	78	18 選 挙	
個人事業税の非課税	78	郵便等による不在者投票	112
個人事業税の減免	78	点字投票・代理投票	113
市税事務所	79	点字・音声版の北九州市長選挙及び北九州市議会議員選挙の「お知らせ」	113
自動車税・軽自動車税の減免	80	投票支援カード・音声版投票所入場整理券	114
市・県民税の控除・非課税	81	19 市政テレビ・ホームページ等	
障害者控除対象者認定書の交付	82	市政テレビ	115
12 公共料金の割引・郵便関連のサービス		ホームページ	115
NHK放送受信料（地上・衛星契約）の免除	83	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	115
郵便関連の減免・各種サービス	84	点字・声・テキスト版の市政だより・市議会だより	115
NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）	84	20 障害福祉に関する放送番組	
携帯電話の障害者割引サービス	85	テレビ・ラジオ	116
13 仕 事		21 施設等の紹介	
公共職業安定所（ハローワーク）	87	障害福祉サービス等指定事業所	117
北九州障害者しごとサポートセンター	87	福祉ホーム・地域活動支援センター	118
障害者職業センター	88	小規模共同作業所・特別支援学校	119
職業能力開発校	88	障害者自立支援ショップ	120
労働者支援事務所	89	ユニバーサルトイレの設置状況	121
障害のある人の雇用促進（事業主制度）	89	授乳室の設置状況	124
重度障害者等就労支援特別事業	89	22 障害のある人に関するマーク等	
14 住宅の確保・改造		障害のある人に関するマーク	126
障害者居住サポート等事業	90	23 各区役所の窓口電話番号一覧	
公営住宅への優遇措置	90	各区役所の窓口電話番号一覧	128
すこやか住宅改造助成	91		

1 障害程度別サービス一覧《抜粋》

●身体障害

※この表は目安としてご利用ください。

(○は該当、一部該当、場合により該当する場合等を示します。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。)

制 度		本文 頁	視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声・言語		肢体不自由						内部障害			
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	
医療	自立支援医療費の給付	36	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	重度障害者医療費の助成	36	○	○					○								○	○					○	○		
	後期高齢者医療制度	本文39頁をご覧ください。																								
日常生活 支援	補装具費(購入、借受け又は修理)の支給	46	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				
	日常生活用具の給付等	47	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
療育・ リハビリ テーション	障害のある子どもの両親学級	53															○	○	○	○	○	○				
	療育キャンプ	53															○	○	○	○	○	○				
	視覚障害者生活教室	53	○	○	○	○	○	○																		
	音声機能障害者発声訓練	53												○	○											
	オストメイト社会適応訓練	53																				○	○	○	○	
	聴覚障害者生活教室	53							○	○	○		○													
	中途視覚障害者の緊急生活訓練	55	○	○	○	○	○	○																		
在宅生活 の支援	日中一時支援事業(日帰りショート)	56	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	訪問入浴サービス	56							○ 平衡								○	○					○	○		
	訪問給食サービス	56	○	○					○								○	○					○	○		
	在宅重度身体障害者の訪問診査	57															○	○								
	身体障害者巡回相談	57															○	○	○	○	○	○				
	重度障害者大学等進学支援事業	57															○									
	要約筆記者の派遣	59							○	○	○		○													
	手話通訳者の派遣	59							○	○	○		○	○	○											
	盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣	59	○	○					○																	
	公文書の点字シール貼付	60	○	○	○	○	○	○																		
	補助犬の貸与	61	○	○					○								○	○								
	障害者パソコンサポーターの派遣	61	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ファクス119	62							○	○	○		○	○	○											
	NET119緊急通報システム	62							○	○	○		○	○	○											
	あんしん通報システム	64	○	○					○								○	○					○	○		
	視覚障害・聴覚障害のある人に対する避難情報の提供	65	○	○					○																	
	高齢者・障害者あんしん法律相談	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	地域福祉権利擁護事業	67	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
手当・ 年金等	児童扶養手当	68	○	○					○								○	○					○	○		
	* 特別児童扶養手当	68	○	○	○				○	○				○	○		○	○	○	○			○	○	○	
	* 障害児福祉手当	69	○	○					○	○				○			○	○					○	○		
	* 特別障害者手当	70	○	○					○	○				○			○	○	○				○	○	○	
	外国人重度障害者給付金	70	○	○					○								○	○					○	○		
	特別障害給付金制度	本文71 頁をご覧ください。																								

制 度		本文 頁	視覚障害						聴覚・平衡機能障害						音声・言語		肢体不自由						内部障害			
			1	2	3	4	5	6	2	3	4	5	6	3	4	1	2	3	4	5	6	1	2	3	4	
手 当 ・ 年 金 等	心身障害者扶養共済	71	○	○	○				○	○				○		○	○	○				○	○	○		
	* 重度心身障害者介護見舞金	72	○	○					○	○				○		○	○	○				○	○	○		
	障害基礎年金	本文72頁をご覧ください。																								
	障害厚生年金	本文73頁をご覧ください。																								
	生活福祉資金貸付制度	74	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
税 金	所得税の控除	76	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	相続税の控除	77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	贈与税の非課税	77	○	○					○							○	○					○	○			
	利子の非課税	77	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	消費税の非課税	78	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	個人事業税の非課税	78	○	○	○																					
	個人事業税の減免	78	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	自動車税・軽自動車税の減免	本文80頁をご覧ください。																								
	市・県民税の控除・非課税	81	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	郵便 関連 の サ ー ビ ス	NHK受信料の免除	83	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
郵便関連の減免・各種サービス		84	○	○					○							○	○					○	○			
青い鳥郵便葉書の無償配付		84	○	○					○							○	○					○	○			
NTT無料電話番号案内		85	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○									
携帯電話の障害者割引サービス		本文85頁をご覧ください。																								
仕 事	重度障害者等就労支援特別事業	本文89頁をご覧ください。																								
住 宅	公営住宅への優遇措置	90	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	すこやか住宅改造成	91	○	○					○							○	○	○				○	○			
外 出 の 利 便	移動支援事業	92														○	○									
	同行援護サービス	本文23頁をご覧ください。（障害者総合支援法の障害福祉サービス）																								
	リフトバスの運行	92	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成	93	○	○												○	○					○	○			
	福祉有償運送	本文94頁をご覧ください。																								
	自動車運転免許取得の助成	95	○	○	○	○			○	○	○			○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	
	身体障害者用自動車改造費の助成	95														○	○									
	駐車禁止除外指定車の標章の交付	95	○	○	○	○			○	○	平衡					○	○	○	○	○	○		○	○	○	
	有料道路の通行料金割引	96	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	ふくおか・まごころ駐車場制度	本文97頁をご覧ください。																								
	市営駐車場等の駐車料金の割引	98	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
市営自転車駐車場の料金割引	99	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
運賃割引（JRなど）	本文102～105頁をご覧ください。																									
余 暇 の 活 用	障害児親子レクリエーション	106														○	○	○	○	○	○					
	レクリエーションキャンプ	106														○	○	○	○	○	○					
	中央図書館郵送貸出制度	109	○	○	○	○	○	○	○	○				○		○	○	○				○	○	○		
	公共施設使用料の減免	本文109～110頁をご覧ください。																								
選 挙	郵便等による不在者投票	112														○	○					○	○	○		

*の手当については、さまざまな認定基準があるため、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

●知的障害

※この表は目安としてご利用ください。

(○は該当、一部該当、場合により該当する場合等を示します。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。)

制 度		知的障害		本文頁
		A	B	
医 療	重度障害者医療費の助成	○		36
	後期高齢者医療制度	本文39頁		
援生活日 護活常	日常生活用具の給付等	○		47
在宅生活の 支 援	日中一時支援事業(日帰りショート)	○	○	56
	訪問給食サービス	○		56
	障害者パソコンサポーターの派遣	○	○	61
	高齢者・障害者あんしん法律相談	○	○	67
	地域福祉権利擁護事業	○	○	67
	成年後見制度利用支援事業	○	○	67
	成年後見支援センター	○	○	67
手 当 ・ 年 金 等	児童扶養手当	○	○	68
	* 特別児童扶養手当	○	○	68
	* 障害児福祉手当	○		69
	* 特別障害者手当	○		70
	外国人重度障害者給付金	○		70
	特別障害給付金制度	本文71頁		
	心身障害者扶養共済	○	○	71
	* 重度心身障害者介護見舞金	○		72
	障害基礎年金	本文72頁		
	障害厚生年金	本文73頁		
	生活福祉資金貸付制度	○	○	74
	所得税の控除	○	○	76
税 金	相続税の控除	○	○	77
	贈与税の非課税	本文77頁		
	利子の非課税	○	○	77
	消費税の非課税	○	○	78
	自動車税・軽自動車税の減免	本文80頁		
	市・県民税の控除・非課税	○	○	81

制 度		知的障害		本文頁
		A	B	
公 共 料 金 等	NHK受信料の免除	○	○	83
	青い鳥郵便葉書の無償配付	○		84
	N T T 無料電話番号案内	○	○	85
	携帯電話の障害者割引サービス	本文85頁		
仕 事	重度障害者等就労支援特別事業	本文89頁		
確 保 ・ 改 造 住 宅 の	公営住宅への優遇措置	○	○	90
	すこやか住宅改造助成	○		91
外 出 の 利 便	移動支援事業	○		92
	リフトバスの運行	○	○	92
	重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成	○		93
	自動車運転免許取得の助成	○	○	95
	駐車禁止除外指定車の標章の交付	○		95
	有料道路の通行料金割引	○		96
	ふくおか・まごころ駐車場制度	○		97
	市営駐車場等の駐車料金の割引	○	○	98
	市営自転車駐車場の料金割引	○	○	99
活 余 暇 の 用	運賃割引 (J R など)	本文 102 頁 ~ 105 頁		
	中央図書館郵送貸出制度	○		109
	公共施設使用料の減免	本文 109 頁 ~ 110 頁		

*の手当については、さまざまな認定基準があるため、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

●精神障害

※この表は目安としてご利用ください。

(○は該当、一部該当、場合により該当する場合等を示します。詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。)

制 度		1 級	2 級	3 級	本文頁
医 療	自立支援医療費の給付	○	○	○	35
	重度障害者医療費の助成	○			36
	後期高齢者医療制度	本文39頁			
援生 日 護 活 常	日常生活用具の給付等	○			47
在 宅 生 活 の 支 援	日中一時支援事業(日帰りショート)	○	○	○	56
	訪問給食サービス	○			56
	障害者パソコンサポーターの派遣	○	○	○	61
	高齢者・障害者あんしん法律相談	○	○	○	67
	地域福祉権利擁護事業	○	○	○	67
	成年後見制度利用支援事業	○	○	○	67
	成年後見支援センター	○	○	○	67
手 当 ・ 年 金 等	児童扶養手当	○			68
	* 特別児童扶養手当	○	○		68
	* 障害児福祉手当	○			69
	* 特別障害者手当	○			70
	外国人重度障害者給付金	○			70
	特別障害給付金制度	本文71頁			
	心身障害者扶養共済	○	○		71
	* 重度心身障害者介護見舞金	○			72
	障害基礎年金	本文72頁			
	障害厚生年金	本文73頁			
	生活福祉資金貸付制度	○	○	○	74
	所得税の控除	○	○	○	76
税 金	相続税の控除	○	○	○	77
	贈与税の非課税	○			77
	利子の非課税	○	○	○	77
	消費税の非課税	○	○	○	78
	自動車税・軽自動車税の減免	○			80
	市・県民税の控除・非課税	○	○	○	81

制 度		1 級	2 級	3 級	本文頁
公 共 料 金 等	NHK受信料の免除	○	○	○	83
	N T T 無料電話番号案内	○	○	○	85
	携帯電話の障害者割引サービス	本文85頁			
仕 事	重度障害者等就労支援特別事業	本文89頁			
確 保 ・ 改 造	公営住宅への優遇措置	○	○		90
	すこやか住宅改造助成	○			91
外 出 の 利 便	移動支援事業	○			92
	リフトバスの運行	○	○	○	92
	重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成	○			93
	自動車運転免許取得の助成	○	○	○	95
	駐車禁止除外指定車の標章の交付	○			95
	ふくおか・まごころ駐車場制度	○			97
	市営駐車場等の駐車料金の割引	○	○	○	98
活 余 暇 の 用	市営自転車駐車場の料金割引	○	○	○	99
	運賃割引 (J R など)	本文102頁～105頁			
	公共施設使用料の減免	本文109頁～110頁			

【注意】

※ 上記「外出の利便」欄に掲載していない交通機関については、割引・助成の対象となりませんのでご注意ください。

国内航空、フェリーの割引については、各社によって異なります。

詳しくは各交通機関の窓口にお問い合わせください。

*の手当については、さまざまな認定基準があるため、詳しくは各担当窓口にお問い合わせください。

身体障害者障害程度等級表

* 7級の障害は1つのみでは手帳交付の対象となりません。

級 別	視 覚 障 害	聴覚又は平衡機能の障害		音 声 機 能、 言 語 機 能 又はそしやく 機能の障害	肢 体 不	
		聴 覚 障 害	平衡機能 障害		上 肢	下 肢
1 級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。)が0.01以下のもの				1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度(1/4視標による。以下同じ。)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(1/2視標による。以下同じ。)が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの
3 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く。) 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの	平衡機能の極めて著しい障害	音声機能、言語機能又はそしやく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
4 級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く。) 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能、言語機能又はそしやく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して、10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの
	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障害		1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢を足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの
6 級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害
7 級					1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの
備考	1. 同一の等級について二つの重複する障害がある場合は、1級うへの級とする。ただし、二つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2. 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3. 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。					

※太字実線より上は、J R運賃割引者のうち、第1種身体障害者（本人及び介護者1名が割引対象）の範囲を示す。（第2種身体障害者（本人のみ割引対象）はそれ以外の部分である。）なお、身体障害者総合等級1級の場合は、第1種身体障害者として取り扱う。

自由			心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の機能障害																																				
体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害		心臓機能障害	じん臓機能障害	呼吸器機能障害	ぼうこう又は直腸の機能障害	小腸機能障害	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	肝臓機能障害																														
	上肢機能	移動機能																																					
体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの																														
1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの																														
体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの(社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。)																														
	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの																														
体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの	2つ以上の障害が重複する場合の取扱い 1. 障害等級の認定方法 <table><tr><th>合計指数</th><th>認定等級</th></tr><tr><td>18 以上</td><td>1 級</td></tr><tr><td>11 ～ 17</td><td>2 級</td></tr><tr><td>7 ～ 10</td><td>3 級</td></tr><tr><td>4 ～ 6</td><td>4 級</td></tr><tr><td>2 ～ 3</td><td>5 級</td></tr><tr><td>1</td><td>6 級</td></tr></table> 2. 合計指数の算定方法 <table><tr><th>障害等級</th><th>指 数</th></tr><tr><td>1 級</td><td>18</td></tr><tr><td>2 級</td><td>11</td></tr><tr><td>3 級</td><td>7</td></tr><tr><td>4 級</td><td>4</td></tr><tr><td>5 級</td><td>2</td></tr><tr><td>6 級</td><td>1</td></tr><tr><td>7 級</td><td>0.5</td></tr></table>							合計指数	認定等級	18 以上	1 級	11 ～ 17	2 級	7 ～ 10	3 級	4 ～ 6	4 級	2 ～ 3	5 級	1	6 級	障害等級	指 数	1 級	18	2 級	11	3 級	7	4 級	4	5 級	2	6 級	1	7 級	0.5
合計指数	認定等級																																						
18 以上	1 級																																						
11 ～ 17	2 級																																						
7 ～ 10	3 級																																						
4 ～ 6	4 級																																						
2 ～ 3	5 級																																						
1	6 級																																						
障害等級	指 数																																						
1 級	18																																						
2 級	11																																						
3 級	7																																						
4 級	4																																						
5 級	2																																						
6 級	1																																						
7 級	0.5																																						
	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの																																					
	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの																																					
4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第一指骨間関節以上を欠くものをいう。 5. 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6. 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長(上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの)をもって計測したものをいう。 7. 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。																																							

2 相談の窓口

高齢者・障害者相談コーナー

障害者手帳の交付をはじめとする、各種障害福祉制度の利用相談の窓口です。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
門司区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1 (門司区役所内)	093-321-4800 <093-321-4802>	J R「門司港駅」 バス「門司区役所前」
小倉北区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒803-8510 小倉北区大手町1-1 (小倉北区役所内)	093-582-3430 <093-562-1382>	J R「西小倉駅」 バス「小倉北区役所前」
小倉南区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2 (小倉南区役所内)	093-951-4126 <093-923-0520>	モノレール「北方駅」 バス「小倉南区役所前」
若松区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1 (若松区役所内)	093-751-4800 <093-751-0044>	J R「若松駅」 バス「若松区役所前」
八幡東区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1 (八幡東区役所内)	093-671-4800 <093-662-2781>	バス「八幡東区役所下」 「八幡東区役所」
八幡西区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3 (八幡西区役所内)	093-645-4800 <093-642-2941>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
戸畑区 高齢者・ 障害者相談コーナー	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1 (戸畑区役所内)	093-881-4800 <093-881-5353>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑区役所前」

受付時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00 (木曜日のみ19:00まで)

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

障害者基幹相談支援センター

障害のある人やその家族から様々な相談を受け付ける総合相談窓口であり、訪問支援（アウトリーチ）を含む相談対応を行います。

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。

開館時間 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (電話相談は24時間365日受付)

閉 館 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市障害者基幹相談支援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた6階)	093-861-3045 <093-861-3095>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	http://www.shien-c.com	
	メールアドレス	chiiki@shien-c.com	

障害者虐待防止センター **者**

障害者虐待に関する相談・通報等を受け付け、障害者虐待の防止や早期発見、障害のある人及び養護者に対する支援等を行います。

【障害者虐待の通報について】

障害者虐待防止法では、『障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない』とされています。障害のある人が虐待を受けたと思われる場合は、速やかに通報してください。

○電話受付 **☎093-861-3111**(24時間365日受付)

開館時間 月曜日～金曜日 9:00～17:45 (左記時間以外にも、電話による相談・通報に応じます)

閉館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市障害者虐待防止センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた6階)	093-861-3111 <093-861-3122>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	メールアドレス	k-gyakutai@shien-c.com	

障害者差別解消相談コーナー

障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
障害者差別解消相談コーナー	〒803-8501 小倉北区城内1-1 北九州市役所8階	093-582-5515 <093-582-5516>	J R「西小倉駅」 バス「北九州市役所前」
	メールアドレス	s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp	

ヤングケアラー相談支援窓口

ヤングケアラー(※)の早期発見・支援のため、ヤングケアラーやその家族、関係機関からの相談に対応し、公的サービス(介護保険サービス、障害福祉サービス等)の案内や、必要に応じて学校と連携した支援等を行います。

※家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

相談時間 火曜日～土曜日 10:30～18:30
(日曜日、月曜日(月曜日が祝日の場合はその翌日も)、祝日、年末年始は休み)

サービスを利用できる人：北九州市内在住のヤングケアラーやその家族、関係機関

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市 ヤングケアラー相談支援窓口	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた2階)	093-482-6577 <093-482-6578>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	メールアドレス	young_carer@kitafj.or.jp	

子ども総合センター（児童相談所）

○子ども総合センター（児童相談所）

18歳になるまでの子どもにおける心身の発達の遅れ、非行、不登校等について、児童福祉司や児童心理司などの専門スタッフが相談に応じます。

また、虐待されている子どもや、家庭で育てることができない子どもについての相談にも応じます。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市 子ども総合センター（児童相談所）	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた5階)	093-881-4556 <093-881-8130>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

○24時間子ども相談ホットライン

学校や友だち等のことで悩む子どもからの相談のほか、子育てに悩む親からの相談、虐待に関する通報等を専門の電話相談員が24時間電話で応じます。

また、子ども総合センター閉庁時における児童虐待緊急相談に対応することで、早期発見及び早期対応を図ります。

T E L 093-881-4152

○親子のための相談 LINE

困りごとや悩みを抱える子どもや、子育てに対する不安を抱える親からの相談を専門の相談員が「LINE」で応じます。

相談時間 毎日 10:00～20:00（12月29日から1月3日までを除く）



在宅の障害のある子どもの外来相談（障害児等療育支援事業）

在宅の障害のある子ども及び家族等に対して、施設への外来の方法により、各種の相談・指導を行います。

事 務 局	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
児童発達支援センター 北九州市立到津ひまわり学園	〒803-0846 小倉北区下到津一丁目8-8	093-592-4739 <093-592-4740>	バス「小倉北特別支援学校」
児童発達支援センター 北九州市立若松ひまわり学園	〒808-0016 若松区原町12-34	093-751-2719 <093-751-2761>	バス「上原町」
児童発達支援センター 引野ひまわり学園	〒806-0057 八幡西区鉄王一丁目11-30	093-621-0015 <093-621-0035>	バス「引野市民センター」
児童発達支援センター あゆみひまわり学園	〒800-0242 小倉南区津田一丁目13-16	093-475-6812 <093-475-6813>	バス「津田第一」、「津田第二」
北九州市立 総合療育センター（地域支援室）	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-4	093-922-6886 <093-383-8202>	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」
北九州市立 総合療育センター西部分所	〒806-0066 八幡西区若葉一丁目8-1	093-632-3600 <093-632-3636>	筑豊電鉄「今池」 バス「竹末市民センター」

総合療育センター

障害のある人の医療及び療育（リハビリ）のための病院であり、社会福祉施設です。乳幼児期の早期療育から成人期の機能維持・健康管理に至るまで、医師をはじめ医療と福祉の専門家が治療や療育の相談に応じます。サービスは、通所・通院や入所・入院によるもののほか、ご自宅や普段利用されている施設（保育所・幼稚園等）へのスタッフの派遣も行っています。在宅で重度の障害がある人の通所施設も併設しています。利用を希望される場合は、電話でご予約ください。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 総合療育センター	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-4	(代)093-922-5596 <093-952-2713> 小児科・整形外科 内科・リハビリテーション科 泌尿器科・耳鼻咽喉科 精神科・児童精神科 眼科・歯科・婦人科 小児歯科・矯正歯科 初診専用 093-922-5838 再診専用 093-922-5839	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」

総合療育センター西部分所

総合療育センターの支所で提供しているサービスは通所及び通院です。利用を希望される場合は、電話でご予約ください。なお、通院については、総合療育センターで新患診察等を受けた後の再診や療育（リハビリ）のみとなります。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 総合療育センター 西部分所	〒806-0066 八幡西区若葉一丁目8-1	小児科 内科 リハビリテーション科 整形外科 歯科 小児歯科 (代) 093-632-3600 <093-632-3636>	筑豊電鉄「今池」 バス「竹末市民センター」

総合療育センター地域支援室

障害のある児童を対象に、安心して地域で暮らすための相談に応じます。相談員（社会福祉士）、保育士、看護師、理学療法士、作業療法士、リハビリ工学技士がご自宅や活動場所に出向き皆さまのご相談に応じます。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 総合療育センター（地域支援室）	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-4	093-922-6886 <093-383-8202>	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」
	メールアドレス	shien@kitaq-src.jp	

医療的ケア児コーディネーター 児

医療的ケアが必要な子どもの子育てや制度、支援等に関する相談に応じ、関係機関へつなぎます。

相談時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み)

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 総合療育センター（地域支援室）	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-4	093-922-6886 <093-383-8202>	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」

おもちゃライブラリー等

〔対象者〕

児童及びその家族、障害児施設・保育所・幼稚園等の職員

〔内容〕

おもちゃ・絵本・遊具等の貸出や、おもちゃに関する各種相談、創作・研修活動等を行っています。

	名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
本館	東 館 (くまちゃんライブラリー)	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-4 (総合療育センター内)	090-6363-2142	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」
		【開館時間】 火曜・木曜日 10:00～13:00 土曜日 13:00～16:00	※祝日・休日は休館	
	西 館 (うさぎちゃんライブラリー)	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ5階 (西部障害者福祉会館内)	093-631-2909 <093-631-2909>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
		【開館時間】 月曜・木曜日 10:00～13:00 第1・3土曜日 13:00～16:00	※祝日・休日は休館	

	名 称	所 在 地	電話番号(問合せ)	最寄りの交通機関
分館	門司分館 (ぞうさんライブラリー)	〒801-0872 門司区谷町一丁目8-8 (光の子学園内)	093-332-0515	J R「門司港駅」 バス「谷町」
		【開館時間】 第1・3水曜日 15:00～16:00	※祝日・休日は休館	

名 称	所 在 地	電話番号(問合せ)	最寄りの交通機関
おもちゃ図書館ピノキオ	〒808-0024 若松区浜町一丁目10-25 (洞海工芸舎1階)	090-3073-2298 (岡原)	J R「若松駅」 バス「若松区役所前」
	【開館時間】 水曜日、第2・4土曜日 10:00～15:00 ※祝日・休日は休館		

特別支援教育相談センター 児

特別な支援の必要な幼児児童生徒やその保護者、学校等への専門的な相談支援を行う機関です。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市立 特別支援教育相談センター	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-2	093-921-2230 <093-923-3010>	J R「城野駅」 モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」

〔内容〕

○巡回相談事業 ○就学相談事業 ○教育相談事業 ○通級相談事業
○早期相談事業 の5つの相談事業を行っています。

〔相談時間〕

月曜日～金曜日 9:00～16:00 (電話による相談も受け付けます)

〔申込方法〕

幼児・児童・生徒が在籍する各園(所)・校を通じて、申込書を特別支援教育相談センターのホームページより、電子申請

精神保健福祉相談員 ㊟

〔対象者〕

精神障害のある人及びその家族等

〔内容〕

保健師や精神保健福祉士等が相談に応じます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

精神保健福祉相談・アルコール相談 ㊟

〔対象者〕

こころの悩みや不安、不眠、アルコール問題、認知症などでお困りの人及びその家族等

〔内容〕

医師や酒害相談員が相談に応じます。（予約制）

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

精神保健福祉センター ㊟

精神保健福祉に関する研修・普及・啓発などの事業を行っています。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市立 精神保健福祉センター	〒802-8560 小倉北区馬借一丁目7-1 (総合保健福祉センター5階)	093-522-8729 <093-522-8776>	モノレール「旦過駅」 バス「市立医療センター前」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

夜間・休日精神医療電話相談窓口 ㊟

〔対象者〕

精神障害のある人及びその家族等

〔内容〕

夜間・休日に精神医療についての相談ができる窓口（精神保健福祉士などが対応）。
必要に応じて、適切な窓口の紹介等を行う。

相談時間 平日夜間17:00～翌日8:30

休日（土曜日、日曜日、祝日、年末年始）8:30～翌日8:30

TEL 093-647-3350 FAX 093-613-2887

障害福祉センター（地域リハビリテーション推進課）

身体又は知的に障害のある人の各種の相談に応じ、必要な判定及び助言指導等を行います。

〔内容〕

センターの相談・判定日及び受付時間

科目等	判定日	受付時間	科目等	相談日等	受付時間
リハビリテーション科	第1～4水曜日	13:00～14:00	言語相談・支援	月～金曜日	9:00～17:00
			心理・職能判定		
			障害年金診断 (知的障害のみ)	第1火曜日	午後

※判定は「予約制」になっていきますので、住所地の区役所高齢者・障害者相談コーナーを通じて来所する日時を予約してください。（言語の相談・支援等については、直接、障害福祉センターへ）

※詳細は障害福祉センターか区役所高齢者・障害者相談コーナーへお尋ねください。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立障害福祉センター (地域リハビリテーション推進課)	〒802-8560 小倉北区馬借一丁目7-1 (総合保健福祉センター3階)	093-522-8724 <093-522-8772>	モノレール「旦過駅」 バス「市立医療センター前」

介護実習・普及センター「テクノケア北九州」

介護テクノロジー機器（福祉用具・介護ロボット・ICT 機器など）を展示し、試用体験や選定について専門職が助言を行います。また、介護講座や研修会を開催するとともに、住まいや施設等へ訪問を行い、介護の仕方や排泄ケア、機器の活用方法についての相談支援を行います。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 介護実習・普及センター 「テクノケア北九州」	〒802-8560 小倉北区馬借一丁目7-1 (総合保健福祉センター 1階)	093-522-8721 <093-522-8771>	モノレール「旦過駅」 バス「市立医療センター前」

開館時間 火曜日～日曜日 9:00～17:30 ホームページ <https://techcarekitakyushu.jp/>

休 館 日 月曜日、祝・休日、年末年始

発達障害者支援センター「つばさ」

自閉スペクトラム症等の発達障害について、本人や家族、関係機関、施設等からの相談に応じ、情報提供や助言、関係機関との連携・調整等を行う相談支援機関です。

あわせて、自閉スペクトラム症等の発達障害について、普及・啓発や専門性を高めることを目的とした研修を行います。

開館時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

閉 館 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市発達障害者支援センター 〈つばさ〉	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-2 (小倉総合特別支援学校内)	093-922-5523 <093-922-5523>	モノレール「北方駅」 バス「北方小学校前」
北九州市発達障害者支援センター 〈つばさ〉西部分所	〒808-0132 若松区大字小敷566-8 (小池学園内)	093-922-5523 <093-922-5523>	J R 「本城駅」 バス「小池学園前」
ホームページ		https://www.tsubasa.kitaq-src.jp	
メールアドレス		kitakyu.tsubasa@kitaq-src.jp	

ひきこもり地域支援センター すてっぷ 者

〔対象者〕

ひきこもりの方及びその家族等

〔内容〕

電話・来所・訪問による相談、フリースペースの開催、イベント・講座など啓発事業、関係機関との連携など。

開所時間 月曜日～金曜日 9:00～17:00

相談受付 10:00～16:00

閉所日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市ひきこもり地域支援センター すてっぷ	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた2階)	093-873-3130 <093-873-3133>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	https://www.step-kita.com	
	メールアドレス	step@step-kita.com	

ピアカウンセリング事業

〔対象者〕

市内に居住している障害のある人及び難病患者

障害のある人等の3親等内の親族であって、市内に居住している方

〔内容〕

障害のある人等が自らピアカウンセラーとなって、同じ障害や難病を抱える方や家族の相談に応じることで、必要な情報を提供し、障害や難病を抱える方々が自立した日常生活を営めるように支援します。

〔窓口〕

ピアカウンセリングの種類	事業所名	所 在 地	電話＜ファックス＞番号
精神障害	ウエンディ	〒800-0025 門司区柳町二丁目2-8	093-383-3169 <093-391-2167>
薬物依存	PLANET（プラネット）	〒802-0056 小倉北区黒住町22-1	093-923-9240 <093-923-9240>
身体障害 (聴覚障害・主に先天性)	北九州市聴覚障害者協会	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた7階)	093-881-0114 <093-881-0114>
身体障害 (聴覚障害・主に中途)	北九州市 難聴者・中途失聴者協会	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウエルとばた6階)	093-883-3113 電話は火曜日のみ <093-883-3113>
難 病	福岡県難病団体連絡会 北九州市支部	—	(県本部) 092-751-2109 <092-751-2170>

難病に関する相談機関 ㊦

名 称	内 容	問 合 せ
北九州市 難病相談支援センター	難病のある人、そのご家族・支援者等の各種ご相談に対応しています。 ●相談支援（療養・日常生活・公的手続き等の個別相談） ●患者・家族会支援 ●難病医療講演会・相談会の開催 ●就労支援 ●ピア・サポーターの養成等	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借 1丁目7-1 総合保健福祉センター6階 対応時間：8:30～17:15 休み：土・日・祝日・年末年始 TEL 093-522-8761
福岡県 難病相談支援センター（福岡センター）	難病患者さんとそのご家族、支援者の各種ご相談等に対応します。 ●各種相談対応（療養・日常生活・公的手続き等の相談） ●患者会の紹介、地域交流会の支援 ●就労相談・支援 ●講演会・研修会情報の提供 ●ピアサポーター養成講座の開催、ピア相談の支援	〒812-8582 福岡市東区馬出 3-1-1 九州大学病院・北棟 2 階 ブレインセンター前 https://www.fnanbyou-c.org/ 対応時間：9:00～16:00 休み：土・日・祝日・年末年始 代 表：092-643-1390 難病・小慢：092-643-8292 療養相談等：092-643-1379
	難病 ネットワーク	
	小児慢性特定疾病 児童等自立支援	
福岡県 難病相談支援センター（北九州センター）	難病患者さんとそのご家族、支援者の各種ご相談等に対応します。 ●各種相談対応（療養・日常生活・公的手続き等の相談） ●患者会の紹介、地域交流会の支援 ●就労相談・支援 ●講演会・研修会情報の提供 ●ピアサポーター養成講座の開催、ピア相談の支援	〒802-8560 北九州市小倉北区馬借 1丁目7-1 総合保健福祉センター6階 対応時間：9:00～16:00 休み：土・日・祝日・年末年始 TEL 093-522-6641

※詳しくは各窓口にお問い合わせください。

北九州市小児慢性特定疾病支援室

慢性的な病気を抱え、長期にわたり療養を必要とする子どもとそのご家族などからの相談に応じ、情報の提供や助言、関係機関との連絡調整等必要な支援を行っています。

開所時間 月曜日～金曜日 9:00～17:45
閉 所 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市小児慢性特定疾病支援室	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた6階)	093-861-3046 <093-861-3095>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	http://shouman.shien-c.com/	
	メールアドレス	shouman@shien-c.com	

障害者福祉会館

障害のある人の相互親睦と自主活動の促進、ボランティアや地域社会との交流の場として、東部障害者福祉会館と西部障害者福祉会館があります。各種の趣味や教養講座も開催しています。

利用時間 月曜日、水曜日～日曜日 9:30～21:00(日曜日のみ18:00まで)

休館日 火曜日(その日が祝日に当たるときは、翌日も休み)、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市立 東部障害者福祉会館	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階	093-883-5550 <093-883-5551>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
北九州市立 西部障害者福祉会館	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ5階	093-645-1300 <093-645-1600>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」

障害者芸術文化応援センター

障害のある人の芸術文化活動の推進を図るため、芸術文化活動に関する各種情報の収集および提供等を行っています。

利用時間 9:30～18:00

休館日 火曜日(その日が祝日に当たるときは、翌日も休み)、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
障害者芸術文化応援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階 (東部障害者福祉会館内)	093-883-5558 <093-883-5551>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

点字図書館 ㊦

視覚障害のある人が情報を収集したり、余暇活動に利用する場所として、点字図書館があります。点字・録音図書及び雑誌の貸出が利用できます。

利用時間 10:00～17:30

休館日 火曜日(その日が祝日に当たるときは、翌日も休み)、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市立点字図書館	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ5階	093-645-1210 <093-645-1601>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」

視聴覚障害者情報センター ㊦

点字・録音図書及び雑誌の紹介、聴覚障害者用字幕(手話)入りビデオ・DVDの貸出が利用できます。点字図書館・聴覚障害者情報センターで借りた図書・DVD等の返却も受け付けます。そのほか、要約筆記者の養成と派遣を行っています。

利用時間 10:00～17:30

休館日 火曜日(その日が祝日に当たるときは、翌日も休み)、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
視聴覚障害者情報センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階 (東部障害者福祉会館内)	093-883-5552 <093-883-5553>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

聴覚障害者情報センター ㊦

聴覚障害のある人が情報の収集や余暇活動に利用する場所として、聴覚障害者情報センターがあります。聴覚障害者用字幕（手話）入りビデオ・DVDの貸出が利用できます。

そのほか、手話通訳者の派遣、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣を行っています。

利用時間 10:00～17:30

休館日 火曜日（その日が祝日に当たるときは、翌日も休み）、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市立 聴覚障害者情報センター	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ5階	093-645-1216 <093-645-3335>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」

福岡県運営適正化委員会

福祉サービスに関する苦情等は、利用者や家族の方と福祉サービスを提供する事業者（施設等）との間でまず解決されることが望めます。まずは各事業者（施設等）の苦情受付担当者や第三者委員へご相談ください。話し合っても解決できない場合や、直接言いにくい場合は福岡県運営適正化委員会へご相談ください。

※ 内容に応じて他の機関をご案内することがあります。

〔対象者〕

福祉サービスの利用者や家族、代理人、当該福祉サービスの提供に関する状況を具体的かつ的確に把握している方等

〔相談日時〕

月曜日～金曜日 9:00～17:00

（土曜日、日曜日、祝日、年末年始は休み）

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号
福岡県運営適正化委員会	〒816-0804 春日市原町3-1-7 クローバープラザ西棟6階	092-915-3511 <092-584-3790>

身体障害者相談員・知的障害者相談員 ㊦㊧

障害のある人や障害のある子どもの福祉に熱意のある民間の協力者が「身体障害者相談員」「知的障害者相談員」になり、障害のある人又はその家族からの様々な相談に応じ、各区役所高齢者・障害者相談コーナーなどの関係機関との連絡調整を行います。

〔問合せ〕

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号 (メールアドレス)	最寄りの交通機関
北九州市 障害者社会参加推進センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階 (東部障害者福祉会館内)	093-883-5554 <093-883-5551> (suishin@kita9-s.com)	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）			

民生委員・児童委員

各地域の担当民生委員・児童委員が障害のある人をはじめ、高齢者、児童・母子世帯など要援護者からの様々な相談に応じ、関係機関と連携するなど社会福祉の増進に努めています。

〔問合せ〕

各区役所 保健福祉課いのちをつなぐネットワーク係（128頁）

社会福祉協議会

地域住民が主体となり、保健・医療・福祉等の専門機関・団体と協力・連携しながら、各種地域福祉活動を推進しています。

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市 社会福祉協議会	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた8階)	093-882-4401 <093-882-3579>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
門司区事務所 (門司区社会福祉協議会)	〒801-8510 門司区清滝一丁目1-1 (門司区役所内)	093-331-3688 <093-331-5994>	J R「門司港駅」 バス「門司区役所前」
小倉北区事務所 (小倉北区社会福祉協議会)	〒803-8510 小倉北区大手町1-1 (小倉北区役所内)	093-571-5452 <093-571-9553>	J R「西小倉駅」 バス「小倉北区役所前」
小倉南区事務所 (小倉南区社会福祉協議会)	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1-2 (小倉南区役所内)	093-951-5388 <093-951-5391>	モノレール「北方駅」 バス「小倉南区役所前」
若松区事務所 (若松区社会福祉協議会)	〒808-8510 若松区浜町一丁目1-1 (若松区役所内)	093-761-3422 <093-761-3660>	J R「若松駅」 バス「若松区役所前」
八幡東区事務所 (八幡東区社会福祉協議会)	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1-1 (八幡東区役所内)	093-681-6601 <093-681-6013>	バス「八幡東区役所下」 「八幡東区役所」
八幡西区事務所 (八幡西区社会福祉協議会)	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階	093-642-5035 <093-642-5077>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
戸畑区事務所 (戸畑区社会福祉協議会)	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1-1 (戸畑区役所内)	093-871-3259 <093-881-8557>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑区役所前」

開館時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

休 会 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

北九州市障害者自立支援協議会

この協議会では、支援困難な状態が解決されていない事例の支援検討を行っています。また、障害のある人やその支援者等、地域生活に関係する人のつながりの強化や情報共有等を目的とした「地域生活関係者交流会」（届出制）も開催しています。

〔窓口〕

事 務 局	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
北九州市 障害者基幹相談支援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた6階)	093-861-3045 <093-861-3095>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
北九州市障害者自立支援協議会 ホームページ		https://kitakyushu-net.shien-c.com	

3 手 帳

身体障害者手帳 ⑤

〔対象者〕

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳病変による運動機能障害）、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障害のある人

〔内容〕

障害の程度によって1級から6級までに区分されます。（等級表5～6頁）
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために必要な手帳です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

療育手帳 ⑥

〔対象者〕

子ども総合センター又は障害福祉センター（地域リハビリテーション推進課）において知的障害と判定された人

〔内容〕

障害の程度によってA又はBに区分されます。
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために必要な手帳です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

精神障害者保健福祉手帳 ⑦

〔対象者〕

精神障害のために、長期にわたり日常生活または社会生活への制約がある人

〔内容〕

障害の程度によって、1級から3級までに区分されます。
このガイドブックで紹介される制度などを利用するために役立つ手帳です。

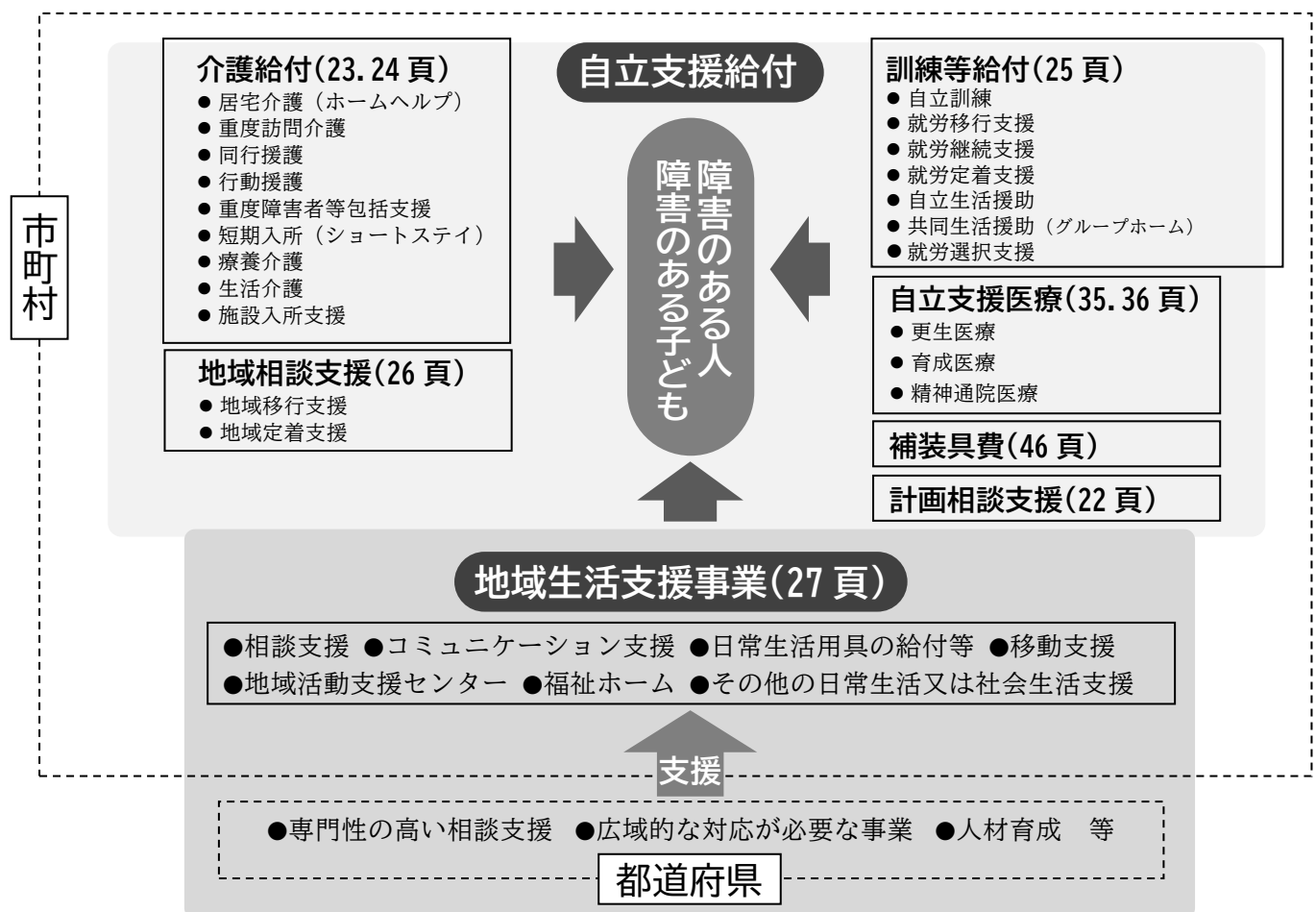
〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

4 障害者総合支援法等のサービス概要

福祉サービスの体系 ⑤⑦⑧⑨

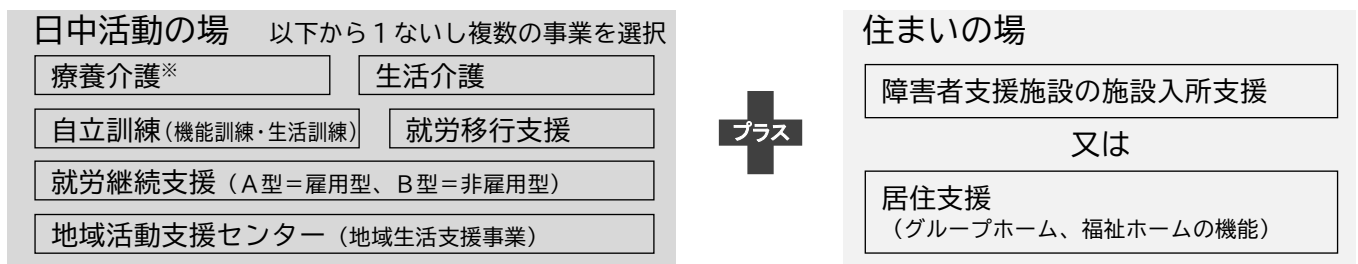
障害者総合支援法による、総合的な支援は、自立支援給付と地域生活支援事業で構成されています。サービスは、個々の障害のある人々の支援の必要の度合や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況、サービスの利用に関する意向等）をふまえ、個別に支給決定が行われる「障害福祉サービス」と、市町村の創意工夫により、利用者の方々の状況に応じて柔軟に実施できる「地域生活支援事業」に大別されます。



■日中活動と住まいの場の組み合わせ例

入所施設のサービスを、昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）に分けることにより、サービスの組み合わせを選択できます。

事業を利用する際には、利用者一人一人の個別支援計画が作成され、利用目的に合ったサービスが提供されます。



※療養介護については、医療機関への入院とあわせて実施

利用の手続き

■障害福祉サービス利用開始までの流れ

サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、

障害のある人の心身の状況(障害支援区分)

サービスの利用意向

を把握し、サービス等利用計画(案)を参考に支給決定を行います。

社会活動や介護者、居住等の状況

訓練・就労に関する評価

障害福祉サービスの利用相談 [各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー]

利 用 申 請

介 護 給 付

訓練等給付・地域相談支援

心身の状況に関するアセスメント

・障害支援区分とは

障害支援区分とは、障害のある人に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分(区分1～6:区分6の方が必要度が高い)です。介護給付の必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、導入されました。

障害支援区分の一次判定

医師意見書

二 次 判 定(審査会)

審査会は、障害保健福祉をよく知る委員で構成されます

障害支援区分※の認定

介護給付では区分1～6の認定が行われます

サービス等利用計画案※の作成

(利用者は、特定相談支援事業者に作成を依頼し、申請窓口に提出します。)

暫定支給決定

訓練・就労評価項目

個別支援計画

一定期間、サービスを利用し、①ご本人の利用意思の確認
②サービスが適切かどうかを確認
評価項目にそったお一人お一人の個別支援計画を作成し、その結果を踏まえ本支給決定が行われます

必要に応じ、審査会の意見聴取

支 給 決 定

利用できる障害福祉サービスの種類や支給量、利用者負担上限が決定され、受給者証が発行されます

サービス等利用計画※の提出

サービス利用開始

※難病の人は利用申請時に病名を証明するものが必要です。

※サービス等利用計画案の詳細については、22頁の計画相談支援をご覧ください。

計画相談支援

障害のある人及び障害のある子どもの自立した生活を支え、障害のある人及び障害のある子どもの抱える課題の解決や適切なサービス利用を、ケアマネジメントによりきめ細かく支援することを目的に、サービスの支給要否決定を行うにあたって計画相談支援及び障害児相談支援を行い、サービスを利用する計画を作成します。

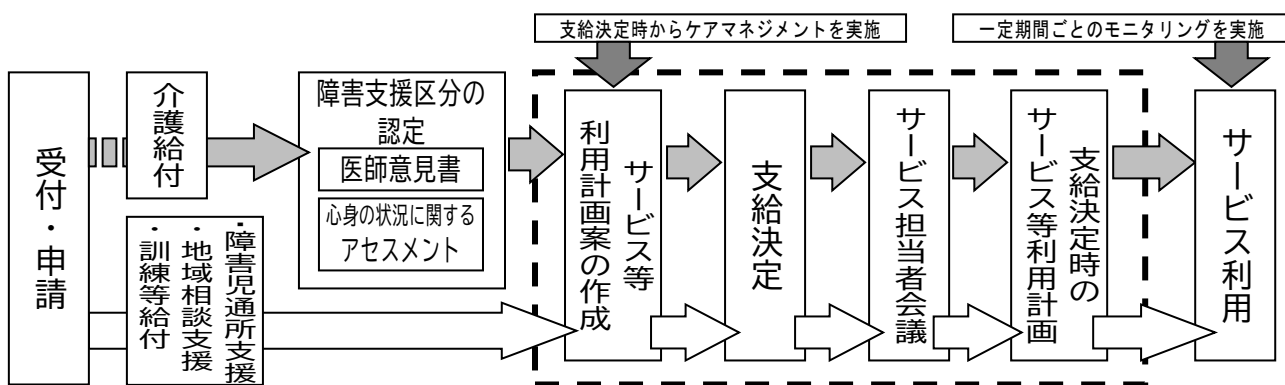
障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援の新規・更新の支給決定にあたっては、サービス等利用計画案、障害児支援利用計画案の提出が必要となりますので、相談支援事業所に作成を依頼し、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）に提出が必要です。

＜サービス等利用計画案・障害児支援利用計画案とは＞

市が指定する相談支援事業者が作成するもので、サービス利用者を支援するための中心的なトータルプランです。相談支援事業者との契約が必要となりますが、利用者負担はありません。

種 類	内 容
計画相談支援	内 容 障害福祉サービス等の新規・更新の支給決定に際して、障害のある人の心身の状況等を勘案した「サービス等利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。 対 象 者 障害福祉サービス及び地域相談支援利用者 利用者負担 ありません。
障害児相談支援	内 容 障害児通所支援の新規・更新の支給決定に際して、障害のある子どもの心身の状況等を勘案した「障害児支援利用計画」を作成し、モニタリングを実施します。 対 象 者 障害児通所支援利用の児童 利用者負担 ありません。

サービス利用の流れ（障害福祉サービス、地域相談支援、障害児通所支援）



※サービス等利用計画は、障害のある子どもの場合は障害児支援利用計画となります。

＜セルフプラン＞

相談支援事業所が見つからない場合や本人が希望する場合には、例外的に、本人や家族等が作成する「セルフプラン」によってサービス等利用計画案、障害児支援利用計画案に代えることも可能です。

障害福祉サービス ④知精難

「障害福祉サービス」には、介護の支援である「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があり、それぞれ利用の際の手続きが異なります。(21頁参照)

利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー(7頁)にご相談ください。

※介護保険の対象者は、介護保険サービスが優先的に適用されます。

※障害福祉サービスを利用する際には、「サービス等利用計画」が必要です。(22頁参照)

種 類		内 容
介 護 給 付	居宅介護 (ホームヘルプ)	内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 対 象 者 障害支援区分が区分1以上(障害のある子どもにあってはこれに相当する心身の状態)である者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	重度訪問介護	内 容 居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行います。 対 象 者 障害支援区分が区分4以上であって、下記のいずれかに該当する者 ① 二肢以上に麻痺等があり、障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されている者 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者であって、適切な支援についてアセスメントやサービス利用計画の作成等された者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	同行援護	内 容 外出時、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出先での必要な援助を行います。 対 象 者 独自の評価指標である同行援護アセスメント票の基準を満たす、視覚に障害があり、移動に著しい困難を有する者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	行動援護	内 容 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある人に対して危険を回避するため、居宅内や外出先での必要な支援を行います。 対 象 者 障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上(障害のある子どもにあっては、これに相当する心身の状態)である者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。

種 類		内 容
介 護 給 付	重度障害者等 包括支援	内 容 ホームヘルプサービス、日中活動サービス及び短期入所等の複数のサービスを包括的に行います。 対 象 者 障害支援区分が区分6（障害のある子どもにあっては区分6に相当する心身の状態）に該当する者のうち、意思疎通を図ることに著しい支障がある者であって、下記のいずれかに該当する者 ① 四肢に麻痺等があり、人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障害のある人 ② 四肢に麻痺等がある、最重度の知的障害のある人 ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上である者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	短期入所 (ショートステイ)	内 容 家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、施設に短期間、入所することができます。 対 象 者 在宅の障害のある人で、障害支援区分1以上か、在宅の障害のある子どもで、障害児短期入所区分1以上の者 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	療養介護	内 容 医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。 対 象 者 ① 障害支援区分が区分6に該当し、気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者 ② 障害支援区分が区分5以上に該当し、以下のいずれかに該当する者 ・重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者 ・医療的ケアスコアが16点以上の者 ・障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上かつ医療的ケアスコアが8点以上の者 ・遷延性意識障害者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者 等 利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 医療保険の医療費、入院時食事療養費の負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。
	生活介護	内 容 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。 対 象 者 障害のある人（障害支援区分が一定以上である者） 利用者負担 所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	施設入所支援	内 容 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。 対 象 者 障害のある人（原則として、障害支援区分が一定以上である者） 利用者負担 ① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 食費、光熱水費等の利用者負担があります。ただし、所得に応じて軽減措置があります。

種 類		内 容	
訓 練 等 給 付	自立訓練	内 容	〈機能訓練・生活訓練〉 自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈宿泊型自立訓練〉 居室その他の設備を利用し、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言等を行います。
		対 象 者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
		内 容	就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、障害福祉サービス事業を行う者などとの連絡調整やその他の必要な支援を行います。
	就労選択支援	対 象 者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
		内 容	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
		対 象 者	障害のある人
	就労移行支援	利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
		内 容	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 〈A型（雇用型）〉 通常の事業所に雇用されることが困難な人に対し、雇用契約に基づく就労機会の提供等を行います。 〈B型（非雇用型）〉 就労経験のある人等に対し、就労の機会や生産活動等の場の提供等を行います。
		対 象 者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
	就労定着支援	内 容	一般企業等への就労に向けた支援として、一定期間、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、障害福祉サービス事業を行う者、医療機関その他の者との連絡調整などを行います。
		対 象 者	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を受けて一般企業等に新たに雇用された障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
		内 容	障害者支援施設や精神科病院、グループホーム等から退所して単身で生活する者又は同居家族の死亡等により単身で生活する者等が、自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、一定期間、定期的な巡回訪問により、又は随時通報を受け、当該障害のある人からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、その他の援助を行います。
	自立生活援助	対 象 者	障害のある人
		利用者負担	所得に応じて負担上限月額が設定されます。
		内 容	主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
		対 象 者	障害のある人
	共同生活援助 (グループホーム)	利用者負担	① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ※ ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。
		内 容	主として、夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、その他日常生活上の援助を行います。
		対 象 者	障害のある人
		利用者負担	① 所得に応じて負担上限月額が設定されます。 ② 家賃、食費、光熱水費等の利用者負担があります。 ※ ただし、低所得者については、月額1万円を上限として、家賃の助成制度があります。

地域相談支援 ⑤知精難

障害のある人が住みなれた地域を拠点とし、本人の意向に即して充実した生活を送ることができるよう、関係機関が連携し、地域生活への移行（地域移行）や地域生活を継続（地域定着）するための支援を行います。利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）にご相談ください。

※地域相談支援を利用するには、「サービス等利用計画」が必要です。（22頁参照）

種 類	内 容
地域移行支援	内 容 障害者支援施設等に入所している障害のある人又は精神科病院に入院している精神障害のある人について、住居の確保その他地域における生活に移行するための活動に関する相談支援を行います。 対 象 者 ①障害者支援施設や療養介護施設に入所している人 ②精神科病院に入院している精神障害のある人 ③生活保護法で規定する救護施設・更生施設や刑務所・少年刑務所・拘置所・少年院等に入所している障害のある人 利用者負担 ありません。
地域定着支援	内 容 居宅において単身等で生活する障害のある人について、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談支援を行います。 対 象 者 ①居宅において単身であるために緊急時の支援が見込めない人 ②居宅において家族が同居している障害のある人であっても当該家族が障害・疾病等のため緊急時の支援が見込めない人（障害者支援施設や精神科病院等を退所・退院した人など、地域生活が不安定な人を含む） 利用者負担 ありません。

地域生活支援事業

障害のある人が、その有する能力や適性に応じ自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、以下の事業を実施します。なお、対象者、利用者負担、事業内容の詳細については、表中の掲載頁を参照し、各区役所保健福祉課高齢者・障害者相談コーナー（7頁）などにお尋ねください。

北九州市における地域生活支援事業

事業名		内 容	掲載頁
相談支援	相談支援事業	障害のある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供などの必要な支援を行います。	7頁
	居住サポート等事業	一般賃貸住宅への入居の支援や、入居後の地域生活を行うための支援の調整などを行います。	90頁
成年後見制度利用支援事業		成年後見制度の市長及び本人・親族申立てに関する支援及び費用助成を行います。	67頁
意思疎通支援事業		意思疎通を図ることが困難な重度の障害のある人が入院した時に、医療従事者とのコミュニケーションをとるための支援員を派遣して、医療行為を円滑に受けることができるよう支援します。 聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害により、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者等を派遣します。	58頁 59頁
日常生活用具給付等事業		在宅で生活する障害のある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。	47頁
※移動支援事業		余暇活動等の社会参加のための外出の際に、ガイドヘルパーを派遣し、移動の支援を行います。	92頁
地域活動支援センター		障害のある人が、社会との交流促進等を行うために利用する地域活動支援センターの運営事業者に経費を助成します。	117頁
その他事業	※重度障害者大学等進学支援事業	重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人に対して、自宅から大学等への移動と、学校内での活動（排せつや食事等を含む）をヘルパーが支援します。	57頁
	重度障害者等就労支援特別事業	重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場などにおける支援を行います。	89頁
	※訪問入浴サービス事業	移動入浴車が対象者を訪問し、看護師及び介護職員が入浴サービスを行います。	56頁
	福祉ホーム	現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。	117頁
	※日中一時支援事業（日帰りショート事業）	障害者支援施設等で障害のある人（障害のある子どもを含む）の日中活動の場を確保し、家族の介護負担の軽減を図ります。	56頁
	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人の体力増強や交流、余暇等の充実と、障害者スポーツの普及を図るため、各種スポーツ・レクリエーション教室や障害者スポーツ大会を開催します。	106頁 107頁
	中途視覚障害者緊急生活訓練事業	① 視覚障害のある人の生活の質の向上や、社会参加を促進するために、歩行訓練、コミュニケーション訓練、身辺・家事管理など日常生活上必要な訓練等を行います。 ② 視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。	55頁

※印が付いている事業と障害福祉サービス（23頁～25頁）を利用する場合、利用者負担額は障害福祉サービスと合算され、一つの負担上限月額が適用されます。

障害のある子どもの施設やサービス 児 身 知 精 難

種 類			内 容
障 害 児 通 所 支 援	児童発達支援	児童発達支援センター	内 容 児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。 対 象 者 就学していない障害のある子ども 窓 口 子ども総合センター（9頁） 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
		児童発達支援事業	内 容 児童への日常生活における基本的な動作の習得、集団生活への適応のための支援などを行います。 ※ 児童発達支援センターより小規模な事業所です。 対 象 者 就学していない障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	放課後等デイサービス		内 容 授業終了後又は夏休み等の休業日に、生活能力向上のために必要な支援などを行います。 対 象 者 就学している障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	居宅訪問型児童発達支援		内 容 居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得、並びに生活能力の向上のために必要な支援などを行います。 対 象 者 外出することが著しく困難であると認められた障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
	保育所等訪問支援		内 容 保育所等を訪問し、障害のある子どもに対して、障害のある子ども以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。 対 象 者 集団生活を行う施設（保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校など）に通う障害のある子ども 窓 口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
障 害 児 入 所 支 援	障害児入所施設		内 容 障害児入所施設又は指定発達支援医療機関に入所し、日常生活における指導や支援、介護及び治療などを行います。 対 象 者 在宅生活が困難である障害のある子ども 窓 口 子ども総合センター（9頁）

※児童発達支援センターの利用については、子ども総合センター（9頁）若しくは総合療育センター（10頁）での判定（にこにこ通園、きらきら通園を除く）と、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）での申請手続きが必要です。

※障害児通所支援を利用する場合には、「障害児支援利用計画」が必要です。（22頁参照）

利用者負担：① 保護者の所得に応じて負担上限月額が設定されます。

② 就学前の兄弟がいるご家庭では、負担上限額が軽減される場合があります。

③ 障害児入所施設を利用する場合は、食費・光熱水費等の利用者負担があります。
ただし、保護者の所得に応じて軽減措置があります。

④ 満3歳になって初めての4月1日から3年間、利用者負担が無償化されます。

障害者総合支援法の対象となる難病等の範囲

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」による、障害福祉サービス等の対象となっている対象疾病は以下の376疾病です。

番号	疾病名	番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	33	HTLV-1 関連脊髄症	64	環状 20 番染色体症候群
2	アイザックス症候群	34	ATTR-X 症候群	65	関節リウマチ
3	IgA 腎症	35	ADH 分泌異常症	66	完全大血管転位症
4	IgG4 関連疾患	36	エーラス・ダンロス症候群	67	眼皮膚白皮症
5	亜急性硬化性全脳炎	37	エプスタイン症候群	68	偽性副甲状腺機能低下症
6	アジソン病	38	エプスタイン病	69	ギャロウェイ・モワト症候群
7	アッシャー症候群	39	エマヌエル症候群	70	急性壊死性脳症
8	アトピー性脊髄炎	40	MECP2 重複症候群	71	急性網膜壊死
9	アペール症候群	41	LMNB1 関連大脳白質脳	72	球脊髄性筋萎縮症
10	アミロイドーシス	42	遠位型ミオパチー	73	急速進行性糸球体腎炎
11	アラジール症候群	43	円錐角膜	74	強直性脊椎炎
12	アルポート症候群	44	黄色靱帯骨化症	75	巨細胞性動脈炎
13	アレキサンダー病	45	黄斑ジストロフィー	76	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
14	アンジェルマン症候群	46	大田原症候群	77	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
15	アントレー・ビクスラー症候群	47	オクシピタル・ホーン症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
16	イソ吉草酸血症	48	オスラー病	79	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
17	一次性ネフローゼ症候群	49	カーニー複合	80	筋萎縮性側索硬化症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	81	筋型糖原病
19	1p36 欠失症候群	51	潰瘍性大腸炎	82	筋ジストロフィー
20	遺伝性自己炎症疾患	52	下垂体前葉機能低下症	83	クッシング病
21	遺伝性ジストニア	53	家族性地中海熱	84	クリオピリン関連周期熱症候群
22	遺伝性周期性四肢麻痺	54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
23	遺伝性膵炎	55	家族性良性慢性天疱瘡	86	クルーゼン症候群
24	遺伝性鉄芽球性貧血	56	カナバン病	87	グルコーストランスポーター 1 欠損症
25	ウィーバー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	88	グルタル酸血症 1 型
26	ウィリアムズ症候群	58	歌舞伎症候群	89	グルタル酸血症 2 型
27	ウィルソン病	59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	90	クロウ・深瀬症候群
28	ウエスト症候群	60	カルニチン回路異常症	91	クローン病
29	ウェルナー症候群	61	加齢黄斑変性	92	クロンカイト・カナダ症候群
30	ウォルフラム症候群	62	肝型糖原病	93	痙攣重積型(二相性)急性脳症
31	ウルリッヒ病	63	間質性膀胱炎(ハンナ型)		
32	HTRA1 関連脳小血管病				

番号	疾病名
94	結節性硬化症
<u>95</u>	<u>結節性多発動脈炎</u>
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮質異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
<u>103</u>	<u>原発性胆汁性胆管炎</u>
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡の大腸炎
<u>106</u>	<u>顕微鏡的多発血管炎</u>
107	高IgD症候群
108	好酸球性消化管疾患
<u>109</u>	<u>好酸球性多発血管炎性肉芽腫症</u>
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靱帯骨化症
<u>113</u>	<u>甲状腺ホルモン不応症</u>
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症1型
116	高チロシン血症2型
117	高チロシン血症3型
118	後天性赤芽球癆
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群
127	骨髄線維症
<u>128</u>	<u>ゴナドトロピン分泌亢進症</u>
129	5p欠失症候群

番号	疾病名
130	コフィン・シリス症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウィルス角膜内皮炎
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
<u>146</u>	<u>自己免疫性後天性凝固因子欠乏症(※1)</u>
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
<u>153</u>	<u>若年性特発性関節炎</u>
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
<u>159</u>	<u>ジュベール症候群関連疾患</u>
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
<u>164</u>	<u>神経有棘赤血球症</u>
165	進行性核上性麻痺

番号	疾病名
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
<u>167</u>	<u>進行性骨化性線維異形成症</u>
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症
170	進行性ミオクロヌステんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
<u>173</u>	<u>睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症</u>
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン
178	脆弱X症候群
179	脆弱X症候群関連疾患
<u>180</u>	<u>成人発症スチル病</u>
<u>181</u>	<u>成長ホルモン分泌亢進症</u>
182	脊髄空洞症
<u>183</u>	<u>脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)</u>
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアブテリン還元酵素(SR)欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
<u>189</u>	<u>全身性強皮症</u>
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
<u>193</u>	<u>先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症</u>
<u>194</u>	<u>先天性魚鱗癬</u>
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血

番号	疾病名
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群(カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群
221	<u>高安動脈炎</u>
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	<u>多発血管炎性肉芽腫症</u>
225	<u>多発性硬化症／視神経脊髄炎</u>
226	多発性軟骨性外骨腫症
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫

番号	疾病名
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4異常症
240	<u>TSH分泌亢進症</u>
241	TNF受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	<u>特発性大腿骨頭壊死症</u>
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)／LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳腱黄色腫症
268	<u>脳内鉄沈着神経変性症(※2)</u>
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬

番号	疾病名
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	<u>ビタミンD依存性くる病/骨軟化症</u>
291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	<u>皮膚筋炎／多発性筋炎</u>
296	びまん性汎細気管支炎
297	肥満低換気症候群
298	表皮水疱症
299	ヒルシュスブルング病(全結腸型又は小腸型)
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンconi 貧血
304	封入体筋炎

番号	疾病名
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	<u>PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)</u>
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	バーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症
321	ヘモクロマトーシス
322	<u>ペリー病</u>
323	ペルーシド角膜辺縁変性症
324	<u>ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)</u>
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症

番号	疾病名
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	<u>マルファン症候群／ロイス・ディーツ症候群</u>
333	<u>慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー</u>
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性膵炎
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠神てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無 β リポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	<u>免疫性血小板減少症</u>
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症症候群

番号	疾病名
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p欠失症候群
358	<u>ライソゾーム病</u>
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症／ゴーハム病
366	<u>リンパ脈管筋腫症</u>
367	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン・テイピ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスマンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

○下線が引いてある疾病は、過去に疾病名の変更があったものです。

※1 自己免疫性後天性凝固Ⅹ因子欠乏症は、対象疾病番号 146(自己免疫性後天性凝固因子欠乏症)に統合。

※2 旧対象疾病番号 159(神経フェチリン症)は対象疾病番号 268(脳内鉄沈着神経変性症)に統合。

■対象外となった疾病について

法改正等により、障害者総合支援法の対象外となった疾病についても、それ以前に障害福祉サービス等(※)の支給決定等を受けたことがある方は、引き続き利用可能です。

※障害福祉サービス・相談支援・補装具・及び地域生活支援事業
(障害のある子どもの場合は、障害児通所支援と障害児入所支援も含む)

5 介護保険

障害のある人についても、40歳以上であれば介護保険の被保険者となり、介護保険料を納めていただきます。また、要介護認定や要支援認定を受けることで、介護保険サービスを利用することができます。その際、介護保険制度と障害福祉施策に共通する在宅介護サービスは、原則として介護保険制度から提供されることになります。

介護保険料に関する相談や介護保険サービスの利用に関する各種手続きについては、住所地の区役所保健福祉課「介護保険担当」（128頁）へお問い合わせください。

運 営 主 体	制度の運営主体（保険者）は、北九州市です。
---------	-----------------------

	【第1号被保険者】	【第2号被保険者】
加入する方	65歳以上の方	40歳から64歳までの医療保険に加入している方
サービスを利用できる方 (要介護・要支援認定が必要)	① 寝たきりや認知症などで常に介護を必要とする状態（要介護状態）の方 ② 常時の介護までは必要ないが、家事や身じたく等、日常生活に支援が必要な状態（要支援状態）の方	脳血管疾患など主に老化が原因とされる16種類の特定疾病（※）により要介護状態や要支援状態となった方 ※【別表】（下表）参照
介護保険料の納め方	老齢（退職）年金、障害年金、遺族年金の対象年金のうち少なくとも1つが年額18万円以上の方は、年金からの天引きにより納め、それ以外の方は、納付書や口座振替などにより納めていただきます。 ※65歳になると介護保険料の納入方法が変わります。介護保険料の納め忘れに気を付けてください。 なお、保険料の支払が困難な方には、一定の要件に該当する場合に保険料を減免・猶予する制度があります。	医療保険の保険料の中に含まれます。

要介護・要支援認定の手続	介護保険のサービスを利用するには、介護や支援が必要かどうかを判定する「要介護・要支援認定」を受ける必要があります。
--------------	---

利用料の負担	介護保険のサービスを受けたときは、原則としてかかった費用の1割～3割が利用者負担となります。（64歳以下の方の利用者負担割合は1割です。）なお、施設入所の際は、食費と居住費（滞在費）が別途、利用者負担となります。
--------	--

利用料の軽減	① 市民税世帯非課税で介護保険施設等を利用される方は、食費と居住費（滞在費）が軽減される場合があります。 ② 1か月の利用者負担額が一定の上限額を超えた場合、超えた額が払い戻されます。 ※その他一定の要件を満たせば、利用者の負担を軽減する制度があります。
--------	---

【別表】

主に老化が原因とされる16種類の特定疾病

①がん（医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断したものに限る。） ②関節リウマチ ③筋萎縮性側索硬化症 ④後縦靱帯骨化症 ⑤骨折を伴う骨粗鬆症 ⑥初老期における認知症 ⑦進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病 ⑧脊髄小脳変性症 ⑨脊柱管狭窄症 ⑩早老症 ⑪多系統萎縮症 ⑫糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ⑬脳血管疾患 ⑭閉塞性動脈硬化症 ⑮慢性閉塞性肺疾患 ⑯両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

在宅サービス

〔内容〕

●家庭を訪問するサービス

- ・ホームヘルパーの訪問介護
- ・看護師などの訪問看護
- ・リハビリ専門職の訪問リハビリテーション
- ・入浴チームの訪問入浴介護
- ・医師、歯科医師、薬剤師などによる居宅療養管理指導
- ・日中・夜間を通じて、介護・看護サービスを提供する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（要支援の方は利用できません）

●日帰りで通うサービス

- ・デイサービスセンターなどへの通所介護
- ・介護老人保健施設などへの通所リハビリテーション

●施設への短期入所サービス

- ・特別養護老人ホームなどへの短期入所生活介護や介護老人保健施設などへの短期入所療養介護

●福祉用具の貸与・購入や住宅の改修

- ・福祉用具（車いす、特殊寝台など）の貸与
 - ・福祉用具（腰かけ便座、入浴用いすなど）の購入費の一部を支給（※）
 - ・住宅改修費（手すりの取付や段差解消など）の一部を支給（※）
- ※住所地の区役所保健福祉課「介護保険担当」で申請が必要

●その他

- ・「通い」を中心に「泊まり」、「訪問」のサービスを行う小規模多機能型居宅介護
- ・小規模多機能型居宅介護に訪問看護を組み合わせた看護小規模多機能型居宅介護（要支援の方は利用できません）
- ・認知症高齢者のグループホームでの介護（要支援1の方は利用できません）
- ・有料老人ホームなどでの介護

訪問介護（ホームヘルプサービス）や訪問入浴介護など、障害福祉施策と介護保険とで共通する在宅介護サービスについては、介護保険のサービスが優先されます。
平成30年4月から、高齢者と障害のある人がサービスを共用できる共生型サービスが創設されました。

施設サービス（要支援の方は利用できません）

〔内容〕

●特別養護老人ホームへの入所

（原則要介護3以上の方が入所できます。要介護1、2の方は要件に該当すれば入所できます。）

常に介護が必要で、自宅での介護が困難な方が入所し、日常生活の介助や機能訓練などを受けます。

●介護老人保健施設への入所

リハビリテーションなどを必要とする方が入所し、日常生活の世話を含めた介助や機能訓練などを受けて、家庭への復帰を目指します。

●介護医療院への入所

長期療養のための医療と日常生活上の世話（介護）が必要な方が入所し、医学的管理のもとでの看護や介護、機能訓練、その他必要な医療や日常生活の世話などを受けます。

6 医 療

小児慢性特定疾病医療費の給付 児

〔対象者〕

18歳未満の児童（既にこの事業の対象となっており、18歳以後も引き続き治療が必要と認められる場合は20歳未満まで延長）

〔内容〕

対象となる疾病の治療を指定医療機関で受けたとき、被保険者の負担した額を助成します。
なお、利用者負担については原則2割負担となります。ただし、世帯の所得等に応じて月額の上
限額が設定されます。※小児慢性特定疾病医療費の給付には事前に申請が必要です。

対象疾病 (小児慢性特定疾患群)	悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、 膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、 慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、 骨系統疾患、脈管系疾患
---------------------	--

〔窓口〕

各区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談係（128頁）

自立支援医療費（育成医療）の給付 児 ㊦

〔対象者〕

18歳未満で、肢体不自由、視覚・聴覚・音声・言語・そしゃく機能障害、心臓・肝臓・腎臓・
小腸、免疫機能又はその他の内臓の機能障害がある児童。

〔内容〕

確実な治療効果が期待される場合に、指定自立支援医療機関において受けた必要な治療の費用
を助成します。

なお、利用者負担については原則1割負担となります。ただし、世帯の所得等に応じて月額
の負担上限額が設定されます。

※自立支援医療費（育成医療）の給付には事前に申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談係（128頁）

自立支援医療費（精神通院医療）の給付 精

〔対象者〕

精神疾患のため通院による精神医療を受けており、自立支援医療受給者証（精神通院）の交付
を受けている人。

〔内容〕

精神疾患に係る指定医療機関において通院医療に要した費用を助成します。

なお、利用者負担については原則1割負担となります。ただし、世帯の所得等に応じて月額
の上限額が設定されます。

※自立支援医療費（精神通院医療）の給付には事前に申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

自立支援医療費（更生医療）の給付 者 ⑧

〔対象者〕

18歳以上の身体障害者手帳所持者で、自立支援医療受給者証（更生医療）の交付を受けている人。

〔内容〕

生活上便宜を増すために障害を軽くしたり、機能を回復するために指定医療機関において受けた効果が期待できる必要な治療の費用を助成します。

（対象となる主な障害と治療例）

視覚障害…白内障→水晶体摘出手術、網膜剥離→網膜剥離手術、角膜混濁→角膜移植術

聴覚障害…鼓膜穿孔→穿孔閉鎖術、外耳性難聴→形成術

言語障害…外傷性又は手術後に生じる発音構語障害→形成術

肢体不自由…関節拘縮、関節硬直→形成術、人工関節置換術

内部障害…＜心臓＞弁口、心室心房中隔に対する手術、ペースメーカー埋込み手術

＜腎臓＞人工透析療法、腎臓移植術（抗免疫療法を含む）

＜肝臓＞肝臓移植術（抗免疫療法を含む）

＜小腸＞中心静脈栄養法

＜免疫＞抗H I V療法、免疫調節療法、その他H I V感染症に対する治療

なお、利用者負担については原則1割負担となります。

ただし、世帯の所得等に応じて月額の上限額が設定されます。

※自立支援医療費（更生医療）の給付には事前に申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度障害者医療費の助成 ⑧⑨⑩

〔対象者〕

次のいずれかに該当し、前年の所得（1～9月に申請する場合は前前年の所得）から、一定の控除額を差し引いた額が、下記の〔所得制限額〕未満である方

① 身体障害者手帳 1・2級

② 療育手帳 「A表示」

③ 精神障害者保健福祉手帳 1級

※65歳以上の方は後期高齢者医療制度に加入する必要があります。

生活保護を受けている人は、対象外です。

〔所得制限額〕（令和8年4月1日現在）

扶養親族の数	0人	1人	2人	3人
所得制限額	459.6万円	497.6万円	535.6万円	573.6万円

〔内容〕

医療費のうち、保険診療による自己負担額の全額を助成します。ただし、下記のものは助成対象になりません。

・精神障害者保健福祉手帳1級の人の精神病床への入院医療費（18歳に達する日以後の最初の3月31日までは無料）

・入院時食事代（標準負担額）及び保険診療以外の医療費等（差額ベッド代、選定療養費、予防接種等）

※重度障害者医療証の交付を受けるには申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

高齢者インフルエンザ・新型コロナワクチン予防接種事業 者 身

〔対象者〕

市内に住む60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害（身体障害者手帳1級程度）のある人

※市内に住む65歳以上の方は、すべての方が対象になります。

〔内容〕

インフルエンザワクチン及び新型コロナワクチンの予防接種

接種費用については、決定後に市政だより等でお知らせします。

（生活保護受給者と市民税非課税世帯の方は、減免手続きにより接種費用が無料になります。）

※補助は10月1日（予定）～3月31日までの年度期間中1回

※身体障害者手帳を提示のうえ、市内の実施医療機関で接種を受けてください。

〔窓口〕

各区役所 健康相談コーナー（128頁）

高齢者用肺炎球菌予防接種事業 者 身

〔対象者〕

市内に住む60～64歳の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害（身体障害者手帳1級程度）のある人

※市内に住む、65歳の方は、障害の有無に関わらず対象になります。

※ただし、いずれにおいても、過去に接種歴がある方は対象外です。

〔内容〕

高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種

接種費用については、決定後に市政だより等でお知らせします。

（生活保護受給者と市民税非課税世帯の方は、減免手続きにより接種費用が無料になります。）

※公費接種は一人1回限り

※身体障害者手帳を提示のうえ、市内の実施医療機関で接種を受けてください。

〔窓口〕

各区役所 健康相談コーナー（128頁）

带状疱疹予防接種事業 **者** **身**

〔対象者〕

市内に住む60～64歳の方でヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害（身体障害者手帳1級相当）のある人

※令和8年度は、市内に住む65, 70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳になる方は、障害の有無に関わらず対象になります。（これは令和7年度から11年度までの5年間の経過措置で、令和12年度からは65歳の方のみが対象となります。）

※带状疱疹にかかったことのある方も対象となります。

〔内容〕

以下のいずれかのワクチンを被接種者が選択し、予防接種する。

（1）乾燥弱毒生水痘ワクチン「ビケン」：皮下注射1回接種

（2）乾燥組換え带状疱疹ワクチン「シングリックス」：筋肉内注射2回接種

接種費用については、ワクチンごとに異なります。決定後に市政だより等でお知らせします。

（生活保護受給者と市民税非課税世帯の方は、減免手続きにより接種費用が無料になります。）

※すでに一部の接種を任意接種として行った場合は、残りの接種が補助の対象になります。

※公費接種は一人1回限り

※身体障害者手帳を提示のうえ、市内の実施医療機関で接種を受けてください。

〔窓口〕

各区役所 健康相談コーナー（128頁）

北九州市在宅人工呼吸器使用患者支援事業

〔対象者〕

下記の要件（①～④）をすべて満たす方

① 北九州市に住所を有する方

② 特定医療費（指定難病）受給者証を所持している方

③ 上記の受給者証記載の疾患を主たる要因として、在宅人工呼吸器を使用している方

④ 医師が訪問看護を必要と認める方

〔内容〕

在宅で人工呼吸器を使用されている指定難病患者が、診療報酬で定められた回数を超える訪問看護を受ける場合、その回数を超えた訪問看護料を負担します。1日につき4回目以降の訪問看護について、患者1人当たり年260回を限度とします。

〔窓口〕

保健福祉局疾病対策課

（総合保健福祉センター6階）

後期高齢者医療制度 者 身 知 精

〔対象者〕

- ◆75歳以上の方（75歳の誕生日から対象）
- ◆65歳以上75歳未満で一定の障害について広域連合の認定を受けた方（認定を受けた日から対象）

〔内容〕

次のいずれかに該当する障害のある65歳以上75歳未満の方は、この制度を運営する福岡県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という）において、障害の程度等を認定した日から、被保険者となります。

- ①国民年金法による障害の等級が1・2級の方
- ②身体障害者手帳1～3級、音声・言語機能障害4級又は下肢障害4級の一部のいずれかに該当する方
- ③精神障害者保健福祉手帳1・2級の方
- ④療育手帳「A」に該当する方
- ⑤上記以外で医師の診断により広域連合長が認定した方

※この制度の被保険者になるためには、広域連合に申請する必要があります。

〔保険料〕

この制度の被保険者になると保険料をお支払いいただくことになります。保険料は全ての被保険者一人ひとりに賦課されます。また、令和8年度から子ども・子育て支援金制度の創設により、新たに保険料率の区分が追加されました。

＜令和8年度の料率＞

$$\begin{aligned} \text{保険料額} = & \text{均等割額} \left(\begin{array}{l} 66,340 \text{ 円 (医療分)} \\ 1,339 \text{ 円 (子ども分)} \end{array} \right) + \\ & \text{所得割額} \left(\left[\text{被保険者の総所得金額等}(\times 1) - \text{基礎控除額}(\times 2) \right] \times \left(\begin{array}{l} 11.70\% (\text{医療分}) \\ 0.25\% (\text{子ども分}) \end{array} \right) \right. \\ & \left. \left[\text{賦課限度額} \quad 85 \text{ 万円 (医療分)} \quad 2.1 \text{ 万円 (子ども分)} \right] \right) \end{aligned}$$

※1「総所得金額等」とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除額」、「給与収入－給与所得控除額」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

※2「基礎控除額」とは、合計所得金額が2,400万円以下の場合43万円ですが、2,400万円を超える場合は異なります。

○ 保険料の料率は福岡県内均一で、原則2年ごとに広域連合が決定します。

○ 子ども・子育て支援金制度（※3）については、令和8年度から令和10年度にかけて構築されることとなるため、令和9年度の「子ども分」保険料率に変更になる予定です。

○ 低所得者には保険料の軽減措置があります。

※3「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆様から支援金を拠出いただき、それによる子育て世帯に対する給付の拡充を通じて、子どもや子育て世帯を社会全体で応援する仕組みです。

〔窓口〕

各区役所 国保年金課（128頁）

〔問合せ〕

各区役所 国保年金課のほか、広域連合（TEL 092-651-3111）まで

特定医療費（指定難病）の助成 ②

〔対象者〕

国が指定する難病（指定難病）にかかっている方で、①病状の程度が一定以上の方、もしくは②高額な医療を継続することが必要な方

〔内容〕

指定難病及び当該指定難病に付随して発現する疾病の治療にかかる医療費（保険診療による自己負担分）の一部を助成します。また、所得状況に応じて自己負担上限月額が設定されています。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

医療費助成対象疾病〔指定難病〕一覧（348 疾病）

病 名	※告示 の番号	病 名	※告示 の番号
あ		う	
アイカルディ症候群	135	ウィーバー症候群	175
アイザックス症候群	119	ウィリアムズ症候群	179
l g A 腎症	66	ウィルソン病	171
I g G 4 関連疾患	300	ウエスト症候群	145
亜急性硬化性全脳炎	24	ウェルナー症候群	191
悪性関節リウマチ	46	ウォルフラム症候群	233
アジソン病	83	ウルリッヒ病	29
アッシャー症候群	303	え	
アトピー性脊髄炎	116	HTLV-1 関連脊髄症	26
アペール症候群	182	ATTR-X 症候群	180
アラジール症候群	297	エーラス・ダンロス症候群	168
α_1 -アンチトリプシン欠乏症	231	エプスタイン症候群	287
アルポート症候群	218	エプスタイン病	217
アレキサンダー病	131	エマヌエル症候群	204
アンジェルマン症候群	201	MECP2 重複症候群	339
アントレー・ピクスラー症候群	184	LMNB1 関連大脳白質脳症	342
い		遠位型ミオパチー	30
イソ吉草酸血症	247	お	
一次性ネフローゼ症候群	222	黄色靱帯骨化症	68
一次性膜性増殖性糸球体腎炎	223	黄斑ジストロフィー	301
l p 3 6 欠失症候群	197	大田原症候群	146
遺伝性自己炎症疾患	325	オキシピタル・ホーン症候群	170
遺伝性ジストニア	120	オスラー病	227
遺伝性周期性四肢麻痺	115	か	
遺伝性腓炎	298	カーニー複合	232
遺伝性鉄芽球性貧血	286	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	141
		潰瘍性大腸炎	97

病 名	※告示 の番号	病 名	※告示 の番号
下垂性A D H分泌異常症	72	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群	281
下垂性ゴナドトロピン分泌亢進症	76	クルーゾン症候群	181
下垂性成長ホルモン分泌亢進症	77	グルコーストランスポーター1 欠損症	248
下垂性T S H分泌亢進症	73	グルタル酸血症 1 型	249
下垂性P R L分泌亢進症	74	グルタル酸血症 2 型	250
下垂性前葉機能低下症	78	クロウ・深瀬症候群	16
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	79	クローン病	96
家族性地中海熱	266	クロンカイト・カナダ症候群	289
家族性低 β リポタンパク血症 1（ホモ接合体）	336	け	
家族性良性慢性天疱瘡	161	痙攣重積型（二相性）急性脳症	129
カナバン病	307	結節性硬化症	158
化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	269	結節性多発動脈炎	42
歌舞伎症候群	187	血栓性血小板減少性紫斑病	64
ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	258	限局性皮質異形成	137
カルニチン回路異常症	316	原発性肝外門脈閉塞症	346
肝型糖原病	257	原発性高カイロミクロン血症	262
間質性膀胱炎（ハンナ型）	226	原発性硬化性胆管炎	94
環状20番染色体症候群	150	原発性抗リン脂質抗体症候群	48
完全大血管転位症	209	原発性側索硬化症	4
眼皮膚白皮症	164	原発性胆汁性胆管炎	93
き		原発性免疫不全症候群	65
偽性副甲状腺機能低下症	236	顕微鏡的多発血管炎	43
ギャロウェイ・モワト症候群	219	こ	
球脊髄性筋萎縮症	1	高IgD症候群	267
急速進行性糸球体腎炎	220	好酸球性消化管疾患	98
強直性脊椎炎	271	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	45
巨細胞性動脈炎	41	好酸球性副鼻腔炎	306
巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）	279	抗糸球体基底膜腎炎	221
巨大動静脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）	280	後縦靱帯骨化症	69
巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	100	甲状腺ホルモン不応症	80
巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）	278	拘束型心筋症	59
筋萎縮性側索硬化症	2	高チロシン血症 1 型	241
筋型糖原病	256	高チロシン血症 2 型	242
筋ジストロフィー	113	高チロシン血症 3 型	243
<		後天性赤芽球癆	283
クッシング病	75	広範脊柱管狭窄症	70
クリオピリン関連周期熱症候群	106	膠様滴状角膜ジストロフィー	332
		極長鎖アシル-CoA脱水素酵素欠損症	344

病 名	※告示 の番号
コケイン症候群	192
コステロ症候群	104
骨形成不全症	274
5 p 欠失症候群	199
コフィン・シリズ症候群	185
コフィン・ローリー症候群	176
混合性結合組織病	52
さ	
鰓耳腎症候群	190
再生不良性貧血	60
再発性多発軟骨炎	55
左心低形成症候群	211
サルコイドーシス	84
三尖弁閉鎖症	212
三頭酵素欠損症	317
し	
C F C 症候群	103
シェーグレン症候群	53
色素性乾皮症	159
自己貪食空胞性ミオパチー	32
自己免疫性肝炎	95
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	288
自己免疫性溶血性貧血	61
シトステロール血症	260
シトリン欠損症	318
紫斑病性腎炎	224
脂肪萎縮症	265
若年性特発性関節炎	107
若年発症型両側性感音難聴	304
シャルコー・マリー・トゥース病	10
重症筋無力症	11
修正大血管転位症	208
出血性線溶異常症	347
ジュベール症候群関連疾患	177
シュワルツ・ヤンペル症候群	33
神経細胞移動異常症	138
神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	125

病 名	※告示 の番号
神経線維腫症	34
神経有棘赤血球症	9
進行性核上性麻痺	5
進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	338
進行性骨化性線維異形成症	272
進行性多巣性白質脳症	25
進行性白質脳症	308
進行性ミオクローススてんかん	309
心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	214
心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	213
す	
睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症	154
スタージ・ウェーバー症候群	157
スティーヴンス・ジョンソン症候群	38
スミス・マギニス症候群	202
せ	
脆弱X症候群	206
脆弱X症候群関連疾患	205
成人発症スチル病	54
脊髄空洞症	117
脊髄小脳変性症（多系統萎縮症を除く。）	18
脊髄髄膜瘤	118
脊髄性筋萎縮症	3
セピアブテリン還元酵素（SR）欠損症	319
前眼部形成異常	328
全身性アミロイドーシス	28
全身性エリテマトーデス	49
全身性強皮症	51
先天異常症候群	310
先天性横隔膜ヘルニア	294
先天性核上性球麻痺	132
先天性気管狭窄症／先天性声門下狭窄症	330
先天性魚鱗癬	160
先天性筋無力症候群	12
先天性グリコシルホスファチジルイノシトール（G P I）欠損症	320
先天性三尖弁狭窄症	311
先天性腎性尿崩症	225

病 名	※告示 の番号
先天性赤血球形成異常性貧血	282
先天性僧帽弁狭窄症	312
先天性大脳白質形成不全症	139
先天性肺静脈狭窄症	313
先天性副腎低形成症	82
先天性副腎皮質酵素欠損症	81
先天性ミオパチー	111
先天性無痛無汗症	130
先天性葉酸吸収不全	253
前頭側頭葉変性症	127
線毛機能不全症候群（カルタゲナー症候群を含む。）	340
そ	
早期ミオクロニー脳症	147
総動脈幹遺残症	207
総排泄腔遺残	293
総排泄腔外反症	292
ソトス症候群	194
た	
ダイヤモンド・ブラックファン貧血	284
第14番染色体父親性ダイソミー症候群	200
大脳皮質基底核変性症	7
大理石骨病	326
高安動脈炎	40
多系統萎縮症	17
タナトフォリック骨異形成症	275
多発血管炎性肉芽腫症	44
多発性硬化症／視神経脊髄炎	13
多発性嚢胞腎	67
多脾症候群	188
タンジール病	261
単心室症	210
弾性線維性仮性黄色腫	166
胆道閉鎖症	296
ち	
遅発性内リンパ水腫	305
チャージ症候群	105
中隔視神経形成異常症／ドモルシア症候群	134

病 名	※告示 の番号
中毒性表皮壊死症	39
腸管神経節細胞僅少症	101
て	
TNF受容体関連周期性症候群	108
TRPV4異常症	341
低ホスファターゼ症	172
天疱瘡	35
と	
特発性拡張型心筋症	57
特発性間質性肺炎	85
特発性基底核石灰化症	27
特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	327
特発性後天性全身性無汗症	163
特発性大腿骨頭壊死症	71
特発性多中心性キャッスルマン病	331
特発性門脈圧亢進症	92
ドラベ症候群	140
な	
中條・西村症候群	268
那須・ハコラ病	174
軟骨無形成症	276
難治頻回部分発作重積型急性脳炎	153
に	
22q11.2欠失症候群	203
乳児発症STING関連血管炎	345
乳幼児肝巨大血管腫	295
尿素サイクル異常症	251
ぬ	
ヌーナン症候群	195
ね	
ネイルパテラ症候群（爪膝蓋骨症候群）／LMX1B関連腎症	315
ネフロン癆	335
の	
脳クレアチン欠乏症候群	334
脳腱黄色腫症	263
脳内鉄沈着神経変性症	121

病 名	※告示 の番号
脳表ヘモジデリン沈着症	122
膿疱性乾癬（汎発型）	37
嚢胞性線維症	299
は	
パーキンソン病	6
バージャー病	47
肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症	87
肺動脈性肺高血圧症	86
肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）	229
肺胞低換気症候群	230
ハッチンソン・ギルフォード症候群	333
バッド・キアリ症候群	91
H T R A 1 関連脳小血管病	123
ハンチントン病	8
ひ	
P C D H 1 9 関連症候群	152
P U R A 関連神経発達異常症	343
非ケトーシス型高グリシン血症	321
肥厚性皮膚骨膜炎	165
非ジストロフィー性ミオトニー症候群	114
皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	124
肥大型心筋症	58
左肺動脈右肺動脈起始症	314
ビタミンD依存性くる病／骨軟化症	239
ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	238
ビッカーstaff脳幹脳炎	128
非典型溶血性尿毒症症候群	109
非特異性多発性小腸潰瘍症	290
皮膚筋炎／多発性筋炎	50
表皮水疱症	36
ヒルシュスプルング病（全結腸型又は小腸型）	291
ふ	
V A T E R 症候群	173
ファイファー症候群	183
ファロー四徴症	215
ファンconi貧血	285
封入体筋炎	15

病 名	※告示 の番号
フェニルケトン尿症	240
複合カルボキシラーゼ欠損症	255
副甲状腺機能低下症	235
副腎白質ジストロフィー	20
副腎皮質刺激ホルモン不応症	237
ブラウ症候群	110
プラダー・ウィリ症候群	193
プリオン病	23
プロピオン酸血症	245
へ	
閉塞性細気管支炎	228
β -ケトチオラーゼ欠損症	322
ベーチェット病	56
ベスレムミオパチー	31
ペリー病	126
ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	234
片側巨脳症	136
片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	149
ほ	
芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	323
発作性夜間ヘモグロビン尿症	62
ホモシスチン尿症	337
ポルフィリン症	254
ま	
マリネスコ・シェーグレン症候群	112
マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群	167
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多巣性運動ニューロパチー	14
慢性血栓塞栓性肺高血圧症	88
慢性再発性多発性骨髓炎	270
慢性特発性偽性腸閉塞症	99
み	
ミオクロニー欠伸てんかん	142
ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	143
ミトコンドリア病	21
む	

病 名	※告示 の番号
無虹彩症	329
無脾症候群	189
無βリポタンパク血症	264
め	
メープルシロップ尿症	244
メチルグルタコン酸尿症	324
メチルマロン酸血症	246
メビウス症候群	133
免疫性血小板減少症	63
メンケス病	169
も	
網膜色素変性症	90
もやもや病	22
モワット・ウィルソン症候群	178
や	
ヤング・シンプソン症候群	196
ゆ	
遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	148
よ	
4p 欠失症候群	198

病 名	※告示 の番号
ら	
ライソゾーム病	19
ラスムッセン脳炎	151
ランドウ・クレフナー症候群	155
り	
リジン尿性蛋白不耐症	252
両大血管右室起始症	216
リンパ管腫症／ゴーハム病	277
リンパ脈管筋腫症	89
る	
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	162
ルビンシュタイン・ティビ症候群	102
れ	
レーベル遺伝性視神経症	302
レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	259
レット症候群	156
レノックス・ガストー症候群	144
ろ	
ロウ症候群	348
ロスムンド・トムソン症候群	186
肋骨異常を伴う先天性側弯症	273

※指定難病は、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が指定します。（令和8年4月現在）

※指定難病（1～348）は、医療費助成対象疾病の告示番号です。

特定疾患治療研究事業による助成

〔対象者〕

特定疾患治療研究事業の対象疾患

番号	疾 患 名
1	スモン
2	難治性の肝炎のうち劇症肝炎
3	重症急性膵炎
4	プリオン病（ヒト由来乾燥硬膜移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る。）

上記2、3の疾患・・・更新受付のみ

〔内容〕

対象疾患及び当該疾患に付随して発現する疾病の治療にかかる医療費の助成
所得状況に応じて自己負担があります。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

7 補装具費の支給・日常生活用具の給付等

補装具費（購入、借受け又は修理）の支給 ⑦⑧

〔対象者〕

身体障害者手帳をもっている人や子ども又は以下の①②の要件全てに該当する人や子ども

①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（376疾患）（29頁～32頁）

②在宅で療養が可能な程度に病状が安定していると医師によって診断される人や子ども

〔内容〕

障害を補うために必要と認められた補装具の購入、借受け又は修理に係る費用を支給します。補装具の購入、借受け又は修理には事前に申請が必要です。利用者負担については、所得に応じて負担上限月額が設定されます。なお、一定所得以上の場合は支給対象外となります。

※「補装具」・・・障害のある人等の身体機能を補完し、又は代替し、かつ長期間にわたり継続して使用されるもの等。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。ただし、18歳以上の障害のある人の世帯のうち、一定所得（市民税所得割額46万円）以上の場合は支給対象外となります。また、障害福祉サービス等を利用した月は補装具の負担上限月額が適用されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

補装具費の支給を受けられる人	種 目
視覚障害のある人や視覚障害のある子ども	視 覚 障 害 者 安 全 つ え
	義 眼
	眼 鏡
聴覚障害のある人や聴覚障害のある子ども	補 聴 器
	人 工 内 耳 （ 修 理 の み ）
肢体不自由のある人や肢体不自由のある子ども	義 肢
	装 具
	車 椅 子
	電 動 車 椅 子
	歩 行 器
	姿 勢 保 持 装 置
	車 載 用 姿 勢 保 持 装 置
	歩行補助つえ（1本つえを除く）
肢体不自由のある子ども	起 立 保 持 具
	排 便 補 助 具
音声・言語機能障害と肢体不自由が重複している人や 音声・言語機能障害と肢体不自由が重複している子ども	重度障害者用意思伝達装置
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第1条の対象疾患患者（376疾患）	上記の補装具について、申請書等に基づき、個別に支給の判断を行う。

※介護保険が優先的に適用される種目

①車椅子（電動車椅子を含む） ②歩行器 ③歩行補助つえ

①②③とも、介護保険が適用される標準的な既製品の場合に限ります。

日常生活用具の給付等 ⑦⑧⑨⑩

〔対象者〕

在宅で生活する障害のある人及び障害のある子ども

〔内容〕

日常生活の便宜をはかるため、次の用具を給付しています。

日常生活用具の給付には事前に申請が必要です。一部の用具は介護保険制度が優先的に適用されます。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。ただし、一定所得（市民税所得割額46万円）以上の場合は給付対象外となります。なお、点字図書については一般図書の購入価格相当額を負担していただきます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

障害者手帳所持者及び難病患者等の日常生活用具の給付品目

種目	品目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者等 ※①②原則6歳以上	160,000円	8年
	床ずれ防止用具	①下肢又は体幹機能障害2級以上 （常時介護を要する人に限る。） ②療育手帳A ③寝たきりの状態にある難病患者等 ※①②③原則6歳以上	特殊マット 20,000円	5年
		①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②寝たきりの状態にある難病患者等 ※①②原則6歳以上	エアーマット 120,000円	
	特殊尿器	①下肢又は体幹機能障害1級 （常時介護を要する人に限る。） ②自力で排尿できない難病患者等 ※①②原則6歳以上	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上 （原則3歳以上で入浴時に家族等他人の介助を要する人に限る。）	82,400円	5年
	体位変換器	①下肢又は体幹機能障害2級以上 （下着交換等に当たって家族等他人の介助を要する人に限る。） ②寝たきりの状態にある難病患者等 ※①②原則6歳以上	15,000円	5年
	移動用リフト	①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ※①②原則3歳以上	230,000円 +（つり具39,000円まで）	8年 （4年）
自立生活支援用具	入浴補助用具	①下肢又は体幹機能障害があり、入浴に介助を必要とする人 ②入浴に介助を必要とする難病患者等 ※①②原則3歳以上	90,000円	8年
	便器	（腰掛便器） ①下肢又は体幹機能障害2級以上 ②常時介護を要する難病患者等 （洗浄機能付便座） ③上肢障害2級以上 ④療育手帳A ⑤上肢機能に障害のある難病患者等 ※①②③④⑤原則6歳以上	25,000円	8年
	頭部保護帽 （※オーダーメイドのみ）	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、転倒等により頭部を強打する恐れがある人 ②療育手帳Aで、てんかんの発作等により頻繁に転倒する人	レディメイド 13,000円 オーダーメイド 30,000円	3年

種 目	品 目	対 象 者	公費負担上限額	耐用 年数
自立生活支援用具	つえ（Ｔ字 状・棒状）	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、歩行機能の補完のために必要と認められる人 ②下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等	3,200円	3年
	移動・移乗 支援用具	①平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害があり、家庭内の移動等において介助を必要とする人 ②下肢が不自由な難病患者等 ※①②原則3歳以上	60,000円	8年
	火災警報器	①身体障害者障害程度等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②療育手帳Ａ（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯）	7,700円	10年
	自動消火器	①身体障害者障害程度等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ②療育手帳Ａ（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害のある人のみの世帯及びこれに準ずる世帯） ③火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯	21,800円	5年
	電磁調理器	①視覚障害2級以上 ②療育手帳Ａ ※①②18歳以上	13,400円	6年
	歩行時間延長 信号機用小型 送信機	視覚障害2級以上（原則6歳以上）	10,800円	10年
	聴覚障害者用 目覚時計	聴覚障害2級以上（18歳以上）	7,000円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号灯	聴覚障害2級以上（18歳以上）	16,100円	10年
	聴覚障害者用 屋内信号装置	聴覚障害2級以上（18歳以上）	82,400円	10年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害3級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う人（原則3歳以上）	51,500円	5年
	ネブライザー （吸入器） （※）	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる人 ②呼吸器機能に障害のある難病患者等 ※①②原則6歳以上	30,800円	5年
	電気式 たん吸引器 （※）	①呼吸器機能障害3級以上又は同程度の身体障害があり、必要と認められる人 ②呼吸器機能に障害のある難病患者等 ※①②原則6歳以上	56,400円	5年
	酸素ボンベ 運搬車	呼吸器機能障害4級以上で医療保険における在宅酸素療法を行う人（18歳以上）	17,000円	10年
	視覚障害者用 体温計	視覚障害2級以上（原則6歳以上）	8,000円	5年
	視覚障害者用 体重計	視覚障害2級以上（18歳以上）	11,500円	5年
	視覚障害者用 音声式血圧計	視覚障害2級以上で血圧管理が必要な人（40歳以上）	3,000円	5年

種目	品目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数
在宅療養用具等	動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)(※)	①呼吸器機能障害3級以上で、在宅酸素療法を必要とする人又は人工呼吸器を装着している人 ②人工呼吸器を装着している難病患者等	36,000円	5年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能もしくは言語機能障害又は肢体不自由があり、発声・発語に著しい障害を有する人(原則6歳以上)	98,800円	5年
	情報・通信支援用具	視覚障害又は上肢障害2級以上(原則として現に情報・通信機器を所有していること)(原則6歳以上)	100,000円	5年
	点字ディスプレイ	視覚障害2級以上で、本装置により文字等のコンピュータの画面情報を得ることが可能になる人(学齢児以上)	300,000円	6年
	点字器	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	11,000円	7年
	点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労もしくは就学しているか又は就労が見込まれる人に限る)	69,000円	5年
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上(原則6歳以上)	録音再生機 80,000円 再生専用機 45,000円	6年
	視覚障害者用読書器	視覚障害があり、本装置により文字等を読むことが可能になる人(原則6歳以上)	据置型 234,000円 携帯型等 193,000円	8年
	視覚障害者用時計	視覚障害2級以上(18歳以上)	9,000円	7年
	聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害があり、コミュニケーション、緊急連絡等の手段のために必要と認められる人	FAX 24,600円	5年
	聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害があり、本装置によりテレビの視聴が可能になる人	83,900円	6年
	人工喉頭	音声・言語機能障害がある喉頭摘出者	笛式 5,200円 笛式(カニューレ付) 8,400円	4年
			電気式 72,300円	5年
	点字図書	視覚障害があり、主に情報の入手を点字によっている人(原則6歳以上)	年間6タイトル又は24巻	
	難聴児用補聴器(※)	①市内に居住し、新生児聴覚検査で聴覚障害が発見された児童で、身体障害者手帳(聴覚障害)の対象とならない児童 ②身体障害者福祉法第15条に基づく指定医(聴覚障害)からの意見書によって補聴器の装着が必要と認められる児童 ③原則両耳の聴力レベルがそれぞれ30デシベル以上の児童	高度難聴用耳掛け型補聴器 (片耳) 43,900円 (両耳) 87,800円 骨導式補聴器 87,800円 +イヤモールド (片耳) 9,000円 (両耳) 18,000円	

種目	品目	対 象 者	公費負担上限額	耐用年数
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ぼうこう機能障害又は直腸機能障害のためストーマを造設した人	蓄便袋 8,900円 蓄尿袋 11,700円 蓄便・蓄尿袋 20,600円	1月
	紙おむつ(※)	①高度の排尿・排便機能障害がある人で、ストーマ装具で対応できない人 ②3歳未満に重度の身体障害（寝たきり・意思表示不可・座位保持不可・介助による排泄ができない）となった人で、他の排尿・排便の方法がとれない人（3歳以上）	11,000円	1月
	洗腸用具(※)	直腸機能障害のためストーマを造設した人で、蓄便袋及び紙おむつの使用が困難で当該用具を必要とする人	12,000円	6月
	収尿器	高度の排尿機能障害があり、必要と認められる人	8,500円	1年
居宅生活動作補助用具	住宅改造助成	② 身体障害2級以上 ②下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する3級以上の人（ただし、洗浄機能付便座を設置する場合は上肢障害2級以上の人） ③下肢又は体幹機能に障害のある難病患者等 ④療育手帳A ⑤精神障害者手帳1級	200,000円	1回限り

(※)のついている品目は医師意見書が必要な場合があります。

※介護保険対象者には給付または助成できない用具

- ①特殊寝台 ②床ずれ防止用具 ③特殊尿器 ④体位変換器 ⑤移動用リフト ⑥入浴補助用具
⑦便器（洗浄機能付便座を住宅改造助成で設置する場合） ⑧移動・移乗支援用具
⑨住宅改造助成（非該当（自立）と認定された人でも給付できる場合があります。）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業 児

小児慢性特定疾病医療費助成の医療受給者証をお持ちの在宅のお子さんに対し、車いすや特殊ベッド等の日常生活用具を給付することにより、日常生活の便宜を図ることを目的に実施するものです。

小児慢性特定疾病医療費対象疾病（対象疾患群）

悪性新生物、慢性腎疾患、慢性呼吸器疾患、慢性心疾患、内分泌疾患、膠原病、糖尿病、先天性代謝異常、血液疾患、免疫疾患、神経・筋疾患、慢性消化器疾患、染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、皮膚疾患群、骨系統疾患、脈管系疾患

〔対象者〕以下のすべてに該当する方

- 1 北九州市内に住所を有する方
- 2 小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方
- 3 児童福祉法（小児慢性特定疾病医療費助成を除く）、障害者総合支援法の対象とならない方（身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方等は、障害福祉制度が優先します。）
- 4 日常生活を営むのに著しく支障がある在宅の方で、日常生活用具の給付を必要とする方

〔申請手続き〕

＊必ず事前にご相談ください。申請前の購入は公費補助の対象となりません。

お子さんの住所地の区役所保健福祉課子ども・家庭相談係に下記の書類を提出してください。

- （１）日常生活用具給付申請書（区役所にあります）
- （２）小児慢性特定疾病医療受給者証の写し

〔保護者の一部負担について〕

世帯の収入状況により用具の給付に要する費用の一部を負担していただきます。また「給付の対象となる品目等」の基準額を超える費用についても自己負担となります。

〔その他〕

用具の耐用年数を経過するまでの間は、原則として再給付を受けることはできません。

〔窓口〕

各区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談係（128頁）

小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業対象種目等

種 目	対 象 者	性 能	基準額 (耐用年数)
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るもの。 (手すりをつけることができる)	4,900円 (8年)
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	21,560円 (5年)
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	166,320円 (8年)
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	169,400円 (8年)

種 目	対 象 者	性 能	基準額 (耐用年数)
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、歩行器等であること。 ①小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。 ②転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具となるもの。	66,000円 (8年)
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等または介助者が容易に使用し得るもの。	99,000円 (8年)
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	73,700円 (5年)
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの。	16,500円 (5年)
車いす	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの。	77,440円 (5年)
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒する者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	13,380円 (3年)
電気式 たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	62,040円 (5年)
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節ができるもの。	22,000円 (1年)
紫外線カット クリーム	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて、がんや神経障害を起こすことがある者	紫外線をカットできるもの。	41,580円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能に障害のある者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	39,600円 (5年)
パルスオキシ メーター	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、介助者等が容易に使用し得るもの。	173,250円 (5年)
ストーマ装具 (蓄便袋)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	113,520円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
ストーマ装具 (蓄尿袋)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	149,160円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。
人工鼻	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	128,700円 1年度に1回 基準額までの 給付とする。

8 療育・リハビリテーション

障害のある子どもの両親学級（ペアレントスクール）児 身

〔対象者〕

身体障害のある子どもの両親

〔内容〕

障害のある子どもに対する家族での指導方法などについて研修を行います。

〔窓口〕

身体障害のある子ども…… 社会福祉法人北九州あゆみの会

戸畑区汐井町1-6（ウェルとばた6階）

TEL 093-881-6818 FAX 093-881-6870

療育キャンプ 児 身 難

〔対象者〕

在宅の肢体不自由児（小学3年生～中学3年生）

〔内容〕

福岡県肢体不自由児協会が主催する次のキャンプがあります。

① 海のキャンプ

② 山等のキャンプ

③ 進行性筋委縮症児のキャンプ

実施期間等は「市政だより」でお知らせします。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害のある人のための各種訓練等 身

名 称	対 象 者	内 容	窓 口
視 覚 障 害 者 生 活 教 室	視覚障害のある人	社会生活に必要な知識の習得のための研修や講習会を行っています。	点字図書館 (16頁)
音声機能障害者発声訓練	喉頭摘出による音声機能障害のある人	食道や人工喉頭による発声訓練等を実施しています。	東部障害者 福 祉 会 館 (16頁)
オストメイト社会適応訓練	ストーマ用装具の装着者	装具の使用等についての講習会を開き、社会復帰の促進を図っています。	
聴 覚 障 害 者 生 活 教 室	聴覚障害のある人	社会に対する適応性を身につけるため、日常生活に必要な知識の吸収や情報交換をする研修の場を設けています。	保健福祉局 障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

ことばや聞こえに悩みのある方への相談・支援

〔対象者〕

市内に居住する言語発達障害、発音の発達、吃音、失語症、難聴などことばや聞こえに悩みのある方

〔内容〕

下記の日程において、ことばや聞こえの相談・支援等を行っています。

①言語相談・評価・指導等

内 容	日程・時間
言語相談・評価・指導	予約制 月曜日～金曜日 9:00～17:00

②ことばの発達に関する相談・支援

内 容	日 程	時 間
言語発達グループ訓練	隔週月曜日	10:30～12:00
言語発達グループ訓練	隔週火曜日	10:30～12:00

③構音に関する相談・支援

内 容	日程・時間
個別構音訓練	予約制 月曜日～金曜日 9:00～17:00

④言語障害者(失語症、運動性構音障害等)に対する集団教室

会 場	日 程	時 間
障害福祉センター	第1・2・3木曜日	9:30～12:00
西部障害者福祉会館	第1・2金曜日	10:00～12:00
若 松 区 役 所	第4木曜日	9:30～11:30

⑤吃音に関する相談・支援

内 容	日 程	時 間
吃音幼児グループ訓練	第1・3火曜日	13:30～15:00
吃音学童グループ訓練	第3火曜日	16:00～17:00

⑥難聴に関する相談（難聴のある高齢者への対応方法、聴覚補助機器についての相談等）

内 容	日程・時間
難聴に関する相談	予約制 月曜日～金曜日 9:00～17:00

〔窓口〕

障害福祉センター（13頁）
（地域リハビリテーション推進課）

高次脳機能障害者の集い

〔対象者〕

市内に居住する高次脳機能障害のある人とその家族や支援者

〔内容〕

高次脳機能障害のある人やその家族等を対象にした集いを開催し、当事者同士の交流やレクリエーションをとoshした仲間づくりを行います。

開催日時	場 所
第4金曜日 10:00～12:00	障害福祉センター

〔窓口〕

障害福祉センター（13頁）

（地域リハビリテーション推進課）

中途視覚障害者の緊急生活訓練 ⑧⑨

〔対象者〕

市内に居住する中途視覚障害者で、身体障害者手帳を所持している方や難病等の方

〔内容〕

歩行訓練士がご家庭を訪問して、またはウェルとばた等において、歩行訓練（白杖歩行など）や、コミュニケーション訓練（点字の読み書きや視覚障害者用音声ソフトを利用したパソコン操作など）、日常生活動作訓練（紙幣のよりわけ、お茶の入れ方、掃除、調理など）等を行います。また、視覚障害のある人にかかわる支援者に対し、視覚障害の特性や援助方法などについて研修を行います。問い合わせ、申し込みについては、各区役所 高齢者・障害者相談コーナーにお尋ねください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

9 在宅生活の支援

日中一時支援事業（日帰りショート）⑧⑨⑩

〔対象者〕

在宅の障害のある人及び障害のある子ども
地域生活支援事業の支給決定を受けておく必要があります。

〔内容〕

家族などの介護者の理由（疾病・出産・冠婚葬祭・学校等の公的行事及び旅行等）により、
障害者支援施設などにおいて一時的に預かり（宿泊を伴わない）、活動の場を提供します。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問入浴サービス 者

〔対象者〕

自宅や通所サービスなどで、入浴することが困難な重度身体障害のある人

〔内容〕

看護師及び介護職員が乗車した入浴車が対象者の世帯を訪問し、入浴サービスを行います。
※介護保険が優先的に適用されます。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

訪問給食サービス 者

〔対象者〕

栄養管理・改善が必要なひとり暮らしの重度障害のある人

〔内容〕

バランスのとれた食事を調理し、居宅へ訪問配達します。（週5日以内、1日1食）

〔料金〕

1食当たり550円以内

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

在宅重度身体障害者の訪問診査 ㊟

〔対象者〕

身体的、地理的条件等により、障害福祉センターへの来所相談や身体障害者巡回相談に参加することが困難な在宅の重度身体障害（肢体不自由）のある人等

〔内容〕

医師等が家庭を訪問し、肢体不自由に係る補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害者巡回相談 ㊟

〔対象者〕

肢体不自由の身体障害のある人等

〔内容〕

医師等が各区役所等（小倉北区を除く）に定期的に巡回し、補装具の支給判定などを行います。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度障害者大学等進学支援事業 ㊟

〔対象者〕

市内に居住しており、重度訪問介護を利用している人、もしくは重度訪問介護の対象になる人
※障害支援区分の認定が必要となります。

〔内容〕

授業のある日に、自宅から大学等への移動と、学校内の活動（排泄や食事等を含む）をヘルパーが支援します。

※ただし、大学等の支援が可能な部分については、そちらが優先となります。

※修学に関わらない活動への支援は本事業の対象外です。

〔対象となる学校〕

大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校

※ただし、以下の要件を満たすことが条件となります。

- ・ 障害のある学生の支援について協議する委員会や支援業務を行う部署があること
- ・ 大学等において、常時介護を必要とするような重度の障害のある学生に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に支援が進められていること

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

医療的ケア児レスパイト事業 児

〔対象者〕

以下の全てに該当する医療的ケア児が対象です。

- ・ 北九州市内に住所を有すること
- ・ 0歳～18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間であること
- ・ 在宅で同居の保護者等から介護を受けて生活していること
- ・ 医師の訪問看護指示書による医療的ケアを必要としていること
- ・ 訪問看護による医療的ケアを受けていること

〔内容〕

訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を訪問して行う看護（健康保険法の適用対象となる訪問看護を除く）に係る費用の一部を助成します。

助成対象者一人につき、単年度あたりの利用時間には上限があります。

〔窓口〕

保健福祉局障害者支援課 TEL 093-582-2424

重度障害者入院時コミュニケーション支援事業 身知精

〔対象者〕

北九州市内に居住する障害のある人（障害のある子どもを含む）で、次の全ての要件に該当する人

- 1) 意思疎通を図ることが困難な人
障害支援区分認定調査項目のうち「3-3 コミュニケーション」の項目について、「日常生活に支障がない」以外に該当していること
- 2) 単身の世帯又はこれに準ずる世帯に属する人
- 3) 居宅介護、重度訪問介護（ただし「重度訪問介護」において病院等入院中のコミュニケーション支援等の提供を受けることができる場合は除く）、行動援護又は重度障害者等包括支援等のサービスを現に利用している人
- 4) 入院した医療機関からコミュニケーション支援員の受け入れについて承諾を得た人

〔内容〕

入院先の医療機関にコミュニケーション支援員を派遣することにより障害のある人（障害のある子どもを含む）が、医療従事者と意思疎通を図り円滑な医療行為を受けることができるように支援します。

〔利用者負担〕

所得に応じて月額負担上限額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

要約筆記者の派遣 ㊟

〔対象者〕

聴覚障害があり、外出等で要約筆記者がいらないと意思の疎通が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、要約筆記者を派遣します。

派遣時間：概ね1回2時間以内

料 金：無料。ただし、要約筆記者の同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

視聴覚障害者情報センター（16頁）

手話通訳者の派遣 ㊟

〔対象者〕

聴覚障害や音声・言語機能障害があり、外出等で手話通訳者がいないと意思の疎通が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、手話通訳者を派遣します。

派遣時間：原則として1回4時間以内

料 金：無料。ただし、手話通訳者の同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの派遣 ㊟

〔対象者〕

視覚障害と聴覚・言語障害の重複があり（おおむね身体障害者手帳2級以上）、外出等で通訳・ガイドヘルパーがいらないと意思の疎通及び移動が困難な人

〔内容〕

医療機関（ただし、継続的な通院は除く）や官公庁などへ外出する場合、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを派遣します。

派遣時間：原則として1回4時間以内

料 金：無料。ただし、盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの同行に伴う交通費等は利用者の負担となります。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

市議会本会議・委員会傍聴時の補聴器及びヒアリンググループの利用 ㊦

〔対象者〕

本会議・委員会を傍聴する聴覚障害のある人

〔内容〕

ヒアリンググループは、傍聴席の一定の広さの一面をループアンテナで囲い、音声を電波に変換してループアンテナから送信することにより、囲いの中にいる方の補聴器に、音声が見えに入るようになる機械です。この機械を議場と委員会室に設置しており、補聴器の貸し出しを行います。

〔窓口〕

北九州市議会事務局総務課 TEL 093-582-2621 FAX 093-582-2685

ヒアリンググループ（聴こえをよくする装置）の貸し出し ㊦

〔内容〕

ヒアリンググループは、会議室等で一定の広さの一面をループアンテナで囲い、マイクやテープなどの音声を電波に変換してループアンテナから送信することにより、囲いの中にいる方の補聴器に、音声が見えに入るようになる機械です。

このヒアリンググループの貸し出しを行います。

〔貸出対象〕

会議、催し物を開催する団体・グループ

※個人の方には貸し出しできません。

〔貸出場所〕

各区役所総務企画課

※戸畑区のみ東部障害者福祉会館

〔問合せ〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

公文書の点字シール貼付 者 ㊦

〔対象者〕

視覚障害のある人

〔内容〕

市役所が発送する「市県民税納税通知書」、「固定資産税納税通知書」、「国民健康保険料納入通知書」、「介護保険料納入通知書」及び「重度障害者医療証」の封筒右下に、その文書の内容を表す点字シールを貼って送付します。

※新規希望者は、名簿の登録が必要となります。

〔名簿登録窓口〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

〔各公文書発送窓口〕

対象の公文書	担 当 課	電話番号
市県民税納税通知書	財政・変革局課税第一課	093-582-2033
固定資産税納税通知書	財政・変革局固定資産税課	093-582-2036
国民健康保険料納入通知書	保健福祉局保険年金課	093-582-2415
介護保険料納入通知書	保健福祉局介護保険課	093-582-2771
重度障害者医療証	子ども家庭局子育て支援課	093-582-2602

補助犬の貸与 者 身

〔対象者〕

次のいずれかの身体障害者手帳をお持ちの満18歳以上の方で、訓練センターにおいて、補助犬とともに共同訓練を受けて、その課程を修了した人

（盲導犬）視覚障害1級・2級

（聴導犬）聴覚障害2級

（介助犬）肢体不自由1級・2級

〔内容〕

補助犬を無償貸与します。

〔問合せ〕

	名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号
盲導犬	公 益 財 団 法 人 九 州 盲 導 犬 協 会	〒819-1122 福岡県糸島市東702-1	092-324-3169 <092-324-3386>
	総合訓練センター		
聴導犬 介助犬	特定非営利活動法人 九 州 補 助 犬 協 会	〒819-1301 福岡県糸島市志摩井田原76-20	092-327-0364 <092-327-0364>

障害者パソコンサポーターの派遣 身 知 精

〔対象者〕

障害者手帳（身体障害、知的障害、精神障害）を持つ市内居住者で、下記のいずれかに該当する人・団体

① 障害のために、パソコンの設定や操作等に支援が必要な人

② 障害によって、一般のパソコン教室で習うことが困難な人

③ 障害のために、外出が困難な人

④ ①～③に該当する人が参加する講座等で補助講師を必要とする団体（通年のパソコンサークルや営業・経済活動等を除く）

詳細は、下記窓口にお問い合わせください。

〔内容〕

障害の特性に応じたパソコン操作を修得しているパソコンサポーターが、電話や訪問などにより、パソコンの設定や基本操作等について支援します。

〔窓口〕

公益社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会

TEL 093-882-6770 FAX 093-882-6771

もらって安心災害情報配信サービス

〔対象者〕

スマートフォンやパソコンなどの、eメールを受信できる情報処理端末を所有する方

〔内容〕

消防車の出動や地震情報、避難に関する情報等を、eメールでスマートフォンやパソコンなどに配信します。

〔登録方法〕

ご利用になるためには、事前に登録が必要です。

e-kitakyushu.kitakyushu-fd@raidens2.ktaiwork.jp に空メールを送信し、登録手続きを行ってください。

〔費用負担〕

登録は無料ですが、受信費用（通信費用）は自己負担です。

〔窓口〕

消防局総務課 TEL 093-582-3802



ファクス119 ⑤

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方で、電話による119番通報が困難な方

〔内容〕

火事や急病等の緊急時に、ファクスで消防車又は救急車を要請することができます。通報用ファクス用紙（ファクス119番通報カード）は各消防署及び各区役所高齢者・障害者相談コーナーにあります。また、消防局のホームページからもダウンロードできます。

ファクス番号 局番なしの119

ファクス119様式掲載ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/12901012.html>

〔費用負担〕

ファクス番号局番なしの119は無料です。

〔窓口〕

消防局指令課 TEL 093-582-3823

NET119緊急通報システム ⑤

〔対象者〕

聴覚又は音声・言語機能の障害や疾病等があり、音声による119番通報が困難な方で北九州市内に在住の方、又は北九州市に通勤・通学される方

〔内容〕

火事や救急等の緊急時に、スマートフォン等からインターネット回線を利用して、全国どこからでも音声によらない119番通報をすることができます。

簡単なボタン操作で通報でき、通報者の位置も特定することができます。

また、外出先でも最寄りの消防本部へ直接通報（当該システムを整備している場合に限る。）することができます。

なお、利用するためには事前登録が必要です。

NET119緊急通報システム案内掲載ホームページ

<http://www.city.kitakyushu.lg.jp/shoubou/12901023.html>

〔費用負担〕

NET119緊急通報システムの登録料及び利用料は無料です。

ただし、通信料は利用者の負担となります。

〔窓口〕

消防局指令課 TEL 093-582-3823



ファックス110番 ⑨

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方

〔内容〕

福岡県内で事件や事故に遭遇した際の警察への緊急通報手段です。

ファックスを利用して通報できます。

FAX 092-632-0110

〔費用負担〕

ファックス使用料金は自己負担となります。

〔その他留意事項〕

「ファックス110番」は言葉や耳の不自由な方専用の緊急通報システムです。

一般の方は、電話での110番通報をご利用ください。

〔問合せ〕

福岡県警察本部 通信指令課 TEL 092-641-4141

110番アプリシステム ⑨

〔対象者〕

言葉や耳の不自由な方

音声による通報が困難な方

〔内容〕

スマートフォンなどを活用して文字や画像で警察へ緊急通報可能なシステムです。

国内どこからでも、通報場所を管轄する警察本部に通報できます。

〔掲載ホームページ〕

<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/110/app/>

〔費用負担〕

本システムは、インターネット回線を利用しており、通信料は自己負担となります。

〔その他留意事項〕

本システムは、聴覚に障害のある方など、音声による110番通報が困難な方が警察に通報するためのものです。音声による110番通報が可能な方は、音声による110番通報をお願いします。

本システムのご利用には、事前登録が必要です。また、GPS機能をONにし、GPSによる位置情報の取得に同意していただく必要があります。

その他の留意事項については警察庁のホームページをご確認ください。

〔問合せ〕

福岡県警察本部 通信指令課 TEL 092-641-4141

あんしん通報システム ㊦

〔対象者〕

緊急事態を自力で回避することができないと認められる人で、次のいずれかの人

- ① 重度の身体障害がある人のみからなる世帯の人（ひとり暮らしを含む）
 - ② 重度の身体障害がある人で、かつ高齢者又は身体障害がある人のみからなる世帯の人
- ※重度の身体障害がある人とは、障害程度1・2級の人

〔内容〕

重度の身体障害のある人などのお宅に通報用の機器を設置し、ペンダント型送信機のボタンを押した場合や、火災センサーが煙、熱を感知した場合に、24時間体制の民間コールセンターに緊急通報が届きます。民間コールセンターは、警備員による駆けつけを行うとともに、状況に応じ消防指令センターに救急車、消防車の出動を要請し、急な発作や災害などの緊急事態に迅速かつ適切に対応します。緊急時に備え、事前に鍵をお預かりすることもできます。

また、通報用の機器の相談ボタンを使い、24時間365日いつでも医療・福祉の専門スタッフに健康相談ができます。

※一部地域（離島、山間部等）では、サービスの内容に制限があります。

〔費用負担〕

世帯の状況	月額利用料
・生計中心者が市民税非課税の世帯 ・生活保護受給者等	無料（全額市補助）
上記以外	1,550円（別途消費税）

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

携帯電話の緊急速報メール

〔対象者〕

受信対応機種を所有する方

〔内容〕

緊急地震速報や津波警報及び特別警報、国・地方公共団体の災害・避難情報を、エリア内の携帯電話に強制配信するシステムで対応機種であれば受信可能です。

利用するための事前登録は必要ありません。

なお、受信可能かどうかは各携帯会社へお問い合わせください。

北九州市・防災X（旧ツイッター）

〔対象者〕

北九州市内に在住の方

〔内容〕

避難情報や気象情報などの防災・危機管理情報のほか、防災啓発に関する各種情報を発信しています。

アドレス https://x.com/kitakyushu_kiki

視覚障害・聴覚障害のある人に対する避難情報の提供 ⑨

【対象者】

以下のすべてに該当する方

- ① 視覚障害（障害等級1・2級）のある人、又は聴覚障害（障害等級2級）のある人（総合等級ではなく個別等級）
- ② ひとり暮らし、又は視覚障害や聴覚障害のある人のみからなる世帯の方
- ③ 携帯電話を保有せず、固定電話、FAX電話のみを保有している方
- ④ 病院や社会福祉施設等に入院又は入所していない方

【内容】

携帯電話を保有していないため、緊急速報メールや登録制防災メールにより情報を入手することができない視覚障害や聴覚障害のある人へ、自宅の固定電話やFAXへ避難情報（緊急速報メール同様）を提供しています。なお、利用するためには事前登録が必要です。

【費用負担】

通話料や通信料は不要ですが、ファックス用紙やインクは自己負担となります。

【窓口】

危機管理室危機管理課、各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

防災アプリ「ハザードン」

【対象者】

対応機種を所有する方

【内容】

防災アプリ「ハザードン」は、いち早く災害に関する情報を入手することができるスマホ用アプリであり、開設している避難所や土砂災害に関する情報などを知ることができる。

1 主な機能

- (1) 気象情報のお知らせ
土砂災害や河川氾濫などの情報が通知され、色分けした地図で各地点の危険度を確認できる。
- (2) 避難所情報
避難所に関する情報を確認でき、開設された避難所は色分けされて表示される。
- (3) 各種ハザード情報
土砂災害警戒区域や津波浸水想定などのハザードマップを確認することができる。
- (4) 見守り機能としての活用
情報が欲しい地点を複数登録できるため、見守りツールとしても利用が可能である。

2 ダウンロード

(1) iOS 用

AppStore：防災アプリ「ハザードン」ダウンロードページ（外部リンク）

(2) Android 用

Playストア：防災アプリ「ハザードン」ダウンロードページ（外部リンク）

iOS 用



Android 用



すべての住宅に火災警報器の設置が義務づけられています

北九州市では、障害のある人が安全な日常生活を送ることができるよう、日常生活用具給付等事業（48頁）において、火災警報器の給付を行っています。

火災警報器を設置することにより、火災の発生をいち早く察知でき、被害の拡大を防ぐことができます。

本制度を利用し、火災警報器の設置に努めてください。

お問い合わせは、各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）へ

粗大ごみ持ち出しサービス 者

〔対象者〕

身体障害、知的障害、精神障害等、障害の種類は問わず認定を受けている方
(健全者と同居している場合は対象となりません)

〔内容〕

粗大ごみを収集場所まで持ち出すことが困難な場合に、収集作業員が粗大ごみを家の中から持ち出します。

※引越ごみの制度との併用はできません。

〔手数料〕

粗大ごみの手数料に加えて1個あたり500円の手数料が必要です。

持ち出し手数料の納付は、「粗大ごみ納付券500円」を使用してください。

粗大ごみ手数料	持ち出し手数料	支払合計
300円	+500円 ⇒	800円
500円	+500円 ⇒	1,000円
700円	+500円 ⇒	1,200円
1,000円	+500円 ⇒	1,500円

〔申込方法〕

粗大ごみ受付センターに電話又はファックスで申し込んでください。

TEL 093-513-3005 FAX 093-531-5390

受付時間：月曜日～土曜日 9:00～17:00

(収集日の前日まで、祝日も受け付けます)

ふれあい収集 者 身知精難

〔対象者〕

(1) 障害福祉サービスの受給認定を受けている単身世帯

(2) 介護保険の要介護2以上の単身世帯

(3) その他、環境局長が認める者

同様の福祉サービスを受けることが困難な世帯かつ以下に該当する者

1. 申請者と同居している者が入院等により不在となり一時的に要件に該当する者

2. 要介護2相当以上の状態(歩行困難が目安)で介護保険の申請手続中の者、及び、障害福祉サービスの受給認定の手続を申請中の者

3. ごみステーションが急傾斜地等にあり、ごみ出しが困難な者

※同居の方がいる場合は、同居者も(1)または(2)に該当する必要があります。

※親族や地域の方、又はボランティア等により、ごみ出しの協力が得られる場合は対象となりません。ごみ出しでお困りの方はご相談ください。

※(3)に該当する場合は、申込前に環境局業務課にご相談ください。

※市の職員が申込者のお宅へ訪問し、現状等についておうかがいしたうえで、決定します。

〔内容〕

ごみステーションに家庭ごみを出すことが困難な方を対象に、玄関先まで収集にうかがいます。週1回、指定袋に入れられた全ごみ種(家庭ごみ、かん・びん、ペットボトル、プラスチック)を収集します。手数料は必要ありません。

〔申込方法〕

各区役所の高齢者・障害者相談コーナー、環境局業務課のホームページに申込書がありますので、申込書と必要書類(障害福祉サービスの受給者証の写しなど)を各区役所の高齢者・障害者相談コーナーに提出してください。申込書は代筆、郵送も可能です。

郵送先 〒803-8501 小倉北区城内1-1 北九州市環境局業務課

高齢者・障害者あんしん法律相談

〔対象者〕

障害のある人及びその家族等

〔内容〕

障害のある人の基本的人権の擁護や財産管理などの諸問題について相談を受け、その解決によって障害のある人の地域生活を支援します。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

地域福祉権利擁護事業 者

〔対象者〕

財産管理等を自分の判断で適切に行うことが困難な障害のある人

〔内容〕

金銭管理サービスや福祉サービスの手続き援助、財産保全などのサービスを提供することにより、個人の財産と権利を守るための支援を行います。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
権利擁護・市民後見センター 「らいと」	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた3階)	093-882-4914 <093-882-2266>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

成年後見制度利用支援事業 者 知精

〔対象者〕

知的障害のある人、精神障害のある人で、成年後見制度の利用を必要とする方

〔内容〕

市長が後見開始の審判申立てを行ったり、資力の状況に応じて、その申立て費用や後見人等への報酬を助成します。

〔窓口〕

（市長申立て）

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

（本人・親族申立て）

成年後見支援センター（67頁）

成年後見支援センター 者 知精

〔対象者〕

知的障害や精神障害などにより判断能力が不十分な方やその家族等

〔内容〕

成年後見制度の利用に向けた相談や後見人等の活動のアドバイスをを行います。原則として相談は無料です。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市成年後見支援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた3階)	093-882-9123 <093-884-0322>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」

10 手当・年金等

児童扶養手当

〔対象者〕

父（母）と生計を同じくしていない、又は父（母）が重度の障害のある子ども（18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある児童、一定の障害を有する場合は20歳未満）の母（父）、又は父母に代わって児童を養育している方
※支給要件については、必ず事前にご相談ください。

〔内容〕

所得に応じて月額48,050円から11,340円（所得に応じて対象児童2人目以降は1人につき11,350円から5,680円加算となります。）を支給します。

ただし、次のいずれかに該当するときに手当は支給されません。

- 1 手当を受けようとする方又は児童が日本国内に住所を有しないとき
- 2 児童が里親に委託されたり、児童福祉施設等に入所しているとき
- 3 父又は母が事実上の婚姻（内縁関係など）関係にあるとき
- 4 手当を受けようとする方等の前年の所得（1～9月に申請する場合は、前々年の所得）が一定額以上あるとき

（令和8年4月現在）

〔窓口〕

各区役所 保健福祉課 子ども・家庭相談係（128頁）

特別児童扶養手当 ⑤⑧⑨

〔対象者〕

身体または精神に法令で定める程度以上の障害のある20歳未満の児童を家庭で監護している父母または父母に代わって児童を養育している方に児童の福祉の増進を図ることを目的として支給します。

ただし、次の場合は、手当が受けられません。

- ① 請求者又は扶養している方の前年の所得が一定額以上の場合
- ② 障害のある子どもが施設に入所している場合
※施設の種類によっては、支給対象になる場合があります。
- ③ 障害のある子どもが障害を事由とする公的年金を受給している場合

〔内容〕

次の手当額を4・8・11月に前月までの4か月分（11月は当月分まで）を支給します。

重度の障害のある子ども 1人につき 月額58,450円（令和8年4月時点）

中度の障害のある子ども 1人につき 月額38,930円（令和8年4月時点）

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

産科医療補償制度 児 身

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上を図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)		補償内容
①	2015 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日までに 出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生した お子様の場合	総額 3,000万円
	在胎週数が <u>32週以上</u> で出生体重が <u>1,400g以上</u> 、 または 在胎週数が <u>28週以上</u> で所定の要件を満たすこと	在胎週数が <u>28週以上</u> であること	
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること		
③	身体障害者障害程度等級 1 または 2 級相当の脳性まひであること		

※生後6か月未満で亡くなった場合は、補償対象となりません。

※補償申請ができる期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

〔補償内容〕

補償対象に認定された場合、一時金、分割金あわせて総額 3,000 万円の補償金が支払われます。

〔問合せ〕

詳細は、産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqh.or.jp/>) をご参照いただくか、産科医療補償制度専用コールセンター（0120-330-637 受付時間：午前9時～午後5時（土日祝日・年末年始除く））にお問い合わせください。

障害児福祉手当 身 知 精

〔対象者〕

身体または精神に重度の障害を有するため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の20歳未満の方

- ① 重度の障害（概ね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を1つ以上有する方
- ② 障害（概ね身体障害者手帳2・3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ③ ①、②に準ずる程度の障害を有し、日常生活において常時の介護を必要とする方
ただし、次の場合は手当が受けられません。
ア 本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合
イ 施設に入所している場合 ※施設の種類によっては、支給対象になる場合があります。
ウ 障害を事由とする年金を受給している場合

〔内容〕

月額16,560円（令和8年4月時点）の手当を2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

特別障害者手当 ③④⑤

〔対象者〕

身体または精神に著しい重度の障害を有するため、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の方

- ① 重度の障害（概ね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ② 重度の障害を1つ有し、さらに他の障害（概ね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ③①、②に準ずる程度の障害（1つの障害でも対象になる場合有）を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

※手帳の等級によっては医師の診断書を省略できる場合があります。

また、障害者手帳を所持していなくても、診断書により著しい重度の障害と認められる場合、対象になることがあります。

ただし、次の場合は手当が受けられません。

ア 本人、配偶者、又は扶養義務者の前年の所得が一定額以上の場合

イ 施設に入所している場合 ※施設の種類によっては、支給対象になる場合があります。

ウ 継続して3か月を超えて入院している場合

〔内容〕

月額30,450円（令和8年4月時点）の手当を2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

※手当の認定には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

外国人重度障害者給付金 ③④⑤

〔対象者〕

重度の障害（身体障害者手帳1・2級又は療育手帳「A」又は、精神障害者保健福祉手帳1級）を有し、市内に住民登録のある方、又は北九州市から市内市外の社会福祉施設への入所の措置を受けた方のうち、障害基礎年金等の受給資格のない方で次のいずれかに該当する方

- （1）昭和57年（1982年）1月1日前に満20歳に達しており、同日において日本国内で旧外国人登録を行っていた方で、同日前に重度の障害があった方又は同日以降に重度の障害があり、障害の発生原因の初診日が同日以前で満20歳以降の方
- （2）昭和36年（1961年）4月2日以降昭和57年（1982年）1月1日以前に日本国籍を取得した方であって、日本国籍取得以前に満20歳に達しており、同前日に重度の障害があった方又は同日以降重度の障害があり、障害の発生原因の初診日が同前日の方

ただし、次の場合は給付金が受けられません。

ア 本人の前年（1～7月の間は前々年）の所得が一定額を超える場合

イ 月額36,000円以上の公的年金又は他の自治体から同趣旨の給付金を受けている場合

ウ 生活保護を受けている場合

〔内容〕

月額36,000円の給付金を2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

特別障害給付金制度 者 身 知 精

国民年金に任意加入していなかったために、障害基礎年金を受けとれなかった障害のある人に対して国が給付金の支給を行います。

〔対象者〕

次のいずれかに該当する方で、任意加入していなかった期間中に初めて受診した傷病が原因で、現在、障害基礎年金の1、2級相当の障害の状態にある方。

- ① 平成3年3月以前に国民年金任意加入対象であった学生
- ② 昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象であった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）等の配偶者

※60歳以降に初めて受診した傷病は対象となりません。

〔内容〕

1級 月額 58,650円 2級 月額 46,920円

（収入や年金受給の状況によって支給が制限されることがあります）

※請求のあった翌月分からの支払いとなります。請求が遅れた場合でもさかのぼっての支給はありませんのでご注意ください。

※障害認定事務は、過去の状況を確認する必要があるなど非常に時間がかかる場合があります。（支給が決定すれば、請求書の受付月の翌月までさかのぼって支給されます）

〔窓口〕

各区役所 国保年金課（128頁）

心身障害者扶養共済 身 知 精

〔対象者〕

次のすべての要件をみたしている保護者（配偶者、父母、兄弟姉妹、又はその親族等）

- ① 65歳未満（その年度の4月1日現在）
- ② 次のいずれかに該当する方を扶養していること
 - ア 知的障害のある人及び知的障害のある子ども
 - イ 身体障害者手帳1～3級の方
 - ウ ア又はイと同程度の精神又は身体に永続的な障害のある人
- ③ 特別の疾病又は障害がないこと

〔内容〕

加入者（保護者）が死亡又は重度障害状態に該当したと認められた場合、その扶養する障害のある人及び障害のある子どもに年金を支給します。又、加入者の生存中に障害のある人及び障害のある子どもが死亡した場合には弔慰金を支給します。

掛 金 加入者の年齢に応じて1口月額9,300～23,300円（所得状況による減額があります）で、1人2口まで加入できます。

なお、掛金は所得税、地方税、ともに全額所得控除されます。

給付額 ① 年金（加入者が死亡又は重度障害になった時、障害のある人及び障害のある子どもの生存中に支給）

1口加入ごとに 月額2万円

② 弔慰金（加入期間が1年以上の加入者の生存中に障害のある人及び障害のある子どもが死亡した時、一時金として支給）

加入期間に応じて5万～25万円（平成20年3月以前の加入者は3万～15万円）

③ 脱退一時金（加入期間が5年以上の加入者が脱退した時）

加入期間に応じて7.5万～25万円（平成20年3月以前の加入者は4.5万～15万円）

※2口加入者の場合は、それぞれの加入期間による金額の合計額です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

重度心身障害者介護見舞金 ②③④

〔対象者〕

市内に3か月以上住所を有し、次の①～③に該当する重度の障害のある人を常時介護している同居者、介護者がいない場合は障害のある人本人

- ① 重度の障害（概ね身体障害者手帳1・2級、知的障害のある人で知能指数20以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ② 重度の障害を1つ有し、さらに他の障害（概ね身体障害者手帳3級、知的障害のある人で知能指数35以下程度又は精神障害のある人で日常生活において常時特別の介護を必要とする程度）を2つ以上有する方
- ③ ①、②に準ずる程度の障害（1つの障害でも対象になる場合有）を有し、日常生活において常時特別の介護を必要とする方

※手帳の等級によっては医師の診断書を省略できる場合があります。

また、障害者手帳を所持していなくても、診断書により著しい重度の障害と認められる場合、対象になることがあります。

ただし、次の場合は手当が受けられません。

ア 障害のある人本人が施設や病院に継続して3か月以上入所・入院している場合

イ 障害のある人本人が障害を事由とする年金を受給している場合

ウ 障害のある人本人が父又は母に支給される障害を事由とする公的年金の額の加算対象となっている場合

エ 障害のある人本人が障害児福祉手当、特別障害者手当等を受給している場合

〔内容〕

月額10,550円の手当を2・5・8・11月に前月までの3か月分をまとめて支給します。

※見舞金の支給には、原則、医師の記載した診断書が必要ですが、手帳の等級によっては診断書を省略できる場合がありますので、事前に窓口でご確認ください。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

障害基礎年金（国民年金）者 ②③④

〔対象者〕

次の①または②に該当する方が対象になります。

- ① 国民年金加入期間中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方（被保険者であった方で日本に住所があり、60歳以上65歳未満の期間に初診日がある方も含む）
 - * 65歳以降に初めて診療を受けた方は、請求することができません。
 - * 一定の保険料納付期間等が必要です。
- ② 20歳前に診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方

〔内容〕

年金額

区分	年金額
1級	年額 1,059,125円
2級	年額 847,300円

* 障害年金の等級は身体障害者手帳の等級とは異なります。

* 対象者②については、本人の前年所得が一定額以上の場合、年金の支給が停止されます。

生計を維持している子どもがいる場合は加算されることがあります。

（原則、子どもが18歳に到達した年度末まで支給されます）

1人目・2人目の子	1人につき 年額 243,800円
3人目以降	1人につき 年額 81,300円

〔窓口〕

各区役所 国保年金課（128頁）

障害厚生年金（厚生年金）者 ⑤④③

〔対象者〕

厚生年金に加入中に初めて診療を受けた病気やけがにより、精神・身体の障害または長期にわたる安静を必要とする状態になった方（その傷病が業務上の原因によるか業務外の要因によるかは問いません）ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

〔内容〕

障害の程度によって1級～3級の障害厚生年金が受給できます。

年金額は勤務月数と賃金の額により異なります。

障害の程度が1級～2級の方で配偶者がいる場合は加算がある場合があります。

年額 243,800円

なお、1級～2級の場合、障害基礎年金が併せて支給され、子の加算がある場合があります。

〔窓口〕

年金事務所

障害手当金（厚生年金）者 ⑤④③

〔対象者〕

厚生年金に加入中に初めて診療を受けた病気やけがが、初診日から5年以内に治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残った方。ただし、一定の保険料納付期間等が必要です。

〔内容〕

一時金として支給されます。金額は勤務月数と賃金の額により異なります。

〔窓口〕

年金事務所

年金事務所への年金相談・お手続きについては、ご予約をお申し込みください。

（予約受付専用電話） 0570-05-4890

（インターネット予約）「日本年金機構 予約相談」で検索してください。

※年金事務所にお問い合わせの際には、基礎年金番号またはマイナンバーをご用意ください。

名 称	所 在 地	電話番号	最寄りの交通機関
小倉北年金事務所	〒803-8588 小倉北区大手町13-3	093-583-8340	J R 「西小倉駅・南小倉駅」 バス「大手町・検察庁前」
小倉南年金事務所	〒800-0294 小倉南区下曽根一丁目8-6	093-471-8873	J R 「下曽根駅」 バス「下曽根駅前」
八幡年金事務所	〒806-8555 八幡西区岸の浦一丁目5-5	093-631-7962	J R 「黒崎駅」 バス「熊手四ツ角」

開所時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

第 2 土 曜 日 9:30～16:00（年金相談に関して）

※年金相談に関しては、月曜日は8:30～19:00です。

なお、月曜日が休日の場合は、翌開庁日が8:30～19:00となります。

閉 所 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

生活福祉資金貸付制度 ③ ④ ⑤

低所得者、障害のある人、高齢者がいる世帯に対して、資金の貸付けと必要な援助指導を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を送れるよう支援することを目的とした貸付制度です。

〔対象者〕

低所得者世帯、障害のある人がいる世帯、高齢者世帯
(ただし、原則市町村民税が非課税程度の世帯)

〔相談受付時間〕

9:00~12:00、13:00~16:30
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

福祉資金の種類及び貸付条件

1 福祉費

日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要であると見込まれる費用

資 金 の 種 類	貸 付 限 度 額	利 率 (年)	据 置 期 間	償 還 期 間
生業を営むために必要な経費	460万円以内	保証人あり 無利子	貸付日から 6か月以内	20年以内
技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を修得する期間が 6月程度 130万円以内 1年程度 220万円以内 2年程度 400万円以内 3年以内 580万円以内			8年以内
住宅の増改築、補修等の経費及び公営住宅譲り受けに必要な経費	250万円以内			7年以内
福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内			8年以内
障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内			8年以内
負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養期間が1年未満 170万円以内 " 1年を超え 1年6月以内 230万円以内			5年以内
介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	受ける期間が1年未満 170万円以内 " 1年を超え1年6月以内 230万円以内			5年以内
災害を受けたことにより臨時に必要なとなる経費	150万円以内			7年以内
冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内			3年以内
住居の移転費等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内			3年以内
就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内	保証人なし 1.5%		3年以内
その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内			3年以内

2 緊急小口資金

次の理由により、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用

資 金 の 種 類	貸 付 限 度 額	利 率 (年)	据 置 期 間	償 還 期 間
医療費又は介護費の支払等によって 臨時の生活費が必要なとき	10万円以内	無利子	貸付日から 2か月以内	12か月以内
給与等の盗難によって生活費が必要 なとき				
火災等被災によって生活費が必要 なとき				
その他、これらと同等のやむを得な い事由によるとき				

※ 上記の他にも貸付要件や必要書類があります。

※ 貸付には審査があります。申請が受理されたことが、貸付決定したということではありませんのでご注意ください。また、審査等に一定の期間を要します。

※ 返済を延滞した場合には、年3.0%の延滞利子が発生します。

〔窓口〕

北九州市社会福祉協議会 生活福祉資金相談コーナー

TEL 093-882-4405

11 税 金

税務署（所得税・相続税・贈与税・消費税）

名 称	所 在 地	電 話 番 号	最寄りの交通機関
門 司 税 務 署	〒801-8601 門司区西海岸一丁目3-10 門司港湾合同庁舎	093-321-5831	J R 「門司港駅」 バス 「門司港駅前」
小 倉 税 務 署	〒803-8602 小倉北区大手町13-17	093-583-1331	J R 「南小倉駅」 バス 「検察庁前」 又は 「大手町」
若 松 税 務 署	〒808-8606 若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎	093-761-2536	J R 「若松駅」 バス 「弁財天前」 又は 「若松南海岸通り」
八 幡 税 務 署	〒805-8606 八幡東区平野二丁目13-1	093-671-6531	J R 「八幡駅」 バス 「市立八幡病院」 又は 「祇園一丁目」

現在の相談は、①個別の質問、②一般的な質問で対応が異なります。

①の場合は、面接相談でお受けしていますので、事前に相談日時等を税務署へ予約してください。

②の場合は、電話相談センターで対応しています。電話相談センターへの問い合わせは、税務署の代表番号へ架けていただき、音声ガイダンスに従い「1」を選択してください。

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:00

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

所得税の控除 ③④⑤

〔内容〕

名 称	対 象 者	主 な 障 害 の 内 容	控 除 額
障害者控除	居住者本人	①身体障害者手帳 3～6級 ②療育手帳 「B」 ③精神障害者保健福祉手帳 2・3級	27万円
		（特別障害者） ①身体障害者手帳 1・2級 ②療育手帳 「A」 ③精神障害者保健福祉手帳 1級	40万円
	扶養親族又は 同一生計配偶者	①身体障害者手帳 3～6級 ②療育手帳 「B」 ③精神障害者保健福祉手帳 2・3級	27万円
		（特別障害者） ①身体障害者手帳 1・2級 ②療育手帳 「A」 ③精神障害者保健福祉手帳 1級	同居以外：40万円 同 居：75万円

※上記以外の方でも控除の対象となる場合があります。

詳しくは税務署にお尋ねください。

〔窓口〕

税務署

相続税の控除 ③③③

〔内容〕

法定相続人である障害者が相続により財産を取得した場合、税額の控除があります。

名 称	主 な 障 害 の 内 容	税額控除の内容
一般障害者 控 除	① 身体障害者手帳 3～6級 ② 療育手帳 「B」 ③ 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	85歳に達するまでの年数に10万円を乗じた金額を相続税額から控除します。
特別障害者 控 除	① 身体障害者手帳 1・2級 ② 療育手帳 「A」 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級	85歳に達するまでの年数に20万円を乗じた金額を相続税額から控除します。

※上記以外にも各障害者控除の対象となる場合があります。

詳しくは税務署へお問い合わせください。

〔窓口〕

税務署（76頁）

贈与税の非課税（特定障害者扶養信託） ③③③

〔内容〕

特定障害者(※)の方の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者を受益者とする財産の信託があったときは、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円までの贈与税がかかりません。

※特定障害者とは、①特別障害者または②精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者などをいいます。

〔窓口〕

- ① 特定障害者扶養信託契約については各信託銀行等
- ② 贈与税の非課税の申請は各信託銀行等を経由して特定障害者の納税地を所轄する税務署

利子の非課税 ③③③

〔内容〕

障害者等に該当する方の少額預金や少額公債については、一定の手続きを要件として、利子が非課税になります。

制 度	預貯金等の種類	非課税限度額
障害者等の少額預金の利子所得等の非課税制度（通称マル優）	銀行などの預貯金、合同運用信託、特定公募公社債等運用投資信託、有価証券	元本350万円
障害者等の少額公債の利子の非課税制度（通称特別マル優）	国債、地方債	額面350万円

〔障害者等に該当する方〕

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている方
- ② 療育手帳の交付を受けている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- ④ 障害基礎年金、障害厚生年金、障害共済年金、労災等の傷病による障害年金、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法の障害年金、予防接種法の障害年金、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当（経過的福祉手当を含む）の受給者
- ⑤ 児童扶養手当の受給者である児童の母親
（母であることを証する事項の記載がある住民票の写し、又は住民票記載事項証明が申し込みの際必要です）
- ⑥ 遺族基礎年金の受給者である被保険者の妻

〔窓口〕

各金融機関

消費税の非課税

〔内容〕

- (1) 社会福祉法に規定する社会福祉事業等として行われるサービスの提供
例えば、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」の障害者支援施設を経営する事業（生産活動としての作業に基づき行われる資産の譲渡等を除く）
- (2) 身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有する物品の譲渡、貸付け等
- ① 非課税となる資産の譲渡等は、身体障害者用物品の譲渡、貸付け及び製作の請負並びに身体障害者用物品の修理のうち厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したものとなります。
- ② 対象となる身体障害者用物品は、義肢、視覚障害者安全つえ、義眼、点字器、人工喉頭、車椅子等で身体障害者の使用に供するための特殊な性状、構造又は機能を有するものとして厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定したもの。
- (3) 介護保険法の規定に基づく居宅介護サービス費の支給に係る居宅サービス及び施設介護サービス費の支給に係る施設サービス等（利用者の選択による一部のサービスを除く）

〔窓口〕

税務署（76頁）

県税事務所（自動車税・個人事業税）**者**

名 称	所 在 地	電話＜ファックス＞番号		最寄りの交通機関
北九州東 県税事務所	〒803-8512 小倉北区内7-8	自動車税係 093-592-3501 <093-592-8913>	事業税係 093-592-3512 <093-592-8913>	J R「西小倉駅」 バス「勝山公園入口」
北九州西 県税事務所	〒805-0062 八幡東区平野二丁目13-2	自動車税係 093-662-9312 <093-681-4532>	事業税係 093-662-9311 <093-681-4532>	J R「八幡駅」 バス「祇園一丁目」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15

閉庁日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

個人事業税の非課税 **身**

〔対象者〕

失明又は両眼の視力（矯正視力）が0.06以下の方（身体障害者手帳1級、2級及び3級の一部）で、「あんま」、「マッサージ又は指圧」、「はり」、「きゅう」、「柔道整復」その他の医業に類する事業を営む個人

〔窓口〕

県税事務所（78頁）

個人事業税の減免 **身**

〔対象者〕

1級から4級の身体障害者手帳を所有し、前年の合計所得金額が300万円以下の方

〔内容〕

年税額 15,000円までは全額減免となり、それを超える部分は1/2の額を減免します。

〔窓口〕

県税事務所（78頁）

市税事務所

名 称	所 在 地	担 当	電話番号 ＜ファックス番号＞	最寄りの交通機関
東部市税事務所【管轄：門司区、小倉北区、小倉南区】				
市 民 税 課	〒803-8510 小倉北区大手町1－1 （小倉北区役所内）	市県民税	093-582-3360 ＜093-562-1043＞	ＪＲ「西小倉駅」 バス「小倉北区役所前」
		軽自動車税	093-582-3517 ＜093-562-1043＞	
固定資産税課		固定資産税 （土地・家屋）	093-582-3370 ＜093-562-1041＞	
門 司 税 務 課 ※ ¹	〒801-8510 門司区清滝一丁目1－1 （門司区役所内）	市県民税	093-331-0511 ＜093-322-1460＞	ＪＲ「門司港駅」 バス「門司区役所前」
		軽自動車税		
小倉南税務課 ※ ¹	〒802-8510 小倉南区若園五丁目1－2 （小倉南区役所内）	市県民税	093-951-1023 ＜093-932-1212＞	モノレール「北方駅」 バス「小倉南区役所前」
		軽自動車税	093-951-0043 ＜093-932-1212＞	
西部市税事務所【管轄：若松区、八幡東区、八幡西区、戸畑区】				
市 民 税 課	〒806-8510 八幡西区黒崎三丁目15－3 （コムシティ内）	市県民税	093-642-1458 ＜093-644-2200＞	ＪＲ「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
		軽自動車税	093-642-1452 ＜093-644-2200＞	
固定資産税課		固定資産税 （土地・家屋）	093-642-1459 ＜093-644-5633＞	
若 松 税 務 課 ※ ²	〒808-8510 若松区浜町一丁目1－1 （若松区役所内）	市県民税	093-761-4182 ＜093-752-1039＞	ＪＲ「若松駅」 バス「若松区役所前」
		軽自動車税		
八幡東税務課 ※ ²	〒805-8510 八幡東区中央一丁目1－1 （八幡東区役所内）	市県民税	093-681-5851 ＜093-663-1171＞	バス「八幡東区役所下」 「八幡東区役所」
		軽自動車税		
戸 畑 税 務 課 ※ ²	〒804-8510 戸畑区千防一丁目1－1 （戸畑区役所内）	市県民税	093-881-2687 ＜093-873-1157＞	ＪＲ「戸畑駅」 バス「戸畑区役所前」
		軽自動車税		

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15（木曜日のみ19:00まで【固定資産税課を除く】）

閉 庁 日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

※¹※² 令和8年度に、※¹は東部市税事務所市民税課、※²は西部市税事務所市民税課へ統合します。
詳細は、市政だよりや市のホームページなどでお知らせします。



自動車税・軽自動車税の減免 ③知精

〔内容〕

専ら障害のある方のために使用する自動車の自動車税、軽自動車税が減免される場合があります。

〔対象〕

(1) 障害のある方自らが取得又は所有している場合

	自動車税	軽自動車税
障害のある方 本人が運転する 場合	身体障害者手帳で次の等級の方 ・ 肢体不自由 (上肢) 1級～2級 (下肢) 1級～6級 (体幹) 1級～5級 ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう又は直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓の各機能障害 1級～3級 ・ 視覚障害2級の3、2級の4、3級の3及び3級の4 ・ 聴覚、平衡機能、音声機能障害2級～3級 療育手帳「A」及び「B1」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	身体障害者手帳で次の等級の方 ・ 肢体不自由(上肢・下肢・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害) 1級～6級 ・ 肢体不自由(体幹) 1級～3級、5級 ・ 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の機能障害 1級又は3級 ・ 肝臓機能障害 1級～3級 ・ 視覚障害 1級～4級の1 ・ 聴覚障害 2級又は3級 ・ 平衡機能障害 3級 ・ 音声機能障害 3級 (音声機能障害は、喉頭摘出による場合に限る。) ・ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害 1級～3級 療育手帳「A」及び「B」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方
障害のある方 と生計を一にする 方などが運転する 場合	対象となる障害名、障害の等級等については、上記と異なりますので、県税事務所へお問い合わせください。 療育手帳「A」及び「B1」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方	身体障害者手帳で一定の等級以上の方 ※対象となる障害名、障害の等級等については、上記と異なりますので、財政・変革局課税第二課へお問い合わせください。 療育手帳「A」及び「B」の方 精神障害者保健福祉手帳1級の方

(2) 上記(1)以外の場合

① 「自動車税」＝三親等以内の同居の親族が取得、所有又は運転する場合など

※対象となる障害名、障害の等級等については、県税事務所へお問い合わせください。

② 「軽自動車税」＝ 障害のある方と生計を一にする方が所有し、障害のある方本人又は生計を一にする方が運転する場合

※対象となる障害名、障害の等級等については、財政・変革局課税第二課へお問い合わせください。

※軽自動車税はオンライン申請ができますので、ご利用ください。



〔窓口〕

・ 自動車税・・・県税事務所（78頁）

※減免額に上限が設定されています。詳しくは、県税事務所へお問い合わせください。

・ 軽自動車税・・・・・・各区役所内の市税事務所市民税課又は税務課（79頁）
 財政・変革局課税第二課（小倉北区室町一丁目1番1号）
 TEL 093-967-6952

市・県民税の控除・非課税 ②③④

〔内容〕

名 称		対 象 者	主 な 障 害 の 内 容	控除等の内容
所得 控 除	障 害 者 控 除	本 人 同 一 生 計 配 偶 者	① 身体障害者手帳 3～6級 ② 療育手帳 「B」 ③ 精神障害者保健福祉手帳 2・3級	所得控除 26万円
	特 別 障 害 者 除 控	扶 養 親 族	① 身体障害者手帳 1・2級 ② 療育手帳 「A」 ③ 精神障害者保健福祉手帳 1級	所得控除 30万円
	同居特別障害者が いる場合の加算	同居の同一生計配 偶者又は扶養親族		特別障害者控除の額に 加えて23万円が所得 控除されます。
非 課 税		本 人	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者 保健福祉手帳をもっている方	分離課税とされる退職 所得等を除外した前年 中の所得が135万円以下 の方については市・県民 税に係る所得割及び均 等割が課されません。

（令和8年4月現在）

※上記以外の方でも、障害者控除対象者認定書の交付を受けている方など、控除の対象となる場合があります。障害者控除対象者認定書については、82頁をご覧ください。
詳しくは区役所内の市税事務所市民税課又は税務課にお尋ねください。

〔窓口〕

各区役所内の市税事務所市民税課又は税務課（79頁）

障害者控除対象者認定書の交付

障害者控除対象者認定書は、認知症や寝たきり等の症状をふまえて、障害者手帳は取得していないけれども、本認定書を交付することにより、知的または身体障害のある人に準ずる取扱いとし、本人又は扶養親族が所得税及び住民税の控除を受けることができる制度です。

1. 申請窓口 各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
2. 申請から交付まで 数日を要します。

【北九州市の介護保険の要介護認定を受けている方】

申請書を提出すると、介護保険の要介護認定調査項目により審査され、知的障害のある人等に準ずるものと認められた場合は、障害の程度に応じて障害者控除対象者として認定されます。

認定		認定基準
障害者	知的障害者（軽度・中度）に準ずる	認知症度 Ⅱ；日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。 Ⅲ；日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする。
特別障害者	知的障害者（重度）に準ずる	認知症度 Ⅳ；日常生活に支障を来すような症状・行動や意志疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。 M；著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。
	寝たきり年長者	寝たきり度 B；屋内での生活は何らかの介助を要し、日中もベッド上での生活が主体であるが、座位を保つ。 C；1日中ベッド上で過ごし、排泄、食事、着替において介助を要する。

【北九州市の介護保険の要介護認定を受けていない方】

申請の際に、指定医が発行する「身体障害者診断書・意見書（有料）」が必要です。ただし、「身体障害者診断書・意見書」を取っても診断結果によっては対象とならない場合もありますので、申請をお考えの方は必ず事前に区役所高齢者・障害者相談コーナーにてご相談ください。「身体障害者診断書・意見書」により身体障害のある人に準ずると認められた場合は、障害の程度に応じて障害者控除対象者として認定されます。

認定		認定基準
障害者	身体障害者手帳 3～6級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる 3級～6級の障害に該当
特別障害者	身体障害者手帳 1～2級に準ずる	身体障害者福祉法施行規則別表に掲げる 1級～2級の障害に該当

3. 費用（自己負担額） 無料
4. 参考

【所得控除額】《詳しくは税の窓口でお尋ねください》

	市・県民税	所 得 税
障 害 者	260,000円	270,000円
特別障害者	300,000円	400,000円
同居の特別障害者	530,000円	750,000円

【申告窓口】

源泉徴収されている方は勤務先、その他の方は税務署（76頁）もしくは区役所内の市税事務所市民税課又は税務課（79頁）です。詳しくは、それぞれ担当の窓口にお尋ねください。

12 公共料金の割引・郵便関連のサービス

NHK受信料（地上・衛星契約）の免除 ⑨⑩⑪

〔対象者及び内容〕

	対 象	適 用 条 件
全 額 免 除	市町村民税非課税の 身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の 知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税を含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の 精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、 世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
半 額 免 除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、 世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級または2級）の方が、 世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（1級）の方が、 世帯主で受信契約者の場合

＜手続き方法＞ お住まいの区役所（高齢者・障害者相談コーナー（7頁））にて受信料免除申請の手続き後、NHKに郵送または持参してください。

〔郵送先〕

名 称	所 在 地	最寄りの交通機関
NHK北九州放送局	〒803-8555 小倉北区室町1丁目1-1-20 （リバーウォーク北九州4階）	J R 「西小倉駅」 バス「室町・リバーウォーク」

＜受信料に関するお問い合わせ＞ NHKふれあいセンター

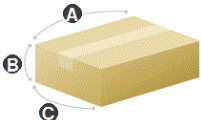
ナビダイヤル 0570-077-077

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

I P 電話等のお客様で上記の電話番号をご利用になれない場合は、
050-3786-5003をご利用ください。

受付時間 午前9時～午後6時（土・日・祝日も受付）

郵便関連の減免・各種サービス ㊦㊧

区 分			重量／サイズ：料金／運賃		備 考	
通常郵便物	第4種	点字郵便物 特定録音物等郵便物		3kgまで：無料		
	低料金 第3種	心身障害者 団体が発行 するもの	新聞 (月3回以上発行)	50gまで：8円 さらに50gごとに3円増(上限kg)		
			その他の定期刊行 物 (年4回以上発行)	50gまで：15円 さらに50gごとに5円増(上限kg)		
荷 物	「点字ゆうパック」 「聴覚障がい者用ゆうパック」 *サイズは、長さ(A)、厚さ(B)、 幅(C)の合計(cm)とする区分  30kgまで		60サイズ	100円		郵便料金を減免とする場合は、各種要件（許可申請や内容品サイズ・表示・差出方法の制限など）があります。 要件を満たしていない場合、料金は減免されません。 料金減免の要件等については、郵便局ホームページ、または郵便局窓口へおたずねください。
			80サイズ	210円		
			100サイズ	320円		
			120サイズ	420円		
			140サイズ	520円		
			160サイズ	630円		
			170サイズ	730円		
	「心身障がい者用ゆうメール」 図書館法に規定する図書館から 指定の郵便局に差し出されるものに限る		150gまで	92円		
			250gまで	110円		
			500gまで	150円		
			1kgまで	180円		
			2kgまで	230円		
			3kgまで	310円		

青い鳥郵便葉書の無償配付	対象	① 身体障害者手帳「1級」または「2級」の方 ② 療育手帳「A」または(1度・2度)の表記がある方
	内容	受付期間内に郵便局へお申し出いただいた方に「郵便葉書20枚」を無償で配付します。 (受付期間は例年4月～5月ですが、変更される場合もありますので日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。)
	手続	最寄りの郵便局へ身体障害者手帳または療育手帳をご持参いただき、「青い鳥郵便葉書配付申込書」に必要事項をご記入のうえ、下記の葉書（3種類）の中から1種類20枚をお選びいただき、お申し込みください。後日、配達郵便局よりお届けします。 *代人のお申し込みも可能です。
	種類	①郵便葉書（無地） ②郵便葉書インクジェット ③郵便葉書（くぼみ入り） *種類の組み合わせはできません。

郵便貯金に関する各種点字サービス	下記について点字サービスを取り扱っています。詳細は郵便局にお問い合わせください。 ・貯金の取扱内容の通知 ・点字キャッシュカードの発行 ・各種商品、サービスの点字案内
------------------	--

※減免・各種サービスについては、事前に申請書等が必要な場合があるため、料金減免の要件等については、郵便局ホームページ、または郵便局窓口へおたずねください。

NTT無料電話番号案内（ふれあい案内）

〔対象者〕

次のいずれかの障害のある人

- ① 視覚障害1～6級
- ② 肢体不自由のうち、上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1・2級
- ③ 聴覚障害2級、3級、4級、6級（1級、5級はなし）
- ④ 音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害3級、4級（1級、2級はなし）
- ⑤ 戦傷病者手帳をお持ちで、次の障害を有する方
 - （1）視力の障害特別項症～第6項症
 - （2）上肢の障害特別項症～第2項症
 - （3）聴覚障害第2項症、第4項症
 - （4）音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害第1項症、第2項症、第4項症
※上肢に対する障害にのみ適用
- ⑥ 療育手帳をお持ちの方
- ⑦ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〔内容〕

電話帳利用が困難な、視覚・聴覚・音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害や上肢等の不自由な方、知的障害や精神障害のある方のための電話番号案内（無料）サービスです。ご利用には、事前登録が必要です。

ふれあい案内はNTT 西日本・NTT 東日本のお客さまに提供するサービスです。

〔問合せ〕

NTTふれあい案内担当 TEL 0120-104174(フリーダイヤル)

FAX 0120-104134(フリーダイヤル)

※ FAXによるお問い合わせに関する注意事項

- ・ お客様のお名前と連絡先FAX番号を用紙に記載して送信して下さい

携帯電話の障害者割引サービス

会 社 名	NTTドコモ	ソフトバンク	au
サービス名称	ハーティ割引	ハートフレンド割引	スマイルハート割引
内 容	携帯電話の基本使用料金等が割引になります。		
対 象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）受給者証、特定疾患医療受給者証、特定疾患登録者証等をお持ちの方		
問 合 せ	ドコモ携帯電話 151 一般電話等 0120-800-000	ソフトバンク携帯電話 157 一般電話等 0800-919-0157	a u 携帯電話 157 一般電話等 0120-977-033

※サービス内容等は各社で取り扱いが異なるため、詳細については上記の問合せ先におたずねください。

13 仕事

働く意欲があり、民間企業などでの就労を希望する場合、その希望する内容によって、利用するサービスや相談する窓口が異なります。

○一般就職したい

⇒次の相談窓口へ相談

- ・ 公共職業安定所（ハローワーク）（87頁参照）
- ・ 北九州障害者しごとサポートセンター（87頁参照）
- ・ 障害者職業センター（88頁参照）

○一般就職は難しいが、働きたい

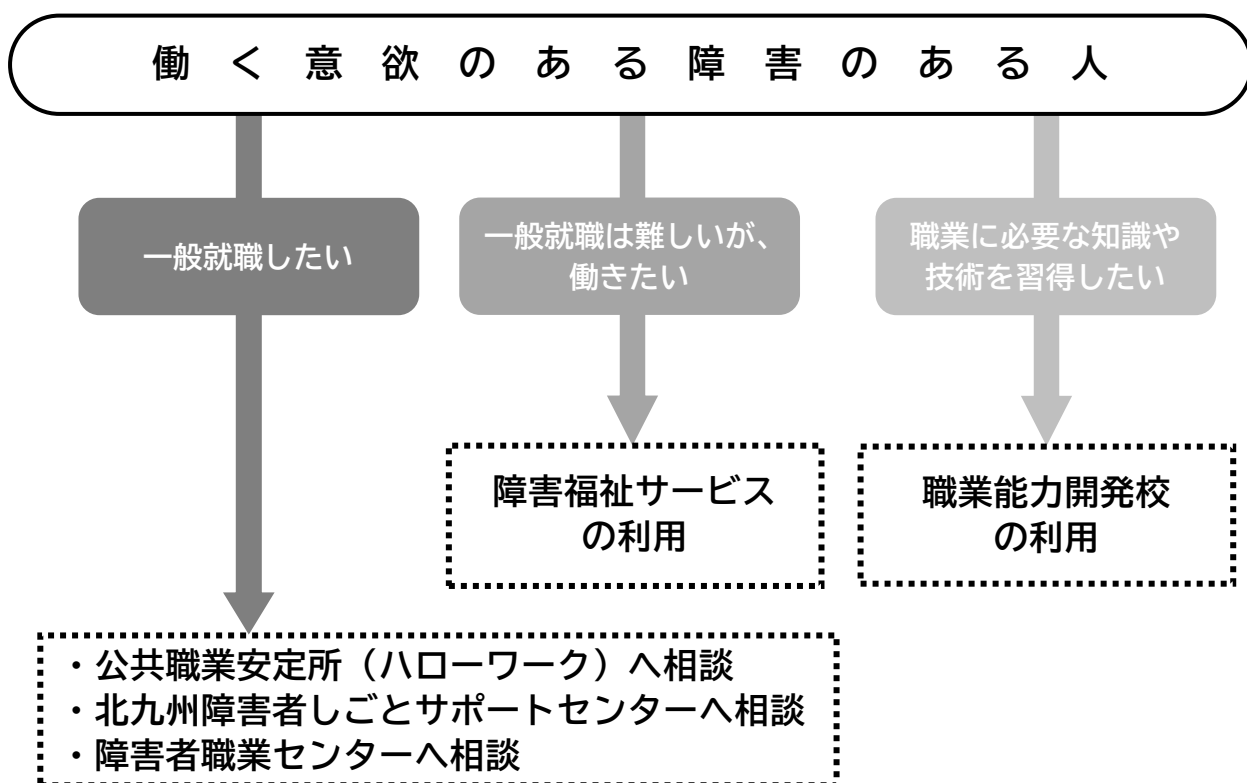
⇒障害福祉サービス（就労移行支援、就労継続支援など）の利用

※利用を希望される場合には、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁参照）にご相談ください。

○職業に必要な知識や技術を習得したい

⇒職業能力開発校の利用（88頁参照）

※利用を希望される場合、募集人員や試験日程などの詳しい内容については、職業能力開発校（88頁参照）にお問い合わせください。



公共職業安定所（ハローワーク）

職業相談や職業紹介等をしています。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
ハローワーク八幡 黒崎駅前庁舎	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ6階	093-622-5566 <093-621-3941>	J R「黒崎駅」 バス「西鉄黒崎バスセンター」
ハローワーク八幡 若松出張所	〒808-0034 若松区本町一丁目14-12 若松港湾合同庁舎1階	093-771-5055 <093-751-5467>	J R「若松駅」 バス「若松南海岸通り」
ハローワーク八幡 戸畑分庁舎	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた8階	093-871-1331 <093-881-4026>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
ハローワーク小倉	〒802-8507 小倉北区萩崎町1-11	093-941-8609 <093-941-8631>	モノレール「香春口三萩野駅」 バス「三萩野」
ハローワーク小倉 門司出張所	〒800-0004 門司区北川町1-18	093-381-8609 <093-381-5875>	J R「小森江駅」 バス「ハローワーク門司」

業務取扱時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

北九州障害者しごとサポートセンター

北九州障害者しごとサポートセンターは、国・県が設置した「北九州障害者就業・生活支援センター」と市が設置した「北九州市障害者就労支援センター」が一体的に活動する就労支援の拠点です。

障害のある人から“働くこと”の色々な悩みについて相談をお受けし、関係機関と連携しながら、解決できるようサポートをしています。

【対象者】

- ・就職に向けた準備をしたい
- ・企業で就職したい
- ・働いているけど悩みがある
- ・転職したい

と考えている障害のある人（事前に電話・ファックスかEメールでご相談ください。）

【内容】

就職に向けた準備や求職活動、職場定着などに関する支援、就業に伴う生活上の相談・助言などを行います。

【窓口】

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州障害者しごと サポートセンター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた2階)	093-871-0030 <093-871-0083>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	http://syugyo.sakura.ne.jp	
	メールアドレス	syugyo@kitaiku.com	

開所時間 月曜日～金曜日 8:30～18:30
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

障害者職業センター

<障害のある人に対して>

公共職業安定所等の関係機関と連携して、就職に向けた職業相談・職業評価、ジョブコーチによる職場適応のための援助など、個々の状況に応じた支援を行います。

<事業主の方に対して>

障害のある人の新規雇入れから、採用後の定着、在職者の職場適応やキャリアアップ等各企業の要望や課題に応じた支援を行います。

<関係機関の方に対して>

就業支援のスキルアップを図るための助言・援助、研修を行います。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡障害者職業センター 北九州支所	〒802-0066 小倉北区萩崎町1-27	093-941-8521 <093-941-8513>	モノレール「香春口三萩野」 バス「三萩野」

受付時間 月曜日～金曜日 8:45～17:00
(土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く)

職業能力開発校 ③知④難

〔対象者〕

- 1 身体障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害、難病などのある人（手帳の有無を問いません）
 - 2 療育手帳を取得されている人、又は取得可能な人、もしくは児童相談所・障害者更生相談所・障害者職業センター等で発行される知的障害のある人と認める判定書を提出できる人
- 以上の条件のいずれかを満たし、就職の意思を有し、訓練面で集団生活に支障のない人

〔内容〕

職業に必要な知識や技能を習得し、職業の安定と自立を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与する人材を養成するための職業能力開発を実施しています。授業料は無料です。施設見学も受付けております。予約制のため事前にお問い合わせください。

募集人員145名

課程	科 名	募集定員	訓練期間	課程	科 名	募集定員	訓練期間
普通	プログラム設計科	20	2年	短期	流通ビジネス科	25	1年
	3 D - C A D 科	20	1年		流通ビジネス科 〔視覚障がい者対象音声パソコンコース〕	5	
	商業デザイン科	20			総合実務科	15	
	O A 事 務 科	20			職 域 開 発 科	10	6ヶ月 (年2回)

※普通課程の科は18歳以上（令和9年4月1日現在）の人。

短期課程の科は15歳以上（令和9年4月1日現在）の人。

※流通ビジネス科音声パソコンコースは視覚障害のある人、総合実務科は知的障害のある人、職域開発科は精神、発達、高次脳機能障害のある人を対象とした訓練です。

※通校が困難な人には校内に寮設備があります。一定の要件を満たす人は寮を利用できます。

入寮希望者には障がい診断書（本校様式）を提出していただき入寮可否を判断します。

職域開発科は通校も訓練と位置付けているため入寮できません。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
国立県営 福岡障害者職業能力開発校	〒808-0122 若松区大字蛸住1728-1 あますみ	093-741-5431 <093-741-1340>	市営バス 65・70番「原牟田」

労働者支援事務所

職場でのいじめや解雇、賃金未払等の労働に関するトラブルの相談を受けて、法令に基づく助言や情報提供、あっせんを行います。なお、事務所での対面相談は予約優先ですので、事前予約をお願いします。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
福岡県北九州 労働者支援事務所	〒802-0001 小倉北区浅野三丁目8-1 (AIMビル4階)	093-967-3945 <093-967-3946>	J R「小倉駅」 バス「浅野2丁目」

開庁時間 月曜日～金曜日 8:30～17:15 (祝日、年末年始を除く)

毎週水曜日 夜間電話相談 17:15～20:00 メール相談は事務所ホームページにて受付中。

障害のある人の雇用促進（事業主制度）

障害者の雇用の促進等に関する法律により、次のようなことが定められています。

<法定雇用率>

事業主は、法定雇用率以上の身体障害のある人、知的障害のある人及び精神障害のある人を雇用することが義務付けられています。法定雇用率に関する詳細は、福岡労働局または最寄りのハローワークへお尋ねください。

〔民間企業〕一般 … 2.7%（令和8年7月～）

〔国・地方公共団体・独立行政法人等〕3.0%（都道府県等の教育委員会は2.9%）

<障害者雇用納付金制度>

障害のある人を雇用することは事業主が共同して果たしていくべき責任であるとの社会連帯責任の理念に立って、障害のある人の雇用に伴う事業主間の経済的負担の調整を図るとともに、障害のある人を雇用する事業主に対して助成、援助を行うことにより、障害のある人の雇用の促進と職業の安定を図るために設けられた制度です。事業主が納めた障害者雇用納付金を財源として、障害者雇用調整金等及び各種助成金の支給を行います。

<助成金>

障害のある人を雇用するために必要な施設・設備の整備を行う場合、または雇用管理や通勤対策等を容易にするための措置を行う場合にその費用の一部を事業主に対し助成します。

〔窓口〕

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構 福岡支部 高齢・障害者業務課	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310 <092-718-1314>	地下鉄「赤坂」

重度障害者等就労支援特別事業

〔対象者〕

北九州市の重度訪問介護、同行援護又は行動援護の決定を受けている人で、民間企業に雇用される人や自営業の人等

- ① 民間企業に雇用される方で、1週間の所定労働時間が原則10時間以上の人。
ただし、就労継続支援A型事業所の利用者は対象となりません。
- ② 自営業者等で所得の向上が見込まれる人で、自営等に従事する時間が基本的に1週間のうち10時間以上の人。

〔内容〕

重度障害のある人などにヘルパーを派遣し、通勤や職場における支援を行います。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

14 住宅の確保・改造

障害者居住サポート等事業 者 身 知 精

〔対象者〕

賃貸契約による一般住宅への入居を希望していて、連帯保証人がいない等の理由により、入居が困難な人。

〔内容〕

①入居支援

不動産業者に対する物件探しの依頼や内覧同行等の入居契約手続き支援など

②関係機関によるサポート体制の調整

入居する人の生活上の課題に応じて、関係機関から必要な支援を受けるための調整

※障害者基幹相談支援センターへの相談を通じて受け付けます。

開館時間 月曜日～金曜日 9:00～17:45

閉館日 土曜日、日曜日、祝日、年末年始

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市障害者基幹相談支援センター	〒804-0067 戸畑区汐井町1-6 (ウェルとばた6階)	093-861-3045 <093-861-3095>	J R「戸畑駅」 バス「戸畑駅」
	ホームページ	http://www.shien-c.com	
	メールアドレス	chiiki@shien-c.com	

公営住宅への優遇措置 身 知 精

〔対象者〕

4級以上の身体障害者手帳をもっている方、B1以上の療育手帳をもっている方、2級以上の精神障害者保健福祉手帳をもっている方。

単身入居する場合は、常時の介護を必要とする方で、居宅において家族の介護、在宅介護サービスなどが受けられない方は入居できません。

〔内容〕

市営住宅の入居者募集では、障害のある人を対象とした募集枠を確保しています。

県営住宅の入居者募集では、抽選の際に、倍率優遇措置として2つの抽選番号を割り当てます。

〔問合せ〕

市営住宅の入居者募集は、「市政だより」や、

北九州市住宅供給公社ホームページ (<http://www.jkk-kitakyushu.jp/shiei/>) でお知らせします。

募集時期等は、下記の窓口へお問い合わせください。

〔窓口〕

■市営住宅に関する窓口

門 司 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-331-1881 内線671・672
小 倉 北 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-582-3488
小 倉 南 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-951-4111 内線671・672
若 松 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-761-5321 内線671・672
八 幡 東 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-671-0801 内線671・672
八 幡 西 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-642-1441 内線671・672
戸 畑 区 役 所／市営住宅・市公社住宅相談コーナー	TEL 093-871-1501 内線671・672

■県営住宅に関する窓口

福岡県住宅供給公社北九州管理事務所／県営住宅	TEL 093-621-3300
------------------------	------------------

すこやか住宅改造助成 ④⑤⑥⑦

〔対象者〕

下記①～③のすべてに該当する世帯

- ① 日常生活用具給付等事業における住宅改造助成（50頁）の対象者がいる世帯
- ② 移動・排泄・入浴時の状態から住宅改造が必要と認められる対象者がいる世帯
- ③ 世帯の生計中心者の前年所得税額が7万円以下の世帯

〔内容〕

日常生活を営むのに支障がある在宅の障害のある人及び障害のある子どもの心身の機能に配慮した仕様に住宅を改造する場合に、その費用の全部または一部を助成します。

※原則として、一住宅につき1回限りです。

※改造費の助成は、改造前に相談・申請等を行い、認定を受けた人にしか支給できませんのでご注意ください。

〔助成額〕

助成限度額30万円と助成対象となる住宅改造費用の額を比較し、低い額に下記の助成率を乗じて得た額

世帯区分	助成率
生活保護及び市民税が非課税の世帯	100%
前年の所得税額が0円～70,000円の世帯	75%

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

15 外出の利便

移動支援事業 ⑤⑦⑧

〔対象者〕

屋外での移動に著しい制限がある重度障害のある人及び重度障害のある子ども

- ・ 重度の下肢・体幹機能障害
- ・ 重度の知的障害
- ・ 重度の精神障害

地域生活支援事業の支給決定を受けておく必要があります。

※障害福祉サービスのうち、「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」の支給決定を受けている人は利用できません。

〔内容〕

社会生活上必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加のための外出の際にガイドヘルパーが移動を支援します。

〔利用者負担〕

所得に応じて負担上限月額が設定されます。ガイドヘルパーの交通費は利用者の負担となります。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

リフトバスの運行 ⑤⑦⑧ （R8.11 末までの運用）

〔対象者〕

市内に居住する障害のある人や障害のある子どもの参加人員がおおむね10人以上のグループ

〔内容〕

原則として市内での研修、レクリエーション等を行う場合に利用できます。

利用時間 原則として8時間以内

申請期間 利用する日の属する月の3か月前の1日から10日までの間に受け付けます。

※リフトバスの運行に要する有料道路の通行料及び駐車場の使用料等は利用者負担です。

※申請が重複する場合、抽選を行います。抽選後、空いている日については先着順で予約を受け付けます。

※令和8年度12月以降の運用については、市ホームページでお知らせします。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

車いす対応路線バスの運行 ⑤

〔内容〕

- 交通局の路線バスは、全車（小型車両を除く）車いすのままで乗車できるスロープ付車両で、市営バスの市内路線を網羅する形で運行しております。
- スロープ付ではない小型車両については、事前に営業所へ連絡をお願いしており、スロープ付車両への変更などの代替対応を行っています。
- バス車両によって異なりますが、車いすは1台～2台乗車できます。
- 車いすでの乗り・降りは、スロープのある扉からとなります。
- 車内の車いすスペース（通常は跳上式座席）に車いすを固定します。

重度障害者に対するタクシー運賃の一部助成 ②③④

〔対象者〕

市民税非課税世帯（4～6月に申請する場合は前年度市民税非課税世帯）で、市内に住所を有し、下記①～③のいずれかに該当する在宅の人

- ① 視覚障害、肢体不自由の下肢・体幹・移動機能障害及び内部障害者で身体障害者手帳1・2級の人（但し、複数の障害の合併により、1・2級となっている人を除く）
- ② 療育手帳「A」の人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳1級の人

※施設に入所、又は病院に入院している方で退院見込みのない方は助成の対象から除かれます。

〔内容〕

在宅の重度の障害のある人が外出等の手段としてタクシーを利用する場合、乗車運賃の一部を助成します。

助成回数

年間最大 48 回まで

利用方法

タクシー乗車時に（身体障害者／療育／精神障害者保健福祉）手帳を提示のうえ、「重度障害者タクシー利用券」を乗務員に渡してください。

利用できるタクシー

北九州タクシー協会加入のタクシー会社及び市と契約したタクシー

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

福祉有償運送 ⑤知⑥難

〔対象者〕

以下のいずれかの要件を満たし、事前に各送迎団体に会員登録する必要があります。（団体により利用できる方の条件が異なります）

- ① 単独では公共交通機関を利用することが困難な身体障害のある人、要介護者、要支援者
- ② その他、精神障害、知的障害、難病等により単独では公共交通機関の利用が難しい方

〔内容〕

非営利活動法人（NPO）や社会福祉法人等が、（公共交通機関の利用が難しい方を対象に）自家用車を利用して行っている非営利の送迎サービスです。送迎団体は、運送の条件を整え、北九州市福祉有償運送運営協議会での協議の後、国土交通大臣により登録された団体です。

団 体 名	運送地域	受付日時・電話番号	備 考	
NPO法人 陽気	北九州市内	090-1926-1859 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院等	※利用は事前予約が必要です。 なお、申込の状況により、ご利用できない場合があります。
NPO法人 好楽会	北九州市内 (主に小倉南区、小倉北区)	090-5738-2482 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所(買物等)	
社会福祉法人 まどか	北九州市内 (若松区起点)	093-771-1945 月曜日～金曜日 9:00～15:00		
NPO法人 通院介護センター さわやか	北九州市内	①八幡事業所 093-616-8558 ②小倉事業所 093-647-3210 月曜日～金曜日 9:00～15:00	通院のみ利用できます。	
NPO法人 北九州あいの会	北九州市内 (主に八幡西区、八幡東区、戸畑区)	093-642-3921 月曜日～土曜日 9:00～17:00		
NPO法人 北九州ひだまりの会	北九州市内 (主に八幡西区)	093-641-0139 月曜日～金曜日 8:30～17:00		
NPO法人 にこり	北九州市内	080-3497-2064 月曜日～金曜日 9:00～16:00	主に医療的ケア児の利用となります。	
NPO法人 ハッピービー	北九州市内	093-383-0595 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所	
NPO法人 そよ風	北九州市内 (主に小倉北区、小倉南区)	093-776-7675 月曜日～土曜日 8:00～17:00	通院・通所	
NPO法人 さんぽ	北九州市内	070-5537-5979 月曜日～土曜日 8:30～17:30	通院等	
医療法人 桜が丘クリニック さくらんぼ	北九州市内	093-645-5380 月曜日～金曜日 9:00～17:00	通学・通院	※費用・運送日時は各団体により異なります。 会費等が必要な団体もありますので、必ず事前に利用条件等をご確認ください。
NPO法人 光太郎	北九州市内 (八幡西区起点)	093-613-3230 月曜日～日曜日(水曜日除く) 9:00～18:00		

(令和8年4月現在)

自動車運転免許取得の助成 者 身 知 精

〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人 ※運転免許の適性については都道府県公安委員会が判断します。

〔内容〕

就労などのため第一種普通自動車運転免許を取得する場合に、教習に要する費用の一部として、5万円を助成します。教習を開始する前に申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

身体障害者用自動車改造費の助成 者 身

〔対象者〕

市内に居住し、身体障害者手帳1級又は2級の上肢・下肢・体幹機能障害があり（複数の障害の合併により、1・2級となっている方を除く）、就労のために自分で自動車を所有し、運転する満18歳以上の人

ただし、所得制限があります。

〔内容〕

自動車のハンドル、アクセル、ブレーキなどを改造するための費用を、10万円を限度に助成します。事前の申請が必要です。

〔窓口〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

駐車禁止除外指定車の標章の交付 身 知 精

〔対象者〕

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方のうち、対象となる障害区分・級別等に該当する方

〔内容〕

標章の交付を受け、標章を車両前面の見やすい箇所に掲げる車両は、道路標識で駐車が禁止されている場所に一時駐車できます。

※注意事項

- ・歩道、交差点内等、法定の駐車や停車が禁止された場所には駐車できません。
 - ・時間制限駐車区間（パーキング・メーターが設置された場所）では、駐車枠内に駐車しなければなりません。
 - ・標章を他の都道府県で使用する際は、駐車場所によっては駐車違反になる場合がありますので、使用する都道府県警察にお問い合わせください。
 - ・手続きには、添付資料が必要です。要件が具備しているか審査をします。
- 必要な添付資料を含む詳細については、住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

〔窓口〕

住所地を管轄する警察署

門 司	〒801-0841	北九州市門司区西海岸二丁目3-13	TEL 093-321-0110
小 倉 北	〒803-8567	北九州市小倉北区大門一丁目6-19	TEL 093-583-0110
小 倉 南	〒802-0816	北九州市小倉南区若園五丁目1-6	TEL 093-923-0110
若 松	〒808-0066	北九州市若松区くきのうみ中央1-1	TEL 093-771-0110
八 幡 東	〒805-0053	北九州市八幡東区大谷一丁目1-1	TEL 093-662-0110
八 幡 西	〒806-0037	北九州市八幡西区東王子町2-1	TEL 093-645-0110
折 尾	〒807-0824	北九州市八幡西区光明一丁目6-6	TEL 093-691-0110
戸 畑	〒804-0067	北九州市戸畑区汐井町2-1	TEL 093-861-0110

担当係 交通課（小倉北警察署及び折尾警察署は交通第一課）

有料道路の通行料金割引 ⑤⑥

〔対象者〕

- ① 障害のある人が運転する場合は、身体障害者手帳の交付を受けているすべての人
- ② 介護者が運転し、障害のある人が乗車している場合は、第1種の身体障害者手帳又は療育手帳Aの交付を受けている人

〔内容〕

料金を支払う際に、有料道路割引証明を受けた身体障害者手帳又は療育手帳を料金所係員に呈示し、車両が割引対象車両の要件を満たす場合、通行料金が通常料金の約半額になります。

割引には事前に申請が必要です。また、手帳に有料道路割引登録シールを貼り付けておく必要があります。

ETCを利用する場合は、上記手続きの他に別途手続きが必要です。

詳細はNEXCO西日本ホームページ（<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>）をご確認ください。

※障害者割引の適用には有効期限があります。

※利用時には、事前に手続きを行った身体障害者手帳又は療育手帳を必ず携行してください。

※違反行為には本割引の停止や割増金の支払いなどの措置がとられることがあります。

※上記②に該当する場合、「道路介護」と記載されたシールがないと割引が適用になりません。

〔窓口申請〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

必要書類（原則）

- ① 障害のある人の身体障害者手帳又は療育手帳
- ② 車検証又は軽自動車届出済証
- ③ 本人運転の場合は、運転免許証
- ④ ETC利用の場合は、ETCカード（障害のある人の名義）・ETC車載器セットアップ
申込書及び証明書

※各種書類等については原本を呈示してください。

※手続きの内容によって必要書類が異なります。詳しくはご案内冊子をご確認ください。

〔オンライン申請〕

自家用車を事前登録のうえETC利用申請される方限定です。

詳しくは、NEXCO西日本ホームページ（<https://www.w-nexco.co.jp/disabled/>）をご確認ください。

<問合せ先>

西日本高速道路株式会社 九州支社

TEL 092-260-6111（営業時間：平日9時～12時、13時～17時25分）

福岡北九州高速道路公社 北九州事務所

TEL 093-922-6811

<ETC利用の登録状況等に関する問合せ先>

有料道路ETC割引登録係

TEL 045-477-1233（受付時間：平日9時～17時）

ふくおか・まごころ駐車場制度 ⑤④③②①

〔対象者〕

① 障害のある人

○身体障害 身体障害者手帳を持ち、次の等級以上の人

▼視覚障害4級以上

▼聴覚障害3級以上

▼平衡機能障害5級以上

▼上肢機能障害2級以上

▼下肢機能障害6級以上

▼移動機能障害6級以上

▼体幹機能障害5級以上

▼内部機能障害4級以上

○知的障害 療育手帳「A」の人

○精神障害 精神障害者保健福祉手帳1級の人

② 高齢者等 介護保険要介護1以上の人

③ 難病患者 特定医療費(指定難病)受給者(小児慢性特定疾病医療受給者も含む)

④ 妊産婦 妊娠7か月から産後3か月の人

(ただし、多胎児妊娠の場合は、妊娠7か月から産後18か月)

⑤ けが人 けがで車いすなどを使用している人

〔内容〕

商業施設や公共施設などの障害者等用駐車場のうち登録された駐車場を、障害のある人や介護が必要な高齢者、妊産婦などの人々が安心して利用するための制度です。同制度に登録された駐車場の利用には、利用証が必要です(車内の見えやすい場所に掲示します)。

利用証申請と交付

利用証は、対象となる人が運転又は同乗されている場合に利用できます。利用証の取得には本人か代理人による申請が必要です。

※福岡県障がい福祉課(〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7 TEL 092-643-3264)への郵送もしくは電子申請も可

申請に必要なもの

▼ 障害のある人＝各種手帳(車いすを使用し、自ら運転する人は運転免許証)

▼ 高齢者等＝介護保険被保険者証

▼ 難病患者＝特定医療費(指定難病)受給者証又は小児慢性特定疾病医療受診券

▼ 妊産婦＝母子健康手帳

▼ けが人＝診断書(車いすなどの補装具等の使用期間と歩行困難な期間の明記が必要)及び身分証明書(自ら運転する人は運転免許証)

※代理人申請の場合は、あわせて代理人の身分証明書が必要

利用できる施設

県と協定を締結した商業施設や公共施設等

※申請書の様式やふくおか・まごころ駐車場登録施設の一覧は県のホームページに掲載。

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokamagokorochusyazyou.html>

※利用証は利用を保障するものではありません。台数が限られている場合は駐車できないこともありますのでご了承ください。

※利用証は全国で同様の制度を実施している他府県の対象駐車場でも相互利用することができます。相互利用可能な自治体の詳細は、上記県のホームページ又は福岡県障がい福祉課(TEL 092-643-3264)にお問い合わせください。

〔窓口〕

住所地の各区役所 高齢者・障害者相談コーナー(7頁)

市営駐車場等の駐車料金の割引 ⑤④③

〔対象者〕

次のいずれかに該当する方

- ① 身体障害者手帳の所持者で車を運転、又は同乗される方
- ② 療育手帳の所持者で車を運転、又は同乗される方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者で車を運転、又は同乗される方
- ④ 特定医療費（指定難病）受給者証及び特定疾患医療受給者証の所持者で車を運転、又は同乗される方（総合保健福祉センター（アシスト21）に限る。）

〔内容〕

上記の普通自動車（軽自動車も含む）について、次の市営駐車場等の普通駐車料金が5割引になります。（10円未満の端数は切り上げ）

名 称	所 在 地	電話番号
※市営 九州鉄道記念館西駐車場	門司区清滝二丁目3番	093-331-1884
市営 天神島駐車場	小倉北区古船場町1-27	093-531-0713
市営 勝山公園地下駐車場	小倉北区城内1	093-582-3866
市営 黒崎駅西駐車場	八幡西区黒崎三丁目15-3(コムシティ横)	093-645-9530
※北九州市立男女共同参画センター・ムーブ駐車場	小倉北区大手町11-4	093-583-3939
AIM（アジア太平洋インポートマート）地下駐車場	小倉北区浅野三丁目8-1	093-541-5931
※総合保健福祉センター（アシスト21）駐車場	小倉北区馬借一丁目7-1	093-522-5721
国際村交流センター駐車場	八幡東区平野一丁目1-1	093-661-2370
※レインボープラザ駐車場	八幡東区中央二丁目1-1	093-661-7334
※ウェルとばた駐車場	戸畑区汐井町1-6	093-871-7200
※黒崎ひびしんホール駐車場	八幡西区岸の浦二丁目1-1	093-621-4566
※小倉南図書館駐車場	小倉南区若園四丁目1-60	093-952-4511
※八幡図書館駐車場	八幡東区尾倉二丁目6-1	093-671-1123
※八幡西図書館駐車場	八幡西区岸の浦二丁目2-1	093-642-1186
いのちのたび博物館駐車場	八幡東区東田二丁目4-1	093-681-1011

〔手続き〕

割引対象者は、上記の市営駐車場等をご利用の際、各種障害者手帳もしくは障害者手帳アプリ「ミライロID」の手帳画面を提示してください。

料金精算時に割引をいたします。

駐車場入口に駐車場係員がいる場合、各種障害者手帳を提示し、係員の指示する場所に駐車してください。（入庫前手続きは不要）

※市営九州鉄道記念館西駐車場をご利用の場合は、駐車料金の精算前に九州鉄道記念館西ゲートに手帳と駐車券を提示してください。なお、無人駐車場のため、九州鉄道記念館開館時間（休館日を除く日の午前9時～午後5時）以外是对応できません。上記表中の電話番号は、管理者である門司区役所まちづくり整備課のもの。

※北九州市立男女共同参画センター・ムーブ駐車場をご利用の場合は、3階受付窓口、1階図書・情報室又は1階防災センターに手帳と駐車券を提示し、駐車場出口で割引料金をお支払いください。

※総合保健福祉センター（アシスト21）駐車場をご利用の場合（ただし、当施設の利用者に限る。）は、お帰りの際に1階中央監視室に手帳又は受給者証と駐車券を提示してください。

※レインボープラザ駐車場をご利用の場合は、お帰りの際に2階管理事務室に手帳と駐車券を提示してください。

※ウェルとばた駐車場をご利用の場合は、お帰りの際に1階エレベーターホール横の防災センター（警備員控室）又は2階総合案内窓口に手帳と駐車券を提示してください。

※黒崎ひびしんホール駐車場をご利用の場合は、お帰りの際に1階受付に手帳と駐車券を提示してください。

※小倉南図書館駐車場、八幡図書館駐車場、八幡西図書館駐車場、いのちのたび博物館駐車場をご利用の場合は、お帰りの際にカウンターに手帳と駐車券を提示してください。

市営自転車駐車場の料金割引 ②③④

〔対象者〕

- ① 身体障害者手帳の所持者
- ② 療育手帳の所持者
- ③ 精神障害者保健福祉手帳の所持者

〔内容〕

自転車とバイクについて駐輪料金が5割引になります。

名 称	所 在 地	電話番号
門司駅前自転車駐車場	門司区中町2	093-371-7544
門司港駅前自転車駐車場	門司区西海岸一丁目6	093-331-0044
小倉駅北口自転車駐車場	小倉北区浅野一丁目2	093-531-2310
小倉駅南口自転車駐車場	小倉北区浅野一丁目1	093-531-2311
西小倉駅前自転車駐車場	小倉北区室町三丁目2	093-582-6234
南小倉駅前自転車駐車場	南 小倉北区弁天町5	093-591-6026
	北 小倉北区木町三丁目11	093-591-6024
徳力嵐山口自転車駐車場	小倉南区徳力六丁目9	093-963-4211
下曾根駅北口自転車駐車場	小倉南区下曾根三丁目1	093-472-7241
下曾根駅南口自転車駐車場	小倉南区下曾根新町13	093-475-2997
朽網駅前自転車駐車場	西 小倉南区朽網東一丁目1	093-472-6883
	東 小倉南区朽網西一丁目21	
八幡駅前自転車駐車場	八幡東区西本町三丁目5	093-662-4775
折尾駅北自転車駐車場	八幡西区折尾二丁目1	093-693-7860
折尾駅東自転車駐車場	八幡西区中須二丁目11	093-692-0581
黒崎駅前自転車駐車場	八幡西区黒崎三丁目7	093-641-2028
九州工大前駅前自転車駐車場	戸畑区中原西一丁目12	093-881-8844
戸畑駅前自転車駐車場	戸畑区汐井町1-6	093-861-1121

〔手続き〕

令和8年度中に、順次、各自転車駐車場に自動入出庫機器を導入し、9月下旬に工事が完了する予定です。

（1）自動入出庫機器導入前の自転車駐車場

料金支払前に、自転車駐車場係員に手帳を提示し、割引を受けてください。

（2）自動入出庫機器導入後の自転車駐車場

料金支払後に、領収書と一緒に自転車駐車場係員に手帳を掲示し、割引を受けてください。

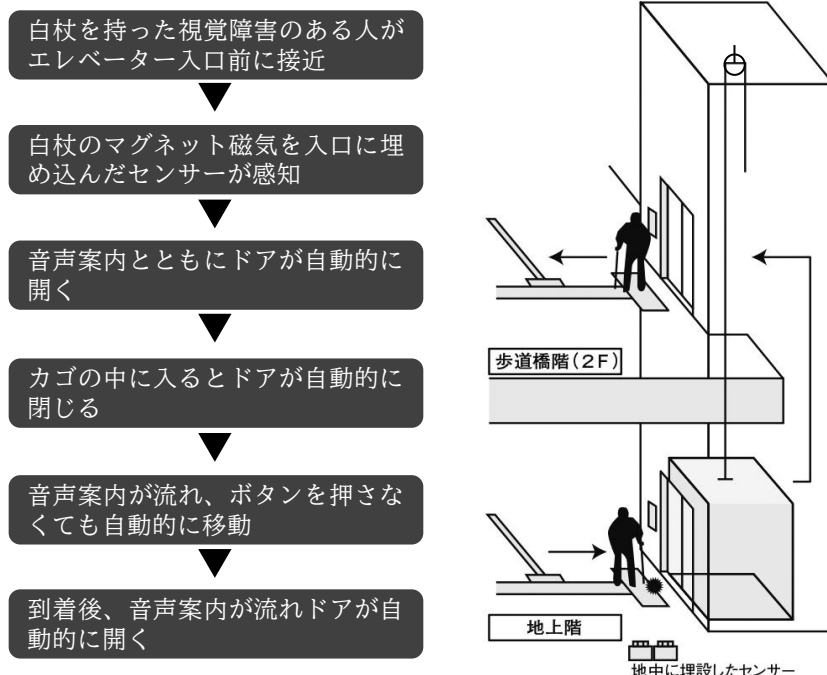
※スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」など、公的認証された障害者情報を活用したスマートフォンのアプリケーションは、手帳に代わるものとして使用できます。スマートフォンの電池切れや故障により画面が表示できない場合は、障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳）をご提示いただく必要があります。

エレベーター自動運転システムの導入

J R 駅やモノレール停留場に接続する立体横断施設での上下移動のバリアを解消するため、特に利用者の多い主要駅やモノレール停留場等にエレベーター自動運転システムを導入しています。

エレベーター自動運転システム導入箇所一覧表

No.	導入箇所	箇所数	No.	導入箇所	箇所数
1	門司駅南北公共連絡通路	2	16	モノレール競馬場前停留場	2
2	吉志複合公共施設連絡通路	2	17	モノレール守恒停留場	2
3	小倉駅小倉城口ペDESTリアンデッキ (西側エレベーター)	1	18	モノレール徳力公団前停留場	2
4	あさの汐風公園歩道橋	1	19	モノレール徳力嵐山口停留場	2
5	スタジアム前歩道橋	1	20	モノレール志井停留場	2
6	西小倉駅南北公共連絡通路	1	21	モノレール企救丘停留場	2
7	医療センター前歩道橋 (市立総合福祉センター前、市立医療センター前)	2	22	東田大通り歩道橋	2
8	モノレール三萩野停留場	2	23	スペースワールド通り歩道橋及び地下通路	3
9	モノレール片野停留場	2	24	八幡駅東田方面連絡通路	1
10	城野駅南北公共連絡通路	3	25	黒崎駅前ペDESTリアンデッキ (駐車場合)	3
11	安部山公園駅北側歩道部	1	26	黒崎東(藤田)歩道橋	2
12	下曽根駅南北公共連絡通路	2	27	本城駅公共連絡通路	2
13	朽網駅公共連絡通路	2	28	陣原駅歩道橋	2
14	モノレール城野停留場	1	29	戸畑駅周辺歩道橋 (ウェルとばた前歩道橋、中央通り歩道橋)	6
15	モノレール北方停留場	2	30	九工大前駅歩道橋	2



ハート・プラスマークの配布 ⑤⑥

〔内容〕

「ハート・プラスマーク」とは心臓や呼吸器、腎臓、膀胱、腸、免疫、肝臓機能など、身体内部に障害があることを示すマークです。

身体内部に障害のある人に、名刺サイズの「ハート・プラスマーク」カードや、直径3cmの「ハート・プラスマーク」バッジを配布しています。

〔配布場所〕

各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）

各出張所

〔問合せ〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

ヘルプマーク・ヘルプカードの配布

〔対象者〕

聴覚障害、視覚障害、内部障害などを含む身体障害や知的障害、精神障害、発達障害、難病又は妊娠初期の人など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人

〔内容〕

「ヘルプマーク」とは、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう作成されたマークです。

北九州市では、障害の特性や具体的な支援内容をあらかじめ記入できるストラップ型の「ヘルプマーク」や、より詳しい内容を記入できる「ヘルプカード」を配布しています。

<ホームページ>

<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600437.html>



〔配布場所〕

ヘルプマーク 下記の問合せ先へお問い合わせください

ヘルプカード 各区役所 高齢者・障害者相談コーナー（7頁）
各出張所

（ホームページ QR コード）

〔問合せ〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

運賃割引 ③④⑤

以下の運賃割引の表中、割引の対象となる障害の区分のことばの意味は次のとおりです。

なお、「第一種身体障害者」と「第一種知的障害者」、「第一種精神障害者」を合わせて「第一種障害者」、「第二種身体障害者」と「第二種知的障害者」、「第一種精神障害者」を合わせて「第二種障害者」と呼んでいます。

第一種身体障害者	視覚1～3級、4級の1、聴覚2～3級、上肢不自由1級、2級の1・2 下肢不自由1～2級、3級の1、体幹不自由1～3級 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害〔上肢機能障害1～2級（1上肢のみは除く）、移動機能障害1～3級（1下肢のみは除く）〕 ぼうこう又は直腸機能障害4級を除く内部障害 ※ なお、上記以外の等級であっても身体障害者総合等級1級の場合は、第一種身体障害者として取り扱います。
第二種身体障害者	第一種以外の身体障害者 ※
第一種知的障害者	療育手帳「A」※
第二種知的障害者	療育手帳「B」※
第1種精神障害者	精神障害者保健福祉手帳1級
第2種精神障害者	精神障害者保健福祉手帳2級・3級

※旅客鉄道株式会社（等）旅客運賃減額欄に「第一種」又は「第二種」の証明がなされていなければ割引の対象とすることができません。

以下の割引等は各会社で取扱いが定められているため、運賃割引の詳細は各社にお尋ねください。

■ J R 問合せ先：J R九州案内センター TEL 0570-04-1717(9:00～17:30)

種別	割引対象	乗車券種類	割引率	距離制限等	注意事項
身体障害者・知的障害者・精神障害者	本人単独	普通乗車券	5割引	101km以上	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示
	本人と介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券 定期乗車券		なし	本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を購入及び利用する場合に限る。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示 ・介護者は1人のみ ・小児定期の割引なし ・介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売
	本人単独	普通乗車券		101km以上	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示
	本人と介護者 (本人が12歳未満の場合のみ)	定期乗車券		なし	本人と介護者が同時に同区間、同種類の乗車券類を利用する場合に限る。 ・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかを呈示 ・介護者は1人のみ ・小児定期の割引なし ・介護者が通学定期の資格者であっても通勤定期を発売

JR ジパンング倶楽部特別会員制度（対象：身体障害者手帳の交付を受けている男性 満60歳以上・女性 満55歳以上）もあります。
JR ジパンング倶楽部特別会員の問合せ及び手続きは、公益財団法人北九州市身体障害者福祉協会(093-883-5555)へ

■西鉄バス北九州 問合せ先：西鉄お客さまセンター TEL 050-3616-2150

	種 別	身体・知的障害者の第一種及び 精神障害者の1級				身体・知的障害者の第二種及び 精神障害者の2級又は3級				割引率	割引条件
	手 帳 保 有 者	小児（12歳未満）		大人（12歳以上）		小児（12歳未満）		大人（12歳以上）			
	対 象	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者		
割引の有無	乗 車 券	○	○	○	○	○	×	○	×	当該運賃の 5割引	購入時に手帳呈示
	現 金										降車時に手帳呈示
	n i m o c a										購入時に手帳呈示
	定 期 券	×	○ 大人通勤 に限る	○	○ 大人通勤 に限る	×	○ 大人通勤 に限る	○	×	当該定期旅客 運賃の5割引	購入時に手帳呈示
主 な 注 意 事 項	① 小児定期券については、障害者割引はありません。										
	② 身体障害者の方が6才未満の場合、身体障害者の乗車券（現金乗車を含む）を購入（使用）する時に限り、 介護者の方についても割引が適用できます。										
	③ 障害のある人1名に対し、介護者は1名まで割引します。										
	④ 介護者が通学定期券の使用資格者（例：介護者が高校生）であっても介護者に対して通学定期券は発売しませ ん。										
	⑤ グランドパス65、グランドパス 75、北九州都市圏一日フリー乗車券北九州オープントップバスについては、 障害者割引はありません。										
	⑥ 北九州エリアが乗り放題となる定期券「得パス」、「学生得パス」は発売価格の半額となります。										
	⑦ nimocaは各営業所及び定期券発売所にて、nimoca（障害者用）として発行します。										
	⑧ ICカード普通乗車券、現金の場合、計算上生じた端数は、10円単位に切り上げます。										
	⑨ 定期券の場合、計算上生じた端数は四捨五入して10円単位にいたします。										
	⑩ マイナポータルと連携したミライロIDアプリのご提示でも割引可。（但し、マイナポータルと連携していない、 スマートフォンの不具合等で画面の提示ができない等の場合は手帳をご提示下さい。）										

■筑豊電鉄 問合せ先：筑豊電気鉄道株式会社 TEL 093-619-3077

	種 別	身体・知的障害者の第一種及び 精神障害者の1級				身体・知的障害者の第二種及び 精神障害者の2級又は3級				割引率	割引条件	
	手 帳 保 有 者	小児（12歳未満）		大人（12歳以上）		小児（12歳未満）		大人（12歳以上）				
	対 象	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者			
割引の有無	現 金	○	○	○	○	○	×	○	×	当該普通旅客 運賃の5割引	降車時に手帳呈示	
	普 通 乗 車 券										購入時に手帳呈示	
	n i m o c a										購入時に手帳呈示	
	定 期 乗 車 券	×	○ 大人通勤 のみ発売	○	○ 大人通勤 のみ発売	×	○ 大人通勤 のみ発売	×	×	当該定期旅客 運賃の5割引	購入時に手帳呈示	
主な注意事項	① 各種割引乗車券を購入及び降車の際には、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかをご呈示ください。											
	② 障害のある人1名に対し、介護者は1名まで割引します。											
	③ 小児定期乗車券については、障害者割引はありません。											
	④ 介護者が通学定期券の使用資格者であっても、介護者に対して通学定期券は発売いたしません。通勤定期券を発売します。											
	⑤ 介護者が割引定期乗車券をお求めの場合、障害のある人と同一期間・区間の定期乗車券を同時に購入いただきます。											
	⑥ 自動的に割引運賃にて精算されるnimoca（障害者用）を定期券うりばで発行しています。 ※nimoca（障害者用）の有効期限は次回の誕生日までです。（初回購入時に限り次々回の誕生日までです。）											
	⑦ ちくたくきっぷについては障害者割引はありません。 スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」など、公的認証された障害者情報を活用したスマートフォンアプリケーションは、手帳に代わるものとして使用できます。											
	⑧ その他、ご不明な点がございましたら、筑豊電気鉄道株式会社（093-619-3077）へお問い合わせください。											

■市営バス 問合せ先：交通局総務経営課 TEL 093-771-8401

割引の対象	種 類	割 引 率	手 続 き 等
身体障害者手帳1～4級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方が単独で利用する場合	———	本人のみ無料 (「福祉優待乗車証」 の場合のみ)	○令和4年6月1日から交通系 IC カード「nimoca」で交付しています。 ○各種障害者手帳及びデポジット代金500円を持参し、交通局のNC若松商連案内所、折尾駅前案内所、二島案内所、若松営業所及び向田営業所で「福祉優待乗車証」又は「介護人付福祉優待乗車証」の交付を受けてください。 ○バス乗車時及び降車時に「福祉優待乗車証」又は「介護人付福祉優待乗車証」を読み取り機にタッチすれば、市営バス全区間を無料で乗車できます。
身体障害者手帳第1種の方、療育手帳A判定の方及び精神障害者保健福祉手帳1級の方と介護人が同伴で利用する場合	———	本人・介護人1人無料 (「介護人付福祉優待乗車証」 の場合のみ)	
福祉優待乗車証をお持ちでない方で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をもっている方が利用する場合	普 通 運 賃 定期乗車券	本人のみ5割引 (身体障害者手帳第1種、療育手帳A判定及び精神障害者保健福祉手帳1級の方は介護人1人も5割引)	○バス降車時に各種障害者手帳を呈示して、普通運賃の5割引の金額を払ってください。(10円未満切上げ) ○窓口各種障害者手帳を呈示して、定期乗車券を購入してください。

※「福祉優待乗車証」及び「介護人付福祉優待乗車証」の交付は北九州市民に限ります。また、スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」など、公的認証された障害者情報を活用したスマートフォンのアプリケーションは、手帳に代わるものとして使用できます。

※通学小児定期旅客運賃及び持参人式定期旅客運賃並びに通学小児学期定期旅客運賃については、障害者割引はありません。

■市営渡船 問合せ先：産業経済局渡船事業所 TEL 093-861-0961

割引の対象	種 類	割 引 率	手 続 き 等
〔常時乗船する場合〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をもっている方が単独又は介護人と同伴で利用する場合	特別乗船定期券	本人・介護人とも無料	○施設等より特別乗船定期券交付申請書に所定事項の証明を受けて、渡船事業所へ申請し、特別乗船定期券の交付を受けてください。乗船の際は、改札口で呈示してください。 手数料300円 ○介護人は1人のみ適用
〔時々乗船する場合〕 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をもっている方で特別乗船定期券の交付を受けていない方が単独又は介護人と同伴で利用する場合	普通運賃	本人・介護人とも5割引	○改札口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳、もしくは障害者手帳アプリ「ミライロ ID」の手帳情報画面を呈示して、通常料金の5割引の額を払ってください。(10円未満切上げ) ○介護人は1人のみ適用

■J R バス 問合せ先：J R 九州バス株式会社 TEL 092-642-8121

種 類		割引率	割 引 の 対 象
身体障害者割引	普 通	5割引	第一種身体障害者及び第一種身体障害者以外の身体障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人。身体障害者手帳の呈示
	定 期	3割引	身体障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。
知的障害者割引	普 通	5割引	第一種知的障害者及び第一種知的障害者以外の知的障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人。療育手帳の呈示
	定 期	3割引	知的障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。
精神障害者割引	普 通	5割引	精神障害者1級及び精神障害者1級以外の精神障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人(3級の介護人を除く)。精神障害者保健福祉手帳の呈示
	定 期	3割引	精神障害者が単独又は介護人とともに乗車する場合。 対象：本人及び介護人(3級の介護人を除く)。介護人に対する定期券の割引は、通勤定期に限る。

※高速バスの場合は割引が異なります。上記の割引は一般路線バスのみ適用です。

スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロ ID」など、公的認証された障害者情報を活用したスマートフォンのアプリケーションは、手帳に代わるものとして使用できます。

■北九州モノレール 問合せ先：北九州高速鉄道株式会社 TEL 093-961-0101

	割引の対象	種 類	割引率	割引特記事項	手 続 き
第一種障害	本 人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	窓口にて身体障害者手帳又は療育手帳を呈示して購入してください。
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)		5割引	○介護者は身体障害のある人の場合2人まで、知的障害のある人の場合1人のみ適用	
第二種障害	本 人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障害のある人の介護者1人のみ適用	

	割引の対象	種 類	割引率	割引特記事項	手 続 き
(1級) 精神障害	本 人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	窓口にて精神障害者保健福祉手帳を呈示して購入してください。
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○介護者は1人のみ適用	
(2級・3級) 精神障害	本 人	普通乗車券 定期乗車券	5割引	○小児定期乗車券の割引なし	
	介護者 (障害のある人と同伴の場合)	定期乗車券	5割引	○12歳未満の障害のある人の介護者1人のみ適用	

■タクシー 問合せ先：北九州タクシー協会 TEL 093-551-6784

割引の対象	種 類	割引率	利 用 方 法
身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を所持する方が乗車する場合	タクシー運賃	メーター表示額から1割引	乗務員に手帳を呈示してください。

■国内航空 ご利用の航空会社にお問い合わせください。

問合せ先 日本航空 TEL 0570-025-022 スターフライヤー TEL 0570-07-3200
全 日 空 TEL 0570-029-222

■フェリー ご利用のフェリー会社にお問い合わせください。

16 余暇の活用

障害児親子レクリエーション 児 ⑤

〔対象者〕

身体障害（肢体不自由）のある子どもとその保護者

〔内容〕

交流や話し合いの場として、レクリエーションや研修会などを行っています。

〔窓口〕

社会福祉法人北九州あゆみの会 TEL 093-881-6818 FAX 093-881-6870

レクリエーションキャンプ ⑤

〔対象者〕

15歳以上の在宅の肢体不自由のある人

〔内容〕

集団生活を通じてのレクリエーション活動を行います。

実施日程は「市政だより」でお知らせします。

〔問合せ〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453

教養・趣味の講座

〔対象者〕

各種障害のある人

〔内容〕

東部障害者福祉会館と西部障害者福祉会館では、障害のある人のための各種講座を開催しています。料金は無料（ただし材料費は実費負担）です。

講座の内容、実施時期などは「市政だより」でお知らせします。

〔窓口〕

東部障害者福祉会館、西部障害者福祉会館（16頁）

障害者スポーツ大会 ⑤⑦⑧

障害のある人の健康維持、体力の向上等を図るとともに、社会参加を促進することを目的として毎年5月下旬ごろ北九州市障害者スポーツ大会を開催しています。この大会は毎年国体開催県で開かれる全国障害者スポーツ大会の予選も兼ねています。

大会日時や申し込みについては「市政だより」でお知らせします。

〔問合せ〕

北九州市障害者スポーツ協会 TEL 093-383-2115

アビリンピック福岡（福岡県障がい者技能競技大会）

〔対象者〕

障害のある人（一部競技種目に障害種別の制限があります）で15歳以上の方

〔内容〕

この大会は、障害のある方が日ごろ培った技能を互いに競い合うことにより、その職業能力の向上を図るとともに、企業や社会一般の人々が障害者雇用に対する理解と認識を深め、雇用の促進を図ることを目的として開催しております。

大会日程・会場・種目等の詳細は、福岡支部ホームページをご参照ください。

<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/fukuoka/index.html>

〔窓口〕

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構福岡支部 高齢・障害者業務課

TEL 092-718-1310

北九州市障害者スポーツセンター「アレアス」 ⑤知⑥難

障害のある人の健康維持、体力の向上等を目的として設置された施設です。障害のある人及びその介護者1人までは無料です（プログラム受講料を除く）。障害のある人が専用で利用できる時間帯も設けています。

〔内容〕

- (1) 開館時間 9：00～21：00
- (2) 休館日 毎週火曜日（その日が休日の場合は翌日）及び年末年始
- (3) 障害者専用利用時間帯 毎週木曜日 12：00～21：00 及び
毎週土曜日 9：00～12：00 及び
毎週日曜日 9：00～12：00
- (4) 施設概要

	施設名	利用内容
1 階	スタジオ1	エアロビクスやヨガなど、様々な運動が可能です。
	スタジオ2	講師を招いての各種プログラムも実施しています。
	トレーニング室	各種トレーニングマシンを設置しています。 視覚に障害のある人や車椅子を使用する方も利用できます。
	屋内温水プール (25m×5コース)	歩行専用コースも設けています。 水中運動プログラムや障害者水泳教室等も実施しています。
	赤ちゃんルーム	授乳やオムツ替えを行うことができます。
2 階	卓球室	卓球台を6台設置しています。
	視覚障害者専用卓球室	防音仕様の専用室が2部屋あります。
	会議室（3室）	会議室1（66m ² ）と会議室2（158m ² ）は一体使用が可能です。 会議室3（50m ² ）は和室仕様です。各種の講演会、講習会から、趣味・教養の講座、イベント会場などに利用できます。
	多目的室	障害者グループの多様な活動場所として利用できます。また、一般市民への貸出しも行います。
	相談室	障害のある人のスポーツ活動や健康づくりに関する相談を行います。
	美術活動室	障害のある人の美術活動や作品展示等に貸し出します。
	団体連絡室	ボランティア等の交流場所として利用できます。
	談話・休憩コーナー	椅子などのある談話・休憩コーナーがあります。
3 階	体育館（1,045m ² ）	バスケットボールコート1面（バレーボールコート2面）の広さがあり、各種スポーツ活動等に利用できます。

(5) 事業概要

障害のある人に、幅広いニーズに応じてスポーツを楽しんでいただくとともに、各種のスポーツ教室やスポーツ大会、指導員や支援ボランティア育成のための研修会、地域交流イベント等も実施しています。

名 称	所 在 地	電話<ファックス>番号	最寄りの交通機関
北九州市 障害者スポーツセンター「アレアス」	〒802-0061 小倉北区三郎丸三丁目 4-1	093-922-0026 <093-922-0041>	モノレール「香春口三萩野駅」 西鉄バス「北九州市民球場前」

中央図書館郵送貸出制度 ⑤⑥

〔対象者〕

北九州市内に居住する在宅の人で、次のいずれかに該当し、来館が困難な人

- ① 身体障害者手帳の交付を受け、視覚障害は1級から6級まで、視覚以外の障害は1級から3級までと認定されている人
- ② 戦傷病者手帳の交付を受け、外部機能障害の特別項症から第2項症まで、又は、内臓機能障害の特別項症から第3項症までと認定されている人
- ③ 療育手帳の交付を受け、障害の程度の判定がAと認定されている人

〔内容〕

- ① 貸出点数と貸出期間

図書・雑誌

一人10冊まで。1か月以内。

録音図書（オーディオブック、デジター図書） 各種一人2点まで。2週間以内。

※ただし、郵送時の総重量が3 kg以内の点数とする。また、視覚障害4級から6級までは録音図書（オーディオブック、デジター図書）のみ郵送貸出可。

- ② 郵送料 無料（図書館で負担）

〔窓口〕

中央図書館奉仕課 TEL 093-571-1481 FAX 093-571-1484

公共施設使用料の減免 ⑤⑥⑦

〔対象者〕

- ① 身体障害者手帳をもっている方
及び身体障害者手帳1～4級の方が使用する場合その介護の方1人
- ② 療育手帳をもっている方及びその介護の方1人
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をもっている方及びその介護の方1人

※ 施設によって、減免の対象を本市在住の方や本市発行の手帳に限る場合、減免対象となる介護の方の人数等が異なる場合があるため、詳細は各施設にお問い合わせください。

〔内容〕

市のスポーツ施設、文化施設、公園施設、青少年の家の使用料等が減免されます。

いずれの場合も窓口で身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳を提示し、使用の承諾を受けてください。なお、減免の対象となる介護の方の使用料等は障害のある人本人と同じ取り扱いです。詳細は各施設にお問い合わせください。

※スマートフォン向け障害者手帳アプリ「ミライロID」など、公的認証された障害者情報を活用したスマートフォンのアプリケーションは、手帳に代わるものとして使用できます。

必要に応じて手帳の内容を確認する場合がありますので、スマートフォンの電池切れや故障により画面が表示できない場合は、障害者手帳（身体障害者手帳又は療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳）をご提示いただく必要があります。

- ① スポーツ施設

次の市営施設で「共用使用料」が無料になります。ただし、冷暖房設備使用料、照明設備使用料及び専用使用料は減免の対象から除かれます。

- | | | | |
|-------|------|--------|---------------------|
| ●体育館 | ●庭球場 | ●陸上競技場 | ●プール（アドベンチャープールを含む） |
| ●柔剣道場 | ●弓場 | ●武道場 | ●スポーツセンター |

- ② 文化施設等

次表の施設で「入場料」又は「観覧料」が無料になります。ただし、特別展については別途入場料が必要な場合があります。

施設名	所在地	電話<ファックス>番号
九州鉄道記念館	〒801-0833 門司区清滝二丁目3-29	093-322-1006 <093-332-7233>
関門海峡ミュージアム	〒801-0841 門司区西海岸一丁目3-3	093-321-4151 <093-332-8273>
わたせせいぞろいギャラリー	〒801-0852 門司区港町7-18 (旧大阪商船内)	093-321-4151 <093-332-8273>
門司港レトロ展望室	〒801-0853 門司区東港町1-32-31階	093-321-4151 <093-332-8273>
旧門司三井倶楽部	〒801-0852 門司区港町7-1	093-321-4151 <093-332-8273>
北九州市漫画ミュージアム	〒802-0001 小倉北区浅野二丁目14-5 (あるあるCity5階・6階)	093-512-5077 <093-512-5130>

施 設 名	所 在 地	電話<ファックス>番号
北九州市立文学館	〒803-0813 小倉北区城内4-1	093-571-1505 <093-571-1525>
北九州市立松本清張記念館	〒803-0813 小倉北区城内2-3	093-582-2761 <093-562-2303>
小倉城	〒803-0813 小倉北区城内2-1	093-561-1210 <093-561-5246>
小倉城庭園	〒803-0813 小倉北区城内1-2	093-582-2747 <093-561-5246>
北九州市響灘ビオトープ	〒808-0021 若松区響町一丁目126-1	093-751-2023 <093-751-2200>
スペース LABO（北九州市科学館）	〒805-0071 八幡東区東田四丁目1-1	093-671-4566 <093-671-4568>
いのちのたび博物館（自然史・歴史博物館）	〒805-0071 八幡東区東田二丁目4-1	093-681-1011 <093-661-7503>
北九州市立長崎街道木屋瀬宿記念館	〒807-1261 八幡西区木屋瀬三丁目16-26	093-619-1149 <093-617-4949>
北九州市立美術館	〒804-0024 戸畑区西鞆ヶ谷町21-1	093-882-7777 <093-861-0959>
旧安川邸	〒804-0021 戸畑区一枝一丁目4-23	093-482-6033 <093-482-6034>

- ③ 公園施設
 障害者手帳をもっている方とその介護の方1名は、白野江植物公園、グリーンパーク、ひびき動物ワールドで「入園料」が無料に、到津の森公園で「入園料」が半額になります。

施 設 名	所 在 地	電話<ファックス>番号
白野江植物公園	〒801-0802 門司区白野江二丁目	093-341-8111 <093-341-8444>
到津の森公園	〒803-0845 小倉北区上到津四丁目1-8	093-651-1895 <093-651-1917>
グリーンパーク	〒808-0121 若松区大字竹並1006番地	093-741-5545 <093-741-5499>
ひびき動物ワールド	〒808-0121 若松区大字竹並286番地	093-741-2700 <093-741-6623>

- ④ 青少年の家
 市内の6施設で「使用料」が無料になります。
 ただし、冷暖房設備使用料、シーツ等使用料は減免の対象から除かれます。

施 設 名	所 在 地	電話<ファックス>番号
もじ少年自然の家	〒801-0812 門司区大字喜多久784-1	093-341-1128 <093-341-1118>
かぐめよし少年自然の家	〒803-0267 小倉南区大字頂吉451-1	093-451-3111 <093-451-3133>
玄海青年の家	〒808-0121 若松区大字竹並126-2	093-741-2801 <093-741-4432>
畑キャンプセンター	〒807-1124 八幡西区大字畑2193-2	093-618-3951 <093-618-3951>
夜宮青少年センター	〒804-0042 戸畑区夜宮一丁目2-1	093-871-3465 <093-882-0589>
ユースステーション	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 (コムシティ地下1階)	093-621-0132 <093-621-0133>

- ⑤ 子育て支援施設
 子どもの館で「1日共通利用券（個人）の料金」が減免になります。
 子育てふれあい交流プラザ（元気のもり）で「プレイゾーンの1日利用券の料金」が減免になります。
 また、両施設とも、障害者手帳をお持ちの方は減免、その介護の方1名は無料です。

施 設 名	所 在 地	電話<ファックス>番号
子どもの館	〒806-0021 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ7階	093-642-5555 <093-642-5677>
子育てふれあい交流プラザ (元気のもり)	〒802-0001 小倉北区浅野三丁目8-1 A I Mビル3階	093-522-4150 <093-522-4156>

17 ボランティア等

ボランティア等の育成

※講習会の実施期間などは「市政だより」でお知らせします。

手話奉仕員・通訳者の育成

聴覚障害のある人の福祉に理解と熱意のある人に手話の講習を行い、奉仕員及び通訳者を養成しています。

〔窓口〕

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2453 FAX 093-582-2425

要約筆記者等の養成

中途失聴者・難聴者の福祉に理解と熱意のある人に要約筆記の講習を行い、要約筆記者等を養成しています。

〔窓口〕

視聴覚障害者情報センター（16頁）

盲ろう者通訳・ガイドヘルパーの養成

聴覚及び視覚の重複障害のある人（盲ろう者）の福祉に理解と熱意のある人に講習を行い、盲ろう者のコミュニケーション支援や外出等のガイドを行う盲ろう者通訳・ガイドヘルパーを養成しています。

〔窓口〕

聴覚障害者情報センター（17頁）

点訳・音訳ボランティアの養成

視覚障害のある人の福祉に理解と熱意のある人に点訳・音訳の講習を行い、ボランティアを養成しています。

〔窓口〕

点字図書館（16頁）

ボランティア活動・支援

市民有志による障害福祉を中心としたボランティア活動を推進するため、随時ボランティアを募集しています。その他、ボランティア活動の研修や相談などを行っています。

〔窓口〕

公益社団法人北九州市障害福祉ボランティア協会
TEL 093-882-6770 FAX 093-882-6771

18 選 挙

郵便等による不在者投票 ㊦

〔対象者〕

- ・身体障害者手帳をお持ちの方
 - 両下肢、体幹、移動機能の障害 1級又は2級
 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害 1級又は3級
 - 免疫又は肝臓の障害 1級から3級
- ・戦傷病者手帳をお持ちの方
 - 両下肢、体幹の障害 特別項症から第2項症
 - 心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓の障害 特別項症から第3項症
- ・介護保険の被保険者証をお持ちの方
 - 要介護状態の区分 要介護5

〔手続き〕

郵便等投票を行うには、あらかじめ『郵便等投票証明書』の交付を受けてください。選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に、身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えてお申し込みください。

手続きが終わりましたら、区の選挙管理委員会から『郵便等投票証明書』が届きます。

選挙の際は、その証明書を添えて投票日の4日前までに投票用紙等を請求してください。

投票用紙等が自宅等に郵送されますので、投票日前日までに記載済みの投票用紙が区選挙管理委員会に到着するよう郵送してください。証明書の有効期限は、身体障害者手帳、戦傷病者手帳の方が7年、要介護5の方は、要介護認定の有効期間の末日までです。

〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会（総務企画課）

名 称	電話番号	FAX番号
門司区選挙管理委員会	093-331-1880	093-331-1805
小倉北区選挙管理委員会	093-582-3302	093-581-5496
小倉南区選挙管理委員会	093-951-4113	093-951-5553
若松区選挙管理委員会	093-761-5328	093-761-4975
八幡東区選挙管理委員会	093-671-2887	093-681-8329
八幡西区選挙管理委員会	093-642-1443	093-622-6463
戸畑区選挙管理委員会	093-871-3453	093-871-4807

【代理記載制度】

さらに、郵便等による不在者投票ができる方で次の要件にも該当する方は、あらかじめ『郵便等投票証明書』を添えて、選挙人名簿に登録されている区の選挙管理委員会に代理記載人を届け出ることで、代理記載人が本人に代わって投票の記載をすることができます。

《対象者》

- ・身体障害者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が1級として記載されている方
 - ・戦傷病者手帳に上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症までとして記載されている方
- ※代理記載人は「選挙権を有する方」を届け出てください。

点字投票・代理投票 ㊦

〔対象者〕

ご自分で字を書くことが困難な方

〔内容〕

点字ができる方は、点字投票ができます。投票所には、点字器のほか、点字の候補者氏名等の掲示物、補助照明等を用意しています。

また、ご自分で字を書くことが困難な方は、投票所の係員が代筆で投票用紙に記入する代理投票ができます。投票の秘密は固く守られます。

投票所では、車椅子に座ったままで投票ができる特設記載台も設置しています。

〔窓口〕

各区役所 選挙管理委員会（総務企画課）

名 称	電話番号	FAX番号
門司区選挙管理委員会	093-331-1880	093-331-1805
小倉北区選挙管理委員会	093-582-3302	093-581-5496
小倉南区選挙管理委員会	093-951-4113	093-951-5553
若松区選挙管理委員会	093-761-5328	093-761-4975
八幡東区選挙管理委員会	093-671-2887	093-681-8329
八幡西区選挙管理委員会	093-642-1443	093-622-6463
戸畑区選挙管理委員会	093-871-3453	093-871-4807

点字・音声・拡大版の北九州市長選挙及び北九州市議会議員選挙の「お知らせ」 ㊦

〔対象者〕

障害をお持ちの方で送付を希望する方

〔内容〕

北九州市長選挙及び北九州市議会議員選挙の選挙公報を点訳した「点字版選挙のお知らせ」及び音訳した「音声版選挙のお知らせ」（CD）及び文字を拡大した「拡大版選挙のお知らせ」を希望者に送付します。

〔窓口〕

北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局

TEL 093-582-3071 FAX 093-582-3016

投票支援カード ㊦

〔対象者〕

障害をお持ちの方で希望される方

〔内容〕

投票の際に、お手伝いが必要な方は、あらかじめ投票支援カードにご記入いただくとスムーズに投票ができます。投票支援カードは、ホームページからダウンロードできます。また、投票所にも備え付けてありますので、係員にお伝えください。

〔窓口〕

北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局
TEL 093-582-3071 FAX 093-582-3016

音声版投票所入場整理券 ㊦

〔対象者〕

障害をお持ちの方で送付を希望される方

〔内容〕

投票所入場整理券に記載している内容を、音声で聞き取れるよう「音声コード」に変換した用紙を、封書で受け取ることができます。用紙を読み上げ装置にかざすと、宛名や選挙期日、投票所、期日前投票などの案内が音声で読み上げられます。ただし、読み上げ装置が必要です。

〔窓口〕

北九州市選挙管理委員会行政委員会事務局
TEL 093-582-3071 FAX 093-582-3016

19 市政テレビ・ホームページ等

市政テレビ

- 北九州 Action ファイル KITA CUBE = TNC テレビ西日本【8ch】
毎週土曜日あさ 11 時 15 分～11 時 20 分（字幕放送対応・手話通訳付き）
この番組では、北九州市の政策を、分かりやすく深掘りしてお届けします。
- 北九州市ホームページ
https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08300345_00004.html （令和8年4月現在）

ホームページ

北九州市の市政情報を発信しています。
誰もがホームページで提供されている情報を利用できることを目指して、文字の視認性の確保や音声読み上げ機能などを備えています。

- 北九州市ホームページ
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/>

SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

市政情報や防災情報、市の様々な情報を発信しています。

- 北九州市公式 SNS（X、Facebook、Instagram、LINE）
<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/contents/08300204.html>



点字・声・テキスト版の市政だより ㊦

〔対象者〕

視覚障害のある人（視覚障害1級・2級程度）

〔内容〕

希望者には、「点字版市政だより」、「声の市政だより（デイジー）」、
※「テキスト版市政だより（CD）」（毎月1日・15日発行）のいずれかを無料で郵送します。
※テキスト版は視覚障害者用読み上げソフトが必要です。

〔窓口〕

北九州市市長公室企画・マーケティング課 TEL 093-582-2236 FAX 093-582-2243

点字・声・テキスト版の市議会だより ㊦

〔対象者〕

視覚障害のある人（視覚障害1級・2級程度）

〔内容〕

希望者には、「点字版市議会だより」、「声の市議会だより（デイジー）」、※「テキスト版市議会だより（CD）」のいずれかを無料で郵送します。
※テキスト版は視覚障害者用読み上げソフトが必要です。
発行回数：年4回（各定例会終了後）

〔窓口〕

北九州市議会事務局政策調査課 TEL 093-582-2632 FAX 093-582-2685

20 障害福祉に関する放送番組

テレビ

タイトル	曜日	時間帯	放送波
NHK手話ニュース	月～金曜日	午後1時～	NHKEテレ
	土・日曜日	午後7時55分～	
NHK手話ニュース845	月～金曜日	午後8時45分～	
toi-toi	木曜日	午後8時～	
	土曜日	午後10時30分～（再放送）	
NHKみんなの手話	金曜日	午後2時35分～	
	金曜日	午前11時30分～（前回の再放送）	
週間手話ニュース	土曜日	午前11時40分～	
こども手話ウィークリー	日曜日	午後5時50分～	
ハートネットTVゾーン	月～水曜日	午後8時～	
	月曜日	①午後2時30分～（再放送） ②午後3時～（再放送）	
	火曜日	①午前5時55分～（再放送） ②午後1時10分～（再放送）	

※番組はニュース等により変更になることがあります。

（令和8年4月現在）

ラジオ

タイトル	曜日	時間帯	放送波
視覚障害ナビ・ラジオ	土曜日	午前11時20分～	NHK FM

※番組はニュース等により変更になることがあります。

（令和8年4月現在）

21 施設等の紹介

●障害福祉サービス等指定事業所

最新の障害福祉サービス等指定事業所一覧は、北九州市ホームページで公開しています。
下記アドレスに、障害福祉サービス等指定事業所一覧（毎月更新）を掲載しています。

⇒ <https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600112.html>

以下の一覧を北九州市ホームページでご確認ください。

1 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定及び廃止

指定事業所一覧

2 児童福祉法に基づく指定及び廃止

指定事業所一覧

なお、障害福祉サービス等指定事業所一覧が必要な方は、各区役所高齢者・障害者相談コーナー（7頁）にご相談ください。

●福祉ホーム・地域活動支援センター・小規模共同作業所

地域で障害のある人の社会参加の促進を図るため、作業や生活指導を行っています。

〔問合せ〕

○ 福祉ホーム・地域活動支援センターについて

保健福祉局障害者支援課 TEL 093-582-2424 FAX 093-582-2425

○ 小規模共同作業所について

保健福祉局障害福祉企画課 TEL 093-582-2986 FAX 093-582-2425

■福祉ホーム

〔対象者〕

家庭環境・住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障害のある人（児を除く）

※ただし、常時の介護、医療を必要とする状態にある者を除く。

〔内容〕

現に住居を求めている障害のある人に対し、低額な料金で、居宅その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の提供を行い、障害のある人の地域生活をサポートします。

〔利用者負担〕

家賃、光熱費等の負担があります。

区	施設名	所在地	TEL	FAX	主な障害種別		
					身体	知的	精神
門司	カーサ松ヶ江	〒800-0112 門司区大字畑355	093-481-1281	093-481-7069			○
小倉南	優和荘	〒803-0181 小倉南区大字呼野131-3	093-452-0010	093-452-0724			○

■地域活動支援センター

〔対象者〕

障害のある人（就学児を除く15歳以上）。

〔内容〕

障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等を行う地域活動支援センターを運営する事業者に対し、経費を助成します。

区	地域活動支援センター名	所在地	TEL	FAX	主な障害種別		
					身体	知的	精神
門司	地域活動支援センター ウエンディ本部	〒800-0025 門司区柳町二丁目2-8	093-383-3169	093-391-2167			○
小倉北	地域活動支援センター ひこうき雲	〒802-0001 小倉北区浅野二丁目16-38	093-531-3823	093-513-2571			○
	北九州ダルク ダイケアセンター	〒802-0056 小倉北区黒住町 22-1	093-923-9240	093-923-9240			○
	地域活動支援センター ひまわり	〒802-0015 小倉北区大田町7-10	093-521-5009	093-521-5009	○	○	○
	地域活動支援センター 北九州マック	〒803-0814 小倉北区大手町6-27	093-967-7691	093-967-7692			○
	地域活動支援センター ITアトリエ「ひこうせん」	〒803-0835 小倉北区井堀二丁目4-3	093-980-1890	093-980-1890	○	○	○
若松	地域活動支援センター まどか	〒808-0013 若松区波打町6-12	093-771-1945	093-771-1945	○	○	○
八幡東	地域活動支援センター 陽だまり	〒805-0052 八幡東区西丸山町2-1	093-883-6610	093-883-6610	○		
八幡西	地域活動支援センター 八幡西	〒807-0075 八幡西区下上津役三丁目10-17	093-613-4765	093-613-4765		○	○

■小規模共同作業所

区	作業所名	所在地	TEL	FAX	主な障害種別		
					身体	知的	精神
小倉北	特定非営利活動法人通院介護センターさわやか小倉事業所	〒802-0064 小倉北区片野一丁目2-18-501	093-647-3210	093-647-3210	○		
	生き方のデザイン研究所 ピリープ	〒803-0811 小倉北区大門一丁目5-1（7階）	093-953-6809	093-953-6819	○		○
小倉南	じねん舎クラブ	〒803-0278 小倉南区徳吉西一丁目8-6	093-383-7866	093-383-7866		○	○
若 松	キッチンハーモニー	〒808-0035 若松区白山一丁目5-41	093-751-0194	093-751-0194	○		○
	ひびき灘漁業協同組合 小規模作業所	〒808-0124 若松区大字安屋1742	093-741-0795	093-741-0810		○	○
	小規模作業所まい・らいふ	〒808-0025 若松区中川町6-14	090-5089-3815	093-287-1685	○	○	○
八幡西	特定非営利法人通院介護センターさわやか	〒807-0831 八幡西区大字則松275 番地	093-616-8558	093-616-8558	○		
	ふれあいカフェニッケ森	〒807-0845 八幡西区永犬丸南町三丁目2-31	090-3013-7637	093-602-7637	○		○
	のりまつ工房	〒807-0854 八幡西区泉ヶ浦二丁目21-18	090-9476-4754	093-602-7637	○	○	○

●特別支援学校

種 類	学 校 名	所 在 地	電話＜ファックス＞番号	最寄りの交通機関
知的障害	門司総合特別支援学校	〒800-0006 門司区矢筈町13-1	093-372-6631 <093-372-6632>	J R 「小森江駅」
	小倉北特別支援学校	〒803-0846 小倉北区下道津一丁目10-7	093-592-2103 <093-592-2104>	バス 「下道津四丁目」
	小倉南特別支援学校	〒802-0816 小倉南区若園四丁目1-1	093-921-5511 <093-921-3766>	バス 「小倉南区役所前」
	小池特別支援学校	〒808-0132 若松区大字小敷583-1	093-601-1298 <093-601-1299>	バス 「小池学園前」
	八幡特別支援学校	〒806-0047 八幡西区鷹の巣三丁目7-1	093-641-8675 <093-641-3738>	筑豊電鉄 「穴生電停」
	北九州中央高等学園	〒803-0846 小倉北区下道津一丁目10-12	093-861-0112 <093-592-0114>	バス 「下道津四丁目」
肢体不自由	小倉総合特別支援学校	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-3	093-921-0075 <093-921-0190>	バス 「北方小学校前」
	八幡西特別支援学校	〒807-0075 八幡西区下上津役四丁目8-2	093-612-2210 <093-612-2271>	バス 「上津役出張所前」
病 弱	門司総合特別支援学校	〒800-0006 門司区矢筈町13-1	093-372-6631 <093-372-6632>	J R 「小森江駅」
	小倉総合特別支援学校	〒802-0803 小倉南区春ヶ丘10-3	093-921-0075 <093-921-0190>	バス 「北方小学校前」
視覚障害(県立)	北九州視覚特別支援学校	〒805-0016 八幡東区高見五丁目1-12	093-651-5419 <093-651-9095>	バス 「七条」
聴覚障害(県立)	小倉聴覚特別支援学校	〒802-0061 小倉北区三郎丸二丁目9-1	093-921-3600 <093-931-9904>	「三郎丸二丁目 バス（小倉聴覚特別支援学校前）」

障害者自立支援ショップ

〔内容〕

障害のある人が製作した商品（お弁当、パン、お菓子、小物雑貨、木工品、陶芸品等）を専門に展示・販売する店舗です。

●「一丁目の元気」

住 所 : 小倉北区京町一丁目6-1 京町銀天街紫川入口
営 業 時 間 : 11:00~17:00
定 休 日 : 日曜日、月曜日
運 営 者 : NPO法人 北九州小規模連
連 絡 先 : TEL 093-383-6061 FAX 093-383-6062

●「元気っちゃ！」

住 所 : 八幡西区黒崎三丁目15-3 コムシティ1F
営 業 時 間 : 11:00~15:00
定 休 日 : 土・日曜日、祝日
運 営 者 : NPO法人 列島会
連 絡 先 : TEL 093-622-1333 FAX 093-622-1334

ユニバーサルトイレの設置状況

〔内容〕

本ガイドに掲載している公共施設（一部）におけるユニバーサルトイレの設置状況です。外出する際の目安としてお役立てください。

〔凡例〕

○印：すべての場所に設置 △印：一部の場所に設置 ×印：設置なし

○門司区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
九州鉄道記念館 (093-322-1006)	×	×	○	○	○	×	○	×
関門海峡ミュージアム (093-331-6700)	×	×	×	○	○	×	○	×
わたせせいぞうギャラリー (093-321-4151)	×	×	×	○	×	×	○	×
門司港レトロ展望室 (093-321-4151)	×	×	×	○	○	×	○	×
旧門司三井倶楽部 (093-321-4151)	×	×	×	○	×	×	○	×
白野江植物公園 (093-341-8111)	△	×	×	○	△	×	○	×
もじ少年自然の家 (093-341-1128)	×	×	○	○	×	×	×	×
北九州市立門司図書館 (093-321-6515)	×	×	○	○	○	○	○	×
北九州市立門司図書館大里分館 (093-371-4646)	×	○	○	○	○	○	○	×
北九州市立門司図書館新門司分館 (093-481-1153)	×	○	○	○	○	×	○	×
門司市民会館 (093-321-2907)	×	×	△	△	△	×	△	×
門司体育館 (093-381-6445)	×	×	×	○	×	×	○	×

○小倉北区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
北九州市障害者スポーツセンター (093-922-0026)	△	△	○	△	△	×	△	△
北九州市漫画ミュージアム (093-512-5077)	×	△ ※洗浄場所は有	○	○	○	○	○	×
北九州市立文学館 (093-571-1505)	×	○	×	×	○	×	○	×
北九州市立松本清張記念館 (093-582-2761)	×	×	×	○	△	×	○	×

小倉城 (093-561-1210)	×	×	○	×	×	×	○	×
しろテラス (093-561-1210)	×	△	○	○	△	△	○	×
小倉城庭園 (093-582-2747)	×	×	○	×	△	×	○	×
到津の森公園 (093-651-1895)	△	△	○	×	△	○	△	×
子育てふれあい交流プラザ(元気の森) (093-621-0132)	×	△	×	△	○	×	○	×
北九州市立中央図書館 (093-571-1481)	×	×	○	○	△	×	○	×
北九州市立子ども図書館 (093-571-0011)	×	△	○	○	×	○	○	×
J:COM 北九州芸術劇場 (093-562-2655)	○	○	○	△	△	○	○	×
男女共同参画センタームーブ (093-583-3939)	×	×	○	○	○	○	○	×
北九州メディアドーム (093-941-0945)	×	×	△	△	△	×	△	×
北九州メッセ (093-541-5931)	△	△	△	△	△	△	△	×
西日本総合展示場 (093-541-5931)	△	×	△	△	△	×	△	×
北九州国際会議場 (093-541-5931)	△	×	△	△	△	×	△	×
ミクニワールドスタジアム北九州 (093-521-2020))	×	△	○	○	○	○	○	×
小倉北体育館 (093-923-0823)	×	×	×	×	×	×	○	×

○小倉南区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
志井ファミリープール (アドベンチャープール) (093-963-5900)	×	×	○	×	△	△	△	×
かぐめよし少年自然の家 (093-451-3111)	×	×	○	○	×	×	×	×
北九州市立小倉南図書館 (093-952-4511)	×	○	○	○	○	○	○	×
北九州市立小倉南図書館曽根分館 (093-475-0120)	×	×	○	○	×	×	○	×
小倉南生涯学習センター (093-931-1286)	×	○	○	○	○	○	○	×
大庭産業アリーナ小倉南 (093-963-2675)	×	×	×	○	×	×	○	×

○若松区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
北九州市響灘ビオトープ (093-751-2023)	×	×	×	○	○	×	○	×
グリーンパーク (ひびき動物ワールド含む) (093-741-5545)	×	△	○	○	○	△	○	×
玄海青年の家 (093-741-2801)	×	×	○	○	×	×	×	×
北九州市立若松図書館 (093-761-2942)	×	×	○	○	×	×	○	×
北九州市立若松図書館島郷分館 (093-701-3991)	×	○	○	○	○	○	○	×
若松市民会館 (093-771-8131)	×	○	○	×	△	△	○	×
若松体育館 (093-761-1983)	×	×	○	×	○	×	○	×

○八幡東区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
スペース LABO (093-671-4566)	○	○	○	○	○	○	○	×
いのちのたび博物館 (自然・歴史博物館) (093-681-1011)	△	×	○	○	×	×	○	○
北九州市立八幡図書館 (093-671-1123)	△	△	○	△	△	×	○	×
響ホール (093-662-4010)	×	×	△	×	△	△	△	×
総合体育館 (093-652-4001)	×	△	○	△	△	×	△	×
八幡東体育館 (093-662-9000)	×	×	×	×	○	×	○	○

○八幡西区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
北九州市立 長崎街道木屋瀬宿記念館 (093-619-1149)	×	×	×	○	○	×	○	×
畑キャンプセンター (093-618-3951)	×	×	○	○	×	×	×	×
ユースステーション (093-621-0132)	コムシティ地下1階または地上3階の多目的トイレを案内							
北九州市立子どもの館 (093-642-5555)	△	△	○	○	×	×	○	×
北九州市立八幡図書館折尾分館 (093-601-1199)	×	○	○	○	○	○	○	×
北九州市立八幡図書館八幡南分館 (093-618-8441)	1階（出張所内）の多目的トイレを案内							

北九州市立八幡西図書館 (093-642-1186)	△	○	○	○	△	×	○	×
黒崎びびしんホール (093-621-4566)	△	△	○	○	△	△	○	×
本城陸上競技場 (093-692-0886)	×	×	○	×	×	×	○	×
的場池体育館 (093-631-0180)	×	×	○	○	×	×	○	×
折尾スポーツセンター (093-691-0812)	×	×	○	○	×	×	○	×

○戸畑区

施設名	ユニバーサル ベッド	オストメイト 設備	車いす 対応便座	回転スペース (150cm 以上)	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	音声案内 装置
北九州市立美術館 (093-882-7777)	×	○	○	○	○	×	○	×
夜宮青少年センター (093-871-3465)	×	×	○	○	×	○	×	×
北九州市立戸畑図書館 (093-871-3464)	○	○	○	○	×	○	○	×
旧安川邸 (093-482-6033)	×	○	×	×	○	×	○	×
戸畑市民会館 (093-871-211)	×	×	○	△	△	×	○	×
鞆ヶ谷競技場 (093-881-2556)	×	×	○	○	○	×	○	×
第一警備スポーツセンター 戸畑 (093-883-5501)	△	○	○	○	○	○	○	×

授乳室の設置状況

〔内容〕

本ガイドに掲載している公共施設（一部）における授乳室の設置状況です。外出する際の目安としてお役立てください。

〔凡例〕

○印：すべての場所に設置 △印：一部の場所に設置 ×印：設置なし

区	施設名	ベビーシート	ベビーチェア	緊急呼び出し ボタン	備考
門司	白野江植物公園	○	×	×	おむつ用ごみ箱あり
門司	関門海峡ミュージアム	○	×	×	2 F
門司	わたせせいぞうギャラリー	×	×	×	1 F
門司	門司港レトロ展望室	○	×	×	3 1 F
小倉北	北九州市漫画ミュージアム	○	○	×	おむつ用ごみ箱、 シンク（お湯は出ない）、 ソファ、扇風機あり
小倉北	到津の森公園	○	○	×	

小倉北	北九州市立子育てふれあい交流プラザ 元気のもり	○	×	×	
小倉北	北九州市立子ども図書館	○	○	○	
小倉北	J:COM 北九州芸術劇場	ホール内に専用授乳室はないが、リバーウォーク北九州内にある			
小倉北	男女共同参画センタームーブ	×	×	○	子供預かり室(子供の部屋)に設置／3階会議室も利用可能
小倉北	北九州メッセ	△	△	△	
小倉北	西日本総合展示場	△	×	△	
小倉北	北九州国際会議場	△	×	△	
小倉南	志井ファミリープール	△	△	△	
小倉南	北九州市立小倉南図書館	×	○	×	
小倉南	小倉南生涯学習センター	○	×	×	
若松	グリーンパーク	△	×	○	
若松	若松市民会館	応接室を代用する場合がある			
八幡東	スペース LABO	×	○	×	調乳用給湯器あり
八幡東	いのちのたび博物館	○	×	×	
八幡東	北九州市立八幡図書館	×	×	×	ソファあり
八幡西	子どもの館	○	○	×	
八幡西	北九州市立八幡図書館折尾分館	×	×	×	テーブル・椅子あり
八幡西	北九州市立八幡西図書館	○	×	○	ソファ・シンクあり
八幡西	黒崎ひびしんホール	○	○	○	
戸畑	北九州市立戸畑図書館	×	×	×	

22 障害のある人に関するマーク等

マ ー ク	名 称	あらわす意味	関連団体
	身体障害者標識 (身体障害者マーク)	肢体不自由であることを理由に、運転免許に条件を付されている運転者が普通自動車を運転する場合に表示するように努めなければならないマークです。 他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	障害者のための 国際シンボル マーク	障害を持つ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のシンボルマークです。車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用の方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。 ※個人の車への表示は、障害のある方が乗車していることを周囲に知らせる程度のものになります。道路交通法上の規制を免除されるなどの効力は発生しませんのでご注意ください。	公益財団法人 日本障害者 リハビリテーション 協会
	聴覚障害者標識 (聴覚障害者マーク)	聴覚障害であることを理由に、運転免許に条件を付されている運転者が準中型自動車、又は普通自動車を運転する場合に表示しなければならないマークです。 他の自動車の運転者は、マークを表示した車に対する幅寄せや割込みが禁止されています。	各警察署交通課 県交通安全協会
	耳マーク	耳が不自由なことをあらわすと同時に、耳が不自由な人への配慮をあらわすマークでもあります。聴覚障害であることは外見からは分かりにくいいため、コミュニケーションのサポートのため作成されたものです。 このマークを提示された場合は、「はっきり口元を見せて話す」「ゆっくり話す」「筆談する」等の配慮をお願いします。	一般社団法人 全日本難聴者・ 中途失聴者団体連合会
	盲人のための 国際シンボル マーク	視覚障害を示す世界共通のシンボルマークです。 このマークは、信号や音声案内等、視覚障害者の安全やバリアフリーを考慮した建物、設備・機器にも使用されています。	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会

マ ー ク	名 称	あらわす意味	関連団体
	ほじょ犬マーク	「身体障害者補助犬法」の啓発マークです。店舗や施設の入口など多くの方が目にする場所で見る事が出来ます。法律では、公共の施設や交通機関、病院、飲食店、店舗等で、身体障害者補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）の同伴を受け入れるよう義務づけています。	厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部企画課 自立支援振興室
	オストメイトマーク	人工肛門・人工膀胱を保有している方（オストメイト）であることと、オストメイトのための設備があることをあらわしています。 オストメイト対応トイレの入口・案内誘導プレートに表示されています。	公益社団法人 日本オストミー協会
	ハート・プラスマーク	「身体内部に障害がある人」をあらわすマークです。身体内部（心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）の障害がある方は、その不自由さが外見から分かりにくいため、電車の優先席や、障害者用の専用施設（駐車スペース、トイレ）を利用し注意されるといった誤解を受けることがあります。 このマークを見かけたら、内部障害について理解し、配慮をお願いします。	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会
	ヘルプマーク	義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成されたマークです。 このマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかける等、思いやりのある行動をお願いします。 ※マークの背景は赤色、図形は白色です。	東京都 福祉局 障害者施策推進部 企画課

23 各区役所の窓口電話番号一覧

保健福祉課 高齢者・障害者相談コーナー

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-321-4800	093-321-4802
小倉北区	093-582-3430	093-562-1382
小倉南区	093-951-4126	093-923-0520
若松区	093-751-4800	093-751-0044
八幡東区	093-671-4800	093-662-2781
八幡西区	093-645-4800	093-642-2941
戸畑区	093-881-4800	093-881-5353

保健福祉課 介護保険担当

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-1894	093-321-4802
小倉北区	093-582-3433	093-562-1382
小倉南区	093-951-4127	093-923-0520
若松区	093-761-4046	093-751-2344
八幡東区	093-671-6885	093-662-2781
八幡西区	093-642-1446	093-642-2941
戸畑区	093-871-4527	093-881-5353

保健福祉課 いのちをつなぐネットワーク係

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-1887	093-321-4802
小倉北区	093-582-3440	093-561-7777
小倉南区	093-951-4124	093-951-4136
若松区	093-761-3078	093-751-1753
八幡東区	093-671-3022	093-662-2781
八幡西区	093-642-1334	093-642-2941
戸畑区	093-871-0855	093-873-1169

保健福祉課 健康相談コーナー

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-1888	093-321-4802
小倉北区	093-582-3440	093-561-7777
小倉南区	093-951-4125	093-951-4136
若松区	093-761-5327	093-761-3127
八幡東区	093-671-6881	093-662-7592
八幡西区	093-642-1444	093-642-2941
戸畑区	093-871-2331	093-873-1169

保健福祉課 子ども・家庭相談係

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-1891	093-331-3684
小倉北区	093-582-3434	093-561-7777
小倉南区	093-951-1029	093-951-5502
若松区	093-761-5926	093-751-1753
八幡東区	093-671-6882	093-662-2781
八幡西区	093-642-1449	093-642-2941
戸畑区	093-881-9126	093-881-5353

国保年金課 保険係

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-1832	093-332-7009
小倉北区	(資格給付) 093-582-3400 (保険料) 093-582-3402	093-571-3508
小倉南区	(資格給付) 093-951-4119 (保険料) 093-951-4118	093-921-2044
若松区	093-761-5951	093-751-1508
八幡東区	093-671-2859	093-661-3230
八幡西区	(資格給付) 093-642-1332 (保険料) 093-642-1331	093-642-2681
戸畑区	093-881-2391	093-884-2830

国保年金課 後期高齢者医療担当

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-3310	093-332-7009
小倉北区	093-582-3406	093-571-3508
小倉南区	093-951-4116	093-921-2044
若松区	093-761-5755	093-751-1508
八幡東区	093-671-2859	093-661-3230
八幡西区	093-642-1333	093-642-2681
戸畑区	093-881-2391	093-884-2830

国保年金課 年金係

区役所	電話番号	FAX番号
門司区	093-331-0522	093-332-7009
小倉北区	093-582-3404	093-571-3508
小倉南区	093-951-4117	093-921-2044
若松区	093-761-2961	093-751-1508
八幡東区	093-671-0802	093-661-3230
八幡西区	093-642-1330	093-642-2681
戸畑区	093-881-0622	093-884-2830

障害のある人への虐待は法律で禁止されています

障害のある人への虐待は、『障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）』で禁止されています。

障害のある人に対する、養護者（家族・親族・同居人など）、障害者福祉施設従事者等（障害者福祉施設や障害福祉サービス事業等に従事する職員など）、使用者（本人を雇用する事業主、事業所の上司・同僚など）による次のような行為を障害者虐待といいます。

区 分	内 容	具 体 例
身体的虐待	暴力などによって身体に傷やあざ、痛みを与える行為	・叩く ・つねる ・殴る ・蹴る ・やけどさせる ・物を投げつける ・無理やり食事を口に入れる ・ベッドに縛り付ける ・意図的に薬を過剰に与えるなど
性的虐待	あらゆる形態の性的な行為又はその強要	・キス ・性器等への接触 ・性交 ・性的行為を強要する ・わいせつな映像や写真を見せる ・介助がしやすいという目的で、下半身を裸にして放置するなど
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視や嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えるような行為	・障害に伴う言動などを嘲笑する ・怒鳴る ・ののしる ・悪口をいう ・無視する ・子ども扱いするなど
放棄・放置（ネグレクト）	意図的であるか、結果的であるかを問わず、食事や排せつ、入浴、洗濯など身の世話や介護等を放棄するような行為	・皮膚や衣服、寝具が汚れたまま ・食事や水分を与えない ・掃除をしない ・冷暖房を使わせない ・必要な受診を制限するなど
経済的虐待	本人の同意（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かを見極める必要がある）なしに財産や金銭を使用する行為や本人の希望する金銭の使用を理由なく制限する行為	・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない ・年金や賃金を管理して渡さない ・年金や預貯金を無断で使用するなど

障害者虐待防止法では、『**障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は、速やかに通報しなければならない**』とされています。

皆様のご協力をお願いします。

通報・ご相談は「北九州市障害者虐待防止センター」へ

場所：戸畑区汐井町1-6 ウェルとばた6階

TEL 093-861-3111 FAX 093-861-3122

月曜日～金曜日 9:00～17:45（電話相談は24時間365日対応）

※18歳未満の児童の虐待に関することは「子ども総合センター」へ、65歳以上の高齢者の虐待に関することは、お住まいの地区の「地域包括支援センター」へご相談ください。

障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる 北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）について

北九州市では、市民、事業者および市が協力して、障害を理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、共生社会の実現を目指すことを目的とした「障害を理由とする差別をなくし誰もが共に生きる北九州市づくりに関する条例（障害者差別解消条例）」を制定しています（平成29年12月20日一部施行、平成30年4月1日全面施行、令和6年4月1日一部改正）。

障害を理由とする差別をなくすためには、一人一人が障害および障害のある人への理解を深めるとともに、お互いにしっかりと話し合い、一緒に考えていく必要があります。

「障害を理由とする差別」の禁止

市および事業者は、障害があるという理由で、サービスの提供を拒否したり、制限するなどの取扱いをすること（不当な差別的取扱い）が禁止されています。

また、障害のある人から配慮を求められた場合には、過度な負担でない範囲で必要かつ適切な変更または調整を行うこと（合理的配慮）が必要になります。このとき、市および事業者は、合理的配慮をしなければなりません。

合理的配慮を的確に行うための事前措置

市および事業者は、合理的配慮を的確に行うための事前措置として、「環境の整備」を行うよう努めることを規定しています。

相談窓口など

障害を理由とする差別に関する相談は「障害者差別解消相談コーナー」で専門相談員が対応します。それでもなお解決が難しい場合には、「北九州市障害者差別解消委員会」が助言やあっせん等を行うことで、問題の解決を図ります。

障害者差別解消相談コーナー

障害を理由とする差別に関する相談を受け付け、事案の解決に至るまでの支援を行います。

場所：小倉北区城内1番1号 北九州市役所8階

電話：093-582-5515 FAX：093-582-5516

メールアドレス：s-kaishou@mail2.city.kitakyushu.jp

障害および障害のある人への理解の促進

障害者団体と市が、協働して啓発活動に取り組むことにより、障害および障害のある人に対する理解の促進を図ります。

理解促進活動の一環として、市民や事業者の方向けに出前講演も実施しています。